

Contents

Preface 3

Liquid Area Studies : North East Asia in Motion
Tessa Morris-Suzuki 4

Flying Kites in a Globalizing Sky and Dodgy
Weather Forecasts: Accommodating Ethnic
Minority Laws in the UK Werner Menski 26

Japanese Language Study Coordinator
for Musashino International Association
: Looking back over the last 6 years and
forward towards new challenges
MYAZAKI Taeko 46

Practice Based Innovation in Course Design
: Reflection on the Development of a Course
Fostering Authentic Intercultural Relationships
ABE Yuko 70

The Challenges faced by *Interna-shoku-nai*
and their Solutions HAYASHI Kazuko 86

Coordinators for a Multicultural Society in
Intermediary Support Organizations
: Examining the Possibilities
SUMA Tamaki 100

The Language Life of
Asian Immigrant Women Married to Japanese
: An Analysis of Japanese Proficiency
by Natural Acquisition
TOMIYA Reiko, UTSUMI Yumiko, SAITO Yumi 116

“Another” Phase of Multiculturalization
in Modern Japan as seen
from the Cross-Bordering Lifestyles of Japanese
: Diversified Strategies beyond the Nation-State
among Japanese in Taiwan
KANETO Sachiko 138



Center for Multilingual Multicultural
Education and Research
Tokyo University of Foreign Studies

多言語多文化 実践と研究

Vol.2
2009.12

多言語 多文化 実践と研究

Vol.2
2009.12



実践者と研究者の対話のフォーラム

...

東京外国語大学

多言語・多文化教育研究センター

東京外国語大学
多言語・多文化教育研究センター

第2号発刊にあたって 3

特別寄稿：
液状化する地域研究
— 移動のなかの北東アジア
テッサ・モーリス-スズキ 4

グローバル化の空に揺れる風、
不安定な天気予報
— エスニック・マイノリティの法を
イギリスで適用する
ワナー・メンスキー 26

投稿論文：
〈実践型研究論文〉
武蔵野市国際交流協会
日本語学習支援コーディネーター
— 6年間のふりかえりから新たな試みへ
宮崎 妙子 46

授業における実践の変容
— 異文化を超えた親密化の促進をめざして
阿部 祐子 70

インターナショナルな課題と
その解決に向けて
林 和子 86

〈実践報告〉
中間支援組織における
多文化社会コーディネーターの
可能性に関する一考察
須磨 珠樹 100

〈研究論文〉
結婚移住女性の言語生活
— 自然習得による日本語能力の実態分析
富谷 玲子・内海 由美子・斉藤 祐美 116

日本人の越境するライフスタイルにみる
現代日本をめぐる
“もうひとつの”多文化化
— 台湾でキャリアの再/構築をめざす日本人の
国民国家を超える複合的な戦略から
金戸 幸子 138

多言語
多文化

実践と研究

Vol.2

2009年12月

目 次

第2号発刊にあたって…………… 3

特別寄稿

液状化する地域研究

— 移動のなかの北東アジア…………… テッサ・モーリス・スズキ 4

グローバル化の空に揺れる風、不安定な天気予報

— エスニック・マイノリティの法をイギリスで適用する
…………… ワーナー・メンスキー 26

投稿論文

<実践型研究論文>

武蔵野市国際交流協会日本語学習支援コーディネーター

— 6年間のふりかえりから新たな試みへ…………… 宮崎 妙子 46

授業における実践の変容

— 異文化を超えた親密化の促進をめざして…………… 阿部 祐子 70

インターナショナルの課題とその解決に向けて…………… 林 和子 86

<実践報告>

中間支援組織における多文化社会コーディネーターの可能性に関する一考察
…………… 須磨 珠樹 100

<研究論文>

結婚移住女性の言語生活

— 自然習得による日本語能力の実態分析
…………… 富谷 玲子・内海 由美子・斉藤 祐美 116

日本人の越境するライフスタイルにみる現代日本をめぐる“もうひとつの”多文化化

— 台湾でキャリアの再/構築をめざす日本人の国民国家を超える複合的な戦略から
…………… 金戸 幸子 138

『多言語多文化—実践と研究』の理念…………… 166

『多言語多文化—実践と研究』投稿規定…………… 168

『多言語多文化—実践と研究』執筆要領…………… 170

第2号発刊にあたって

『多言語多文化—実践と研究』は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの研究誌として昨年創刊され、このたび第2号を刊行することになりました。

巻頭では、2009年2月に多言語・多文化教育研究センターが主催した国際シンポジウム「トランスナショナル／トランスカルチュラルな比較地域研究」にご参加いただいた海外ゲストよりご寄稿頂いた論文2本を掲載しています。

また、投稿論文としては、今号よりあらたに設けた「実践型研究論文」を含む計6本を掲載しています。本誌では、既存の学術ジャーナルでは位置づけが困難であった「実践者による現場の記述」を真正面から取り上げることで、学術的な研究成果を現場に還元するだけでなく、実践を現場の外にひらいていくためのさまざまな方法を模索したいと考えています。今号がそのささやかな出発点となることを願います。

『多言語多文化—実践と研究』編集担当

尹 慧瑛

液状化する地域研究

—移動のなかの北東アジア—¹

Liquid Area Studies

North East Asia in Motion

テッサ・モーリス - スズキ*

Tessa Morris-Suzuki

This article uses the historical example of Mount Kūmgang as a starting point for an inquiry into the possibility of a North East Asian regional perspective. Through choosing a specific place and investigating the changes to the network of routes through which that place is connected to the wider world, we can find out both significant things which concern the region as a whole and learn how regions themselves have changed historically.

What I wish to propose in this article is the need to rethink the concept of an "area" (or "region") that has served as a kind of received presumption for all Area Studies to date. If we consider "areas" as places that exist purely on the basis of human action such as travel, commercial trade and communication, then any individual "area", rather than being something fixed and imbued with geographical roots, becomes more like a fountain constantly changing shape. From this "Liquid Area Studies" perspective we can gather that, firstly, "areas" can adopt a plurality of forms; secondly, that often "areas" overlap each other; and thirdly, that "areas" are never eternally unchanging. The approach of liquid area studies focuses on "flows" and "vortices" as two factors related to the interactions of human beings.

History shows that it is people who make areas. In other words, areas are made through both large-scale political strategies as well as an infinite number of small-scale connections made by normal people engaged in travel and exchange

* オーストラリア国立大学教授

across national borders. In all kinds of places – not only North East Asia – the flows and vortices of human interaction which create areas can be violent or peaceful but they are always made and supported by human efforts. The future of Mount Kūmgang as one example of one of these whirlpools of human action which has continued to change over a thousand years of history is in the hands of the people of the region and has the power to influence either the integration or breakdown of the region as a whole.

はじめに——金剛山

2008年7月、韓国のパク・ワンジャという女性が、朝鮮半島の分断線のすぐ北側に位置する金剛山クムガンサンの観光地で海岸を散歩していた際に、北朝鮮の国防軍によって射殺された。彼女の死は、北朝鮮と韓国両国の関係に危機をもたらした。2000年から金剛山クムガンサン(日本語では金剛山こんごうざん、英語圏ではダイヤモンド・マウンテンズとして知られている)は、北朝鮮当局と韓国の現代グループ共同の観光開発事業の用地となっていた。パク・ワンジャの死はこのリゾート地の閉鎖へとつながり、それは、金大中政権キムデジュンおよび盧武鉉ノムヒョン政権の「太陽政策」から生じた南北の共同事業が近年後退していくうえでの、重要な一歩となったのである。金剛山でのこの事件は、日本のメディアおよび国際的なメディアで広く報じられた。だが、金剛山の長くそして興味深い歴史についてふれた報道はほとんどなく、この発砲事件のニュースを見たどれだけの日本人が、金剛山が日本自体の文化史に深く埋め込まれていることに気づいているのか、疑問に思わざるを得なかった。

本報告では、金剛山の歴史の事例を、北東アジアの地域的視座を探究するための出発点としたい。偶然興味をひかれたところがあるため、この例の選択はやや恣意的なものである。だが、この歴史の小さな片隅は、複数の論点を際立たせるのに役立つ。特定の場所を選び、その場所とそれとをとりまく世界とを結びつける経路のネットワークの変化を探究することによって、その地域全体に関する興味深い事からや、その地域自体が歴史的にどのように変化してきたかを知ることができるだろう。地域を見るための拠点として地図上で注目されるのは、首都や主要な貿易港かもしれない。しかし、金剛山のような、宗教上、芸術上、そして観光上の巡礼地でもある場所もまた、その地域の人びとと思想とが変化する流れフローを考察するうえで優位な視点を提供してくれる。また、金剛山は、日本と近隣の北東アジア地域との、しばしば忘却されてきた歴史的なつながりを思い起こさせる要素を持っており、興味深いところでもある。し

たがって本報告は、金剛山から眺めた北東アジアの性質について述べてゆく試みである。

北東アジア——不完全な地域

2003年、アメリカの社会学者ギルバート・ロズマンは、『北東アジアの発達不全な地域主義』と題した著書を刊行した²。この文献は、1990年代からの北東アジアにおける政治的・経済的な統合過程について、それを阻害する要因を注意深く分析するものである。だが、そのタイトルは、この地域の内外両方でさまざまな記述のなかに広く繰り返されてきた、北東アジアに関する認識を表している。西ヨーロッパが、共有された歴史と価値に基づく統合モデルを提供すると広く考えられているのとは対照的に、北東アジアは、不完全かつ不十分で、なぜか失望させられる地域であるとしばしば描写される。政治学者のロバート・スカラビノは、北東アジアの統合に関して、ロズマンよりもはるかに楽観的な展望を持っているが、彼でさえも(いわば当然の成り行きとして)「文化的、政治的、経済的な差異は、現在西ヨーロッパで見られる程度の統合を、不可能にしている」と述べるのである³。

第二次世界大戦の終戦以降の西ヨーロッパでは、「地域的アイデンティティの成長は、制度の構築(institutional building)と信頼の構築(confidence building)とに関連づけられて」きた⁴。しかし、アジア太平洋戦争の終戦から60年以上経過した後でも、北東アジアは(しばしば思い出されるように)あいかわらず深く分断されているように見える⁵。東南アジアとの比較も、好意的でないものが多い。東南アジア諸国がASEANにおいて共通点を見出した一方で、北東アジアは、とりわけナショナリズムの力によって分断されたままなのである⁶。じっさい北東アジアにおけるナショナリズムの堅固さは、ケント・カルダーが述べてきたように、この地域が「地球上もっとも危険な場所のひとつ」として広くまなざされる理由のひとつである⁷。この観点からは、金剛山は、北東アジアの危険なところのすべてを象徴するものとしてみられることだろう。すなわち、世界で唯一残存する冷戦の境界線に隣接しており、二つに分断された、未だに解決を見ない南北朝鮮関係の発火点である——そして、この不安定な関係がこの地域全体の運命を形づくる力を持っているのである。

このような背景に対して、北東アジアの地域主義に関する近年の議論は、地域統合の失敗に関する説明、あるいは少なくとも弱点に関する説明を探求することに焦点を当ててきた。(ロズマンのような)一部の研究者が、近年の政治的・経済的動向にこれらの説明を求める一方で、それらを歴史や文化のなかにより深く埋め込まれているものとして考える研究者もいる。たとえば韓国の世宗研究所セジョンの金聖哲キムソン Cholは、次のように主

張する。すなわち、「北東アジアの独特な歴史的経験は、いくぶん19世紀的な前 - 近代的国家の側面と、20世紀的なバランス・オブ・パワーの対立、そして21世紀のポスト - 近代的な多国間秩序の混じりあった、奇妙な混合体という結果を生んできた。この特性は、北東アジアがヨーロッパのような地域共同体を形成することをより困難にするであろう」、と⁸。

本報告では、北東アジアの不完全な地域主義の原因をめぐる論争に加わるのではなく、その論理を(いわば)逆手に取りたいと思う。換言すれば、北東アジアがなぜ「発達不全な地域」のままであるかを問うよりも、北東アジアの歴史を例として用いて、地域研究がまさにその「領域 (region)」や「地域 (area)」という考えを概念化する方法を問うていきたい。この20年以上のあいだに、地域研究を社会的知へのひとつのアプローチとみなす研究が多くなされてきている。地域研究という方法の価値と限界に関する論争は、しばしば東南アジアから経験的事例を引いてきた。新たに、北東アジアを「地域 (area)」として見ることは、(わたしが信ずるに) 21世紀の地域研究の可能性と限界に関していくつかの有用な洞察を与えてくれるだろう。

地域研究をこえて

地域研究はアメリカ合衆国とその同盟諸国の大学において、冷戦期の1950年代から1980年代にかけて隆盛をみせた。しかし1980年代からは、地域研究という方法はさまざまな方面の深刻な難問に直面してきた。いくつかの批判によれば、世界の特定の地域(たとえば東南アジア、アフリカ、ラテンアメリカ)に注目する領域横断的な研究単位の創造が、ディシプリンに立脚した学術研究の衰退をもたらし、それが学問的な厳密さの欠落につながってきたという⁹。

批判を受けるようになった二つ目の要因は、地域研究が、とりわけアメリカにおいて、国家戦略立案に関与する政府機関からの潤沢な資金援助を受けながら、冷戦の戦略と密接に結びつくようになってきたことであつた。その結果として、地域研究のアジェンダは、(主張されているように)国家によって絡め取られてしまう危険につねにさらされている¹⁰。もちろん、地域研究をアメリカの戦略的かつつなげておくという欲望は、ヨーロッパでの冷戦終結とともに消失したわけではない。たとえばアメリカ陸軍大学による近年の出版物は、このような伝統が今日においてもいかに強く存在しているかをはっきりと例証している。同校が2004年に出版した北東アジアに関するある論文は、アメリカ(そしてとりわけアメリカ軍)がこの地域で「国益を防御し維持することを成功裡に続ける」ために、北東アジア諸国の文化を理解する必要があると強調しているのである¹¹。

そうした取り組みを補佐すべく、この論文の筆者は次のように説明を続ける。西洋の人びとについては、「科学的な方法が、常に我々の発見の手段であり、もっとも基礎レベルで我々の行動に影響を与えてきた」と述べ、北東アジアの人びとは、それとは異なり「つい最近まで科学的方法の影響を受けてこなかった」文化を持っている、と述べる¹²。西洋の人びとが(我々がそう言われているように)個人主義的であるのに対し、北東アジアの人びとは集団志向であるため、「北東アジアのリーダーに接近することは、その文化全体に接近すること」なのである¹³。したがって中華人民共和国のような国を扱う際には、この筆者は次のように強調する。すなわち、「かれらの行動を予想したり影響を与えたりするために、論理や因果関係を用いることはできない。かれらは経験主義に基づいており、結果に向けて行動するという論理は重みを持たない。中国に経験主義的にアプローチし、時とともに自然が正しい結論を生むだろうと考えるかれらの見解を取り入れることは、我々の成功の機会を増進させるだろう」と¹⁴。このような研究が示しているのは、文化研究と軍事戦略の継続的な結びつきばかりではない。地域研究を悪名高いものしてきた、文化を本質化し均質化する1950年代風の文化に対する捉え方が、驚くほどの耐久性をもっているということである。

しかしながら、学界のほとんどのところでは、地域研究は、北東アジアにおける個人主義の欠落または科学的合理性の欠落などといった大雑把な一般化をはるかに超えた地平へと進展してきた。ポストコロニアル研究やカルチュラル・スタディーズに影響されて、地域研究はより自己再帰的になり、自らの方法論を問い直すようになった¹⁵。覇権的な西洋が非西洋地域の「他者(Other)」を観察し分析する学問領域であるよりも、むしろ、多様な声と視座が一定の位置を占める、トランスナショナルな試みへとますます変わりつつある。

だが、重大な概念に関する難問はいくつか残っている。もっとも重要な課題は「地域」それ自体の性質——換言すれば、人間社会と地理的空間とのつながり——を問題にするものである。地域研究は慣習的に、「地域」についてかなり静的な認識に立脚してきた。すなわち物理的地理と環境に包含され、共有された文化によって定義される空間というものである。また別の表現でいえば、平原、山地、河川、海洋といった地理的条件は、ある特定の人びとの集団を他の人びとの集団から切り離す一方で、特定の集団同士を互いに深く接触させると考えられてきた。千年以上ものあいだ、こういった共有された地景のなかで、人びとはそれぞれの自然環境に適合した文化のパターンを発達させた。フランスの歴史家フェルナン・ブローデルが述べたように、「文明を議論することは、空間、土地とその輪郭、気候、植物、在来の動物、そして自然やその他のメリットを論じることである。そのことはまた、人間がそういった基礎条件をど

のように考えるのかを議論することでもある」¹⁶。地域研究は、共有された地域的な文化の根本的な特徴と、それらがその地域の人びとの社会的・経済的・政治的運命に与える影響とを明らかにしようとする試みのなかで、歴史学や地理学・人類学・言語学・社会学などの分野からの見識を集めながら、文化あるいは文明の領域に焦点を当てた。終戦直後の数十年のあいだの数多くの研究は、それぞれの文化的領域を特徴づける価値や信仰、思想の根底的なパターンを明らかにする試みに注がれた。なぜなら、(再びブローデルを引用すると)「日常の出来事に対する社会の反応は・・・論理の問題ではなく、自己の利害の問題でさえなく、言葉にされない、またはしばしば言葉にできない、集合的無意識に由来する強制に対する応答」であるという考えが広く受け入れられていたからである¹⁷。

しかしながら、より最近の研究は、空間や社会・文化に関するこのような見方に対し、根本的な問いを投げかけてきている。たとえば地域研究の「地域(area)」は、通常ヨーロッパや南アジア、アフリカなどといった大陸や亜大陸、または連続する土地のまとまりである。だが、浜下武志やバーバラ・ワトソン・アンダヤといった研究者の議論が示すように、このアプローチは、海や大洋によって生み出されてきた非常に重要な人びとのつながりを無視するものである¹⁸。歴史的に世界の多くの地域での往来は、陸路よりも海路のほうが容易であり続けてきた。この結果として、互いに長い距離で隔てられている漁村や港町の人びとをつなぐ長距離貿易ルートが生み出されてきた。これらの無視されてきた海洋のつながり(maritime connections)に再び注目するならば、地域文化に関する静的かつ本質化された見方を再考せざるを得なくなる。港町の人びとは、内陸地の人びとと何らかの文化的共通点を有しながらも、海の向こう側の遠方の交易相手とも、何らかの文化的特徴を共有しているかもしれないのである。

海洋の世界はこうした交易路にとりわけ富んでいるが、また別の往来航路も、広く散らばったコミュニティからやってくる人びとのあいだに経済的関係と文化的共通性を作り出しながら、大陸や砂漠を横断する。古代から16世紀のあいだに出現しては消えたいくつもの中央アジアのシルクロードは、そのような内陸航路の例である。さらに他の事例は、複数の地域と大陸とに渡る宗教巡礼の道である。金剛山は、朝鮮半島東岸の比較的近づき難い険しい地域であるが、そのような巡礼ルートが持つ力の一例である。険しい山々と壮大な景観は、金剛山という場所を、仏教寺院の建設のために、あるいは瞑想や芸術的創作を目的に世間から隠遁するために、好ましい場所にした。数多く建ち並ぶ寺院のうち最初のものかいつ造られたのかということは、厳密には知られていない。だが、朝鮮への仏教伝来の比較的直後である新羅王朝時代(紀元前57年から紀元935年)の半ばまでには、この地域は、朝鮮半島全体だけでなく中国

でもよく知られた巡礼の中心地となった¹⁹。元の皇帝が1348年に、この山地のなかでももっとも高名な寺院である長安寺チャンアンサの再建に貢献したと言われている。また、20世紀中頃、その近隣の楡帖寺ユシヨムサは、10世紀以上前にトクハリスタン(現在のウズベキスタン、タジキスタン、アフガニスタンにまたがる中央アジアの王国)から伝わったものも含め50体もの仏像を有していた²⁰。

海洋と通商と旅のルートへ注意深く目を向けることは、社会と文化と空間の関係について、より動的で流動的な見方を作り出す。地理のなかに埋め込まれ、それゆえに千年以上も不変であったように見えるのではなく、文化的領域は、動的かつ重複的で、人びとの移動と交流によって継続的に創造され再・創造されるものとして見えてくる。その結果、空間の見方は、フェルナン・ブローデルの世界観よりも、彼と同時代に生きたアンリ・ルフェーブルの世界観に、より影響を受けるものになる。もちろんルフェーブルは、社会空間はそれ自体として存在するものではなく、常に社会的実践によって創り出されるものであると主張した「空間の生産」についての鋭い考察で記憶されている。だが、現代世界において、資本主義の実践は、空間の特定の形態を創り出す一方で、これらの空間が自然なものであると人びとに確信させるように働く——空間は人びとの行為の産物であるという事実を隠すために、である。換言すれば、空間は構築されるものであり、大いに観念的なものなのである²¹。

この空間の構築というより深い感覚は、ひとの移動をめぐる学術的な関心がますます高まっていることと関連している。社会に関する研究が、静的状態をこそ人間の正常な状態であると伝統的に考えてきたのに対し、現在は、人間社会はそれ自体、移動(ナショナルな国境を横断する移動と国内移動の両方を含む)によって構築されていると強調する研究が豊富な成果をあげている。たとえば伊豫谷登士翁は「方法としての移民」という論考のなかで、移民を、定住生活という「規範」に対するひとつの逸脱とみなす考え方を問い、とりわけ、そのような考え方ゆえに移民を国家権力による管理の焦点とみなすまざしに対して異議を唱えている²²。伊豫谷が示唆するのと同様に、移民研究者によって一般的に提起されてきた問いを逆さにすると良いかもしれない。つまり、何が人びとを移住に駆り立てるのかを問うのではなく、その代わりに、いかなる特別な条件がある人びとの集団をそこにとどまらせるのか、と問うてみるのである。

地域——フロ流れと渦

そうした試みは、「液状化する地域研究(liquid area studies)」と呼び得るような方法への扉を開いた。「液状化する地域研究」の出発点となるのは次のような考え方であ

る。それはすなわち、「地域(area)」というのは、旅行や通商やコミュニケーションといった人間の活動によってのみ存在するようになる、という考え方である。比較的長距離を越えての相互の交流を通じて人びとは、生活スタイルや認識に関する共通性を発見したり作り出したりする。そうした共通性のなかには、新しく生み出されるものもあるが、過去に存在していたつながりを再発見または再創造することによって生み出されるものもある。

言い換えるなら、ある地域というのは、地理的な基層に埋め込まれた固定的なものというよりも、絶え間ない運動や変化によってのみ形づくられる噴水のようなものである。噴水と同じように、動きが方向を変えたり停止したりすると、地域は、形を大きく変化させたり完全に消失したりする。地域は人間の行為や動きによって構成されるというこうした考え方は、以下のようないくつかの帰結を導く。第一に、「地域(area)」は非常に多様な形態をとり得る。地域は、広大な、拡がりをもった土地に住む人びとを結びつけることもあるが、空間的には互いに遠く隔たった地点同士を結びつける連環から構成されることもある。第二に、「地域(areas)」は重なりあっているかもしれない。つまり、人びとが互いに隣接して生活するからといって、必ずしも互いに取り引きや交流をしたり考え方を共有したりしているとはかぎらない。同じ街や地方のなかにも、さまざまな集団が存在する可能性があり、それらの集団が、それぞれの社会的空間で生活し、ゆえに異なった地域に属しているということもありうる。第三に、液状化する地域研究は、どんな地域における文化的な一体性や統合でも、それらが長期間にわたって何の変化も蒙ることなく存続するという想定に対して、いかなる根拠も提供しない。いくつかの場所では、安定的な相互関係がかなり長期間存続する「地域」を生み出すこともありうるが、別の場所では、「地域」の輪郭や性質といったものは非常に流動的で、時間の経過にもなつて繰り返し劇的な変容を蒙ることもある。

液状化する地域研究というアプローチは、その領域を画定する地理的な境界や文化を形づくる環境条件を探求することから始めるのではなく、人間の相互作用に関わる二つの要素に注目するところから始める方がより有益であろう、ということを含意している。その二つの要素とは、「流れ」と「渦」である。周知のことではあるが、流れとは、社会的集団同士を結びつける人やモノや觀念の動きのことである。それは、移民の動きであつたり貿易のルートであつたり、巡礼の道であつたり、あるいは軍隊の進退によって刻み込まれた足跡であつたりするだろう。社会的・文化的な地域というものは、そうした流れが豊富に流れ込み交差することによって形成される。

他方、渦とは、複数の流れが交じり合う場所である。そこでは、旋回する社会的お

よび文化的な相互作用が渦巻きを作り出している。それは、複数の貿易ルートが交差する都市や島であるかもしれないし、あるいは競合する政治的諸勢力が接触と衝突を繰り返す戦略的な重要拠点であるかもしれない。さらには、さまざまな遍歴を背負った信仰者たちを惹きつける巡礼地のような場所かもしれない。海流がぶつかり合うところがそうであるように、そうした渦巻く場所というのは、とくに栄養豊富であることが多く、生命を維持し、(この場合には)社会的・文化的な変化の種を育てるのに適している。しかしながら、流れが歴史のなかで変化すると同様に、渦もまた歴史のなかで変化する。活発な出会いの場であり貿易の拠点であった場所も、移動や通商の道筋が変われば重要性を失って衰退し、やがて見捨てられてしまう。そして、新しい流れと渦が別の場所にあらわれてくるのである。

変わりゆく北東アジア——中華世界

液状化する地域研究という概念は、北東アジアの動向を理解するためのひとつの視座を与えてくれる。数世紀にわたってこの地域は、統合と分解の時局をくりかえしてきた。そのたびに地域の輪郭と力学は変容してきた。くり返し訪れる地域的な紛争や分裂によって、地域を結びつける流れは断ち切られてきた。統合の局面を再生させるためには、古いつながりを修復し、新しいつながりを作り出す必要があった。このように北東アジアという地域は、永久に再建され再創造されつづけているのである。そうした再創造のうねりを迎えるひとつの方法は、特定の渦に収束する流れが時間のなかでいかに変化してきたのかを考察していくことである。

明王朝(1368-1644)から初期清王朝(17世紀中頃から18世紀まで)までの中華北東アジアは、朝貢ネットワークによってつながっていた。朝貢ネットワークは、地域の遠隔地を中華帝国の首都に結びつけていただけではなく、江戸やソウルといった都市や満州の齊齊哈爾のような貿易拠点を、内陸地と結びつける機能をも果たしていた。こうした流れの構造はまた、現在のベトナムの北部にあたる安南といった地域やベトナムの首都である東京(今日のハノイ)——そうした地域は通常、今日の地域研究では東南アジア地域の一部であるとみなされる——までをも含むほどに広がっていた。

地域の統合が最高潮に達したとき、移動ルートのこうしたネットワークは濃密で複雑なものとなっていた。朝鮮からの朝貢使節は、たびたび朝鮮半島を北上し満州を抜け、明の首都である北京を目指した。それは、朝鮮がますます中国に依存するようになったということではなく、朝貢に赴くことは使節にとっても利益が大きかったという事実をあらわしている。中国は、琉球王国や安南のさらに先まで広がった複雑かつ多民族的な知的ネットワークを維持していた²³。他方、中華帝国のアジア海域とのつ

ながりの多くは、寧波ニンポーのような東部の港を通じて行われた。寧波の港は、朝鮮半島南部や日本の南西部の港湾都市と密接に結びついていたのである²⁴。

明朝時代、日本と大陸アジアとのあいだの交流が活発になるにつれて、宗教や学問や芸術の相互作用が促進された。そのおかげで、(たとえば)毛筆画家として有名な日本の僧侶である周文(1414-1463)が仏教の経典を求めて朝鮮へと渡ることが可能となったし、周文の朝鮮人の同僚で彼と同名であった李周文イジュムンの日本への渡航も実現したのである。日本人の周文が実際に金剛山を訪れたかどうかは分からないが、彼は間違いなくその存在については知っていたし、実際に眼にしていなくとも脳裏に浮かぶその景色は、日朝二人の周文が日本に持ち込んだ風景画に影響を与えていた。周文は、朝鮮の寺院に滞在するあいだに、中国からもたらされた宗教的または芸術的な思想に接したことだろう。それらは朝鮮の僧侶や使節によって——北京へ向かう者たちは北へ、あるいは寧波行きの貿易船に乗り込む者たちは南へと旅立っていった——持ち帰られたものであった²⁵。

実のところ、宗教的な巡礼地へのルートは、しばしば貿易や外交のルートと合流していた。周文のもっとも有名な弟子であった雪舟(1420-1506)が放浪した旅程は、このことをよく例示している。雪舟は、1460年代に、山口と寧波とのあいだの密接な通商関係を利用して寧波経由で北京に向かっている。さらに、雪舟は日本に帰国するまでのその後の二年以上にもわたって、北京から、天津、南京、蘇州やその他の中国各地を訪れている。その後彼は、日本の風景画の発展に甚大な影響を与えることになる豊かなアイデアを抱えて帰国したのであった²⁶。

北京のような都市や寧波のような港はそれゆえ、たくさんの方向からの流れフローがぶつかり合う渦であった。雪舟のように放浪する僧侶や画家は、たとえば北京のような都市においては、中国人だけではなく朝鮮人の使節や芸術家とも出会っていたであろうし、さらには(おそらく)安南や中央アジアから来ていた旅人も出会っていたことであろう。金剛山もまた、小規模ではあるが、そうした地域的な流れフローのなかの渦であった。金剛山の僧侶たちは、朝鮮や中国の他の有名な巡礼地へと旅立っていったし、また、僧院を維持していくために必要な施しを求めて放浪の旅に出たのであった²⁷。他方、巡礼の地としての(百を超えるといわれた)金剛山の寺院は、信仰深い仏教信者ばかりでなく、著名な儒学者であった権近クオンクン(1352-1409、陽村という名でも知られていた)のような、有力な朝鮮の高官などをも魅了した。外交使節として北京へと向かうのと同じように、権近は金剛山においては思索の時を過ごした。朝鮮王朝の成立直後である1396年には、金剛山で一篇の詩を含む文芸作品を書き上げている。そのなかで彼は、「突兀岡巒」(切り立った絶壁の山)の頂上に立って「俯視鴻濛」(つまり天地の混沌を

見下ろしている)自分自身の姿を描き出したのだった²⁸。17・18世紀頃までには、そうした宗教的な旅または思索にふける旅は、いよいよ近代的な観光の特徴を帯び始めることとなった。金剛山のように有名な場所は、訪問の記録を書き記した朝鮮人学者たちの作品や、鄭敦^{チヨンソン}(1676-1759、謙齋^{キョムジエ}という名でも知られていた)や金弘道^{キムホンド}(1745-1806、檀園^{タンウォン}という名でも知られていた)といった著名な画家たちが多く描き出した連峰のイメージによって広く知れ渡っていたのである²⁹。

巡礼地に関連した絵画や文芸作品を見てみると、そうした場所自体が、時間のなかで伸縮するネットワークにどのようにつながっているのかを理解することができる。アジアへと侵入する西洋人の数が増加するにつれて、さらに壬申戦争^{イムジン}という惨劇につづいて、かつては安南、琉球王国、そして日本から朝鮮、中国までの地域を横断していた移動の流れは、より厳しく制限されるようになっていった。宗教的な巡礼は繁栄を続けていたが、地理的により狭い圏域の内部へとだんだん閉じ込められていく。清朝の力が衰えるにつれて、中華北東アジアを支えてきた流れ^{フロー}のネットワークが徐々に衰退し、地域の一体性も崩れていった。

帝国主義と再統合——1880年代から20世紀中葉まで

ところが、19世紀の後半期に突入した頃から、新しい相互作用のパターンが生じてきた。それらは、西洋の存在、地域内でのナショナリズム運動の勃興、そしてとりわけ日本の帝國的な拡張主義の力によって深く規定されていた。20世紀初頭にあらわれた、この新たな日本中心の北東アジアは、「統合」が必ずしも慈悲深く、平和的で、平等主義的なわけではないという事実を想起させる。「統合」には、暴力や権力のヒエラルキーがともなうこともあり得るのである。

北東アジアにおける日本の支配は、一般には日清戦争(1894-1895)と日露戦争(1904-1905)として知られている二つの戦争における日本の勝利によって確実なものとなった。しかし、(わたしが別のところで論じたことであるが)これら二つの戦争は、「第一次朝鮮戦争」と呼ぶことのできるような一連の紛争過程として考えるのが最もよいであろう(というのも、この紛争の根元には朝鮮半島の支配権をめぐる争いが横たわっており、実際の戦闘の多くもまた朝鮮において行われたからである)。この第一次朝鮮戦争での日本の勝利の結果生じた、北東アジアにおける新しい移動ネットワークは、より以前の中華秩序のそれとは大きく異なっていた。重心が東へと移ったことにより、安南のような南の地域はいまやフランスが支配するインドシナの植民地世界に併合されていった。北京のような主要都市の影響力が衰えた一方で、大阪、上海、大連を含むその他の都市が、再形成された地域の新たな渦として登場してきた。

こうした近代北東アジアを形づくる人やモノや知の^{フロー}流れは、鉄道に代表されるようなインフラストラクチャーの新しいネットワークに沿って動いていった。朝鮮鉄道(朝鮮人技師によって着手されたものだが、日本人植民者によって完成された)や南満州鉄道と多岐に渡るその支線は、第一次朝鮮戦争の結果として得られた主要な戦利品に含まれていたものである。これらの鉄道はまた、さらに広大なネットワークの一部にもなっていた。世界の両端にトンネルが開通し、東京とロンドンが直接に鉄道によって結びつく日がやがて訪れるであろう(と夢見られていた)というものである。第一次世界大戦とロシア革命は、そうした夢が決して実現しないことを保障したわけであるが、朝鮮鉄道と南満州鉄道は、新たな北東アジアという地理的身体の隅々にまで栄養を送り届ける動脈となっていた。

鉄道というのは言うまでもなく、金属や土木工事あるいは駅や時刻表を意味するばかりではない、政治的な権力でもあった。南満州鉄道会社のある従業員が述べていたように、「満州へと侵攻した日本帝国主義は、鉄道会社というかたちを取ることにした」のであった³⁰。鉄道は、日本の商人や兵士や開拓民を大陸全土に運んだだけでなく、中国や朝鮮からの移民を満州へと送り込んだ。また日本人の芸術家や文学者を運び、かれらは朝鮮や中国を旅して回った。さらに朝鮮や中国の学者たちを運び、かれらは仕事や勉強のために日本へと渡った。それゆえ鉄道は、暴力の手段であったのと同時に、平和的な知の交換手段ともなっていたのである。鉄道ネットワークは、朝鮮の民族主義を抑え込むために日本の警察を送り込んだ。しかしまた朝鮮のナショナリストたちも、朝鮮と満州のあいだを(ときには変装して)行き来するために列車を利用していった。パク・ヒョンオクが『同床異夢——帝国、社会生活、そして満州における北朝鮮革命の起源』において鮮やかに描き出したように、帝国主義によって作り出された新しい^{フロー}流れのネットワークは、支配者と被支配者の双方の幅広い諸集団によって思わぬかたちで利用され、拡大されることになったのである³¹。

金剛山という小宇宙は、新しい地域力学の特徴のいくつかをよくあらわしている。19世紀の衰退と頽廢の時期をへて20世紀の前半には、金剛山の寺院は、旅人たちの^{フロー}流れを再び呼び寄せる場となっていた。今度の旅人たちは、世俗の巡礼者たちであった。そうした訪問者の出自や、かれらが金剛山にやって来るまでに辿る道というのも、14・15世紀の巡礼者が最盛期であった頃とは様変わりしていた。1910年に日本が韓国を公式に併合した後、新しいフェリーの航路が確立されたことによって、金剛山は^{ウオンサン}元山という港町と結びつき、さらに1931年に金剛山電気鉄道が設立されたことにより、日本の管理下の朝鮮鉄道および南満州鉄道のネットワークと結びついていった³²。そうした輸送の接続の発達は、朝鮮と満州をめぐる観光コースの目玉として金剛山を

選別するという植民地政策の一環であった。金剛山への観光は、日本人だけでなく外国人旅行者にも熱心に宣伝された。1925年から1938年のあいだに、金剛山への年間訪問者数は200人以下から24,000人以上にまで増加した³³。そうした訪問者の多くは朝鮮内部や日本からやって来ていたが、なかにはアメリカ合衆国やヨーロッパからやって来る観光客もいた。金剛山はまた、ホテルや茶店を経営する植民者、さらに三井やその他の日本企業によって導入された林業や鉱業で働く労働者といった、日本人の長期滞在者をも惹きつけたのだった。

20世紀の前半期にこの連峰を目の当たりにした日本の芸術家や文学者にとって、金剛山というのは、スイスのアルプスが19世紀ヨーロッパのロマン主義的空想のなかで占めていた地位と似ていなくもなかった。先駆的な新聞編集者であり社会評論家でもあった徳富蘇峰(1863-1957)は、金剛山の比類なき美を賞賛する詩を詠んでいる³⁴。また他方で、石井栢亭(1882-1958)や丸山晚霞(1867-1942)、さらにその他の20世紀初期の風景画家たちが、その驚くべき景観を描くために日本からこの山岳地帯へとやって来ている。1930年代までには、金剛山を、瀬戸内海や雲仙普賢岳や富士箱根地区といった場所と並べて、国立公園に指定しようとする計画が日本において進行中であつた。それらの場所はすべて1931年の国立公園法という新しい法律によって指定されていたのだが、戦争によって中断され、計画は水泡に帰したのであつた³⁵。

このように、金剛山を日本中心の北東アジアの新しい流れ^{フロー}に再び結びつけることは、過去の再発見と忘却との両方を含んでいた。観光客にとって、この地域の主要な魅力のひとつは、古代の仏教寺院や僧院、仏像や石造りの彫刻作品などが多いことであつた。彫刻は、より昔の世代の巡礼者たちによって刻まれたものである。だが、この連峰を訪れる日本人のなかに朝鮮王朝の時代の詩人や画家の作品を思い起こした人びともいたものの³⁶、観光に関する多くの日本の書籍は、これらの遺産についてふれていなかった。(驚いたことに)いくつかの観光本は、1890年代に金剛山を訪れたイギリス人の旅行家イザベラ・バードがそのときこの連峰を「発見」したものとみなしている——朝鮮の旅行家や詩人や芸術家たちによって描かれた、金剛山に関するより以前の無数の記録などまるで存在したことがなかったかのように、である³⁷。

このような記憶の消去は、物質的な搾取と密接に関連しながら進んだ。とりわけ搾取の対象になったのは数多くの朝鮮人労働者で、鉄道を建設するため、または観光客の荷物を運ぶ「クーリー」として、雇われた。じつさいに観光客自身を絶壁の斜面まで運ぶこともしばしばあつた。その一方で、パク・ヒョンオクが満州における中国人・朝鮮人・日本人のコミュニティ間の相互関係に関する議論で示すように、植民地化の権力によって作られたシステムは、植民者たちが完全に統制できるものではなかった。

ますます増加する学生グループを含めた朝鮮人観光客もまた、自らの歴史や文化を再発見するために、日本の植民地主義によってつくられた鉄道やホテルを利用したのである。このような再発見の興奮が、(たとえば)1938年にキム・オクソンによって、ある学生向け雑誌のために書かれたエッセイのなかに鮮やかに描かれている。彼女は咸興ヘムフンの街の女学生で、教師やクラスメートと一緒に、金剛山の電気鉄道をつかって仏教遺跡を見学するため金剛山を訪れたのだった³⁸。観光客の目的地というものはまた別の金剛山の役割としては、多国籍の人びとの出会いの場というものがあり、これはアメリカのジャーナリスト、ヘレン・フォスター・スノウの回顧録に描かれている(彼女はニム・ウェールズというペンネームでも書いている)。スノウは1936年に、「日本を嫌い、アジアで唯一重要なプロテスタントのコミュニティである朝鮮に対して特別な責任を感じている無口な宣教師」とともに、日本が経営する内金剛ホテルのペランダにいたときのことを思い返している。この出会いはのちに、スノウに朝鮮人の独立闘争の闘士たちとの接触をもたらし、彼女は著書『アリランの歌』のなかでかれらのことを共感に満ちた叙述で描いている³⁹。

これらのさまざまな旅の経験は、1910年代から1940年代初期までの北東アジアの帝国主義的な多文化主義の、ある重要な特徴をあらわしている。近代の地域の新しいフロー流フローは、上海、奉天(今日の瀋陽)、丹東といった民族的に多様な都市と、そこでの中国人、日本人、朝鮮人、ロシア人、そして西洋人のコミュニティを作り出したのである。しかし、水と油のように、それぞれのグループは隣接して流れていたが、混じり合うことは減多になかった。それゆえに大町桂月や石井柏亭、与謝野晶子(1928年満州訪問)といった日本人旅行者たちは、満州と朝鮮のあちこちを移動し、日本人の著名人を訪問したり日本経営のホテルを利用したりして、その周囲の景観ゆえにはあるが、ほとんど完全に「日本」であるところに滞在したのであった。

冷戦の数十年——1945年-1980年代

1945年の日本帝国の崩壊は、北東アジアに対して、20世紀前半の数十年のあいだ地域をつないでいた結び目の突然の決壊をもたらした。この地域を引き裂いた分断の力は、戦後ヨーロッパを分断したものよりもじつに複雑で根が深いものだった。ヨーロッパは西側と東側を分かち一枚の「鉄のカーテン」によって分裂させられたが、カーテンの西側においては、越境的な移動が比較的容易であり、また、文化的なコミュニケーションは豊かだった。冷戦の分断によって二つに分けられたにもかかわらず、ヨーロッパは、第二次朝鮮戦争(1950-1953)で北東アジアが経験したような、新しい超大国間の武力衝突という「熱い戦争」は経験しなかったのである。

北東アジアにおける亀裂は複雑なものだった。38度線は、冷戦の複数の分断線のひとつに過ぎないものになっていったが、そのうちもっとも長く続いていることが明らかである。1960年の中国・ソビエト間の決裂はこの地域に面してまた分断線を作り出し、冷戦の秩序は、北東アジアの非共産圏の部分においてまで、ナショナルな諸社会を孤立させいくつもの家族を分断するような境界線を作り出した。アメリカの軍隊の傘の下で、「共産主義者による転覆」のあらゆる脅威を封じ込めようという試みは、韓国と台湾と日本のあいだ、そして沖縄と日本のあいだの、人びとの移動を厳しく制約することを含んでいた。他方、中国、北朝鮮、ソ連の東部では、共産主義政府が、国際的な越境だけでなく、自分たちの国境の内部においてまでも、人びとの移動に厳しい管理を施したのだった。

この分断された世界のなかでは、イデオロギー的な対立はいくつもの激しいナショナリズムに重ねられ、文化の場もナショナル化されイデオロギーを傾注されていった。金剛山は、朝鮮戦争のなかでももっとも激しい戦いのいくつかを経験した。長安寺は韓国とアメリカ合衆国の戦争捕虜たちの宿営所に使われ、のちに近くの楡岾寺のように完全に破壊された。連峰は、東京とソウルからだけでなく、南にわずか15キロメートルの花津浦ファジンポのような村からでさえ、にわかにな寄りたいたいものになった。山々の景観と芸術的な遺産(少なくとも戦争を耐えたもの)は、世俗的な巡礼地として残っているが、今ではほとんどすべての訪問者が、北朝鮮の国境の内側から訪れる人びとである。1960年代のあいだ連峰には労働者の休養施設が発展し、共産党の幹部だけでなく、一般の人びとが金剛山の景色と新鮮な空気の中で息抜きをするためにそこを訪れた。わたしが会話を交わしたことのある、北朝鮮からのひとりの難民は、1966年に金剛山で休日を過ごしたとき楽しんだ美味しい食事と心休まる景色のことをいまでも喜びとともに覚えている。彼は、新義州シンウイジュという北部の国境沿いの町にあった工場から金剛山を訪れ、金日成キムイルソンの体制が北朝鮮の人びとに約束し最終的に与えることのできなかった、より裕福な生活というものをわずかに覗かせてもらえたのであった(金剛山の労働者の休養施設は、1960年代の末あたりからは、一般の労働者にとっては近づけない場所になったようである)⁴⁰。険しい山の風景はやがて帝国主義に対する朝鮮の頑強な抵抗の象徴となり、昔の訪問者たちによって何世紀ものあいだ残されてきた彫り物に並んで、党首金日成の言葉の引用が石々に刻まれた。連峰に近づくことのできる外国人は、数少ない高位の公式訪問者のみである。興味深いことに、非常に少ない冷戦期の日本人訪問者のなかには、著名な芸術家丸木位里と丸木俊の名があった。かれらは、北朝鮮政府によって、画家雪舟の没後450年を記念するための1956年の式典に招待されたのであった⁴¹。

再統合への長い道のり——1980年代以降

わたしたちは21世紀の最初の10年の終わりを、そして日本による朝鮮併合から100年を迎えようとしている。北東アジアの人びとは、いまも、冷戦によって困難になった地域的な^{フロー}流れを漸進的に再創造する過程のなかにある。1980年代以降、ソビエト連邦の崩壊と中華人民共和国の変革は、地理的には互いに隣接しているもののイデオロギーの障壁によって何十年も分離させられてきた、いくつもの場所同士がみごとに再び結びつく道を開いてきた。これらの新しい^{フロー}流れを支える物理的なインフラストラクチャーは再び変容してきている。今では、高速道路、鉄道および航路とともに、空路が主要な役割を果たしている。

地域内の通商は1990年代初期から2004年までのあいだに約6倍に増加し、とくに中国と韓国が北東アジアとの貿易関係を拡大している⁴²。この過程において、複雑な相互依存のパターンが現れた。韓国の商業貿易はいま非常に多くを中国に向けており、2007年までに中国は、韓国にとって最大の輸出市場であり主要な輸入先になった。日本にとっても、中国はやはり2007年までに主要な輸入先となり、(アメリカに次いで)二番目に大きな輸出市場となった。非常に輸出志向の経済である中国にとって、最大の輸入先は日本であるが、輸出市場としては日本は4番目で、ヨーロッパ連合やアメリカ合衆国に引き離されている。中国の急速な経済成長は、この地域内の巨額の投資の^{フロー}流れを支え、またそれによって支えられた。海外直接投資の中国への年間流入額は2002年から2007年のあいだに4倍以上に増加し、日本や韓国、台湾からの地域内投資によって生み出された中国のシェアも非常に大きい⁴³。しかしながら統合のレベルは、国によってだけでなく地方によっても異なっている——たとえばロシアとの国境に近い中国の北東地方は、ロシアとの投資関係のうえでの貿易に多くを依存しており、他方、南東地方はアメリカのような遠く離れた市場を志向している。

それと同時に、国境を横断する旅行者と移民の地域的な^{フロー}流れが現れており、ある人びとは、ひとの移動のより古い道筋を再びたどり、また他の人びとは新しい経路を作り出している。植民地時代に満州に移住した人びとの子孫である朝鮮族の人びとは、数多くが韓国へと移住しており、また朝鮮民主主義人民共和国には約15万人が住んでいると見られている。中華人民共和国の北部から移住した中国人約25万人がいま東ロシアに居住しており、そのうちのほとんどは近年移住した人びとである。中国の人びと、とくに東海岸出身者は日本に移住し、日本における中国系の居住者はいま60万人ほどに達している。その数は、つい最近の日本における外国人登録者において、朝鮮・韓国系の人びとをしのぎ最大となった⁴⁴。数多くの韓国学生が中国に留学し、中国からの多くの学生が日本のカレッジや大学で学んでいる。日本人の若い世代は大

連や上海で職を探している。何万人もの北朝鮮の人びとが中国に向けて、危険な非登録のままの越境を試みており、貿易のために国境を行き来する人びともいれば、より永続的な避難を故国の外に求める人びともいる。21世紀初頭までに、北東アジアにおける国際的な移住者は1900万人に達したと見積もられていた⁴⁵。

国際的な観点でみれば、またこの地域の人口規模の割には、この数は決して大きいものではない。だが、赤羽恒雄とアンナ・ワシリエヴァが指摘するように、「大きな変化が進行中であるという徴しが、この地域の至るところにあらわれている。北東アジアのあらゆる国で、ますます多くの一般的な市民が、近隣の国々を旅する必要や欲望を感じるようになり、そしてじっさいそれが可能であることを知っている。かれらのなかにはホスト社会に永久に定住する決断をする者もいれば、移住労働者として一時的な雇用を見つける者、単純に観光客として旅をする者もいる」⁴⁶。

北東アジアの地域的な流れの新しい波は、グローバル化と、とりわけ中国東部を中心とする市場経済の成長とによって、支えられてきた。しかしこれらの流れは、二つの主要な要素によって遅滞させられ、複雑にされている。その二つの要素はいずれもグローバルな波及効果を持っており、そのひとつはグローバルな市場経済の不安定さである——これは、2008年の終わりに株式市場が暴落したことによって、もっともスペクタクル的に明らかになった。二つ目は、朝鮮半島に存続している、いまだ未解決の冷戦の断片である。それが社会的・経済的な接触を妨害し、危険が絶え間なく続くような空気を作り出しているのである。

地域研究の伝統的アプローチは、このようなつながりを、共有された文化という基層のうえに築かれるものと捉えがちである。それとは対照的に、液状化する地域研究というアプローチは、これらの流れがいかにより今日の経済的・政治的・社会的な力によって生み出されているかを強調する。貿易や移住、旅行によって創り出される接触こそが、人びとを、文化のおよび歴史的な共通性の探求や再発見、再解釈へと導くのである。このような視座からみれば、21世紀の最初の数年間に、金剛山が新しい人びとの流れに対して開かれたことは、現在の北東アジアにおける再統合にとって可能性と危機の両方を例示するもののように見えるだろう。2000年に北朝鮮政府と現代峨山(韓国の現代グループに属する企業)とのあいだで契約が結ばれたのち、連峰は、主に韓国からの観光客を対象にした巨大な観光施設の用地となった。この観光地は、外交会議や、冷戦によって長く引き裂かれていた朝鮮人家族の再会のために利用され、この新しい共同事業は、将来北朝鮮を漸進的に地域に再統合するための先駆的な試みであると考えられた。観光客が自由に現地の人びとと交流することに対しては厳しい監視が敷かれたが、これら金剛山への新しい巡礼者たちは、北朝鮮出身のガイ

ドやホテルで働く人びとと出会い、話をする機会を持ち、また、連峰の素晴らしい景色だけでなく、その周りの北朝鮮の地方の風景をみる機会をも持ったのだった。これらの素朴な人間的な触れ合いは、間違いなく、二つの朝鮮を隔ててきた数十年間の恐怖や敵意を徐々に崩していく助けになった。韓国の人びとが金剛山にガイドまたは観光客として、あるいは小さな店や飲食店を経営するためにやってくる一方で、中国からの朝鮮族の人びともまた、この事業のために集められてきていた。韓国と北朝鮮と中国からの朝鮮人の人びとが一緒になったとき、かれらは、この連峰の芸術的な遺産のなかに詰められている古代の共有された歴史を再発見したのだった。

しかしながら、この再・記憶(re-remembering)のなかでは、金剛山電気鉄道の植民地世界や、金剛山を訪れた大正時代の日本の芸術家や文芸家のことなどは、ほとんど完全に忘れられていた。この忘却は、21世紀の最初の数年のうちに進んだ統合の重要な局面において、日本がほとんど不在であったことを反映していた。1970年代から1980年代の北朝鮮による日本市民の誘拐が露わになって以来、怒りと敵意によって立ち止まった日本政府と日本の企業は、「北朝鮮アレルギー」のようなものを発展させ、貿易と海外投資に向けて北朝鮮を漸進的に開いていく試みに参加することを避けるようになったのである。金剛山へのツアーには日本人観光客も参加したが、その人数は非常に少なかった。2008年5月にわたしが金剛山を訪れたとき同行した100人ほどの観光客のなかには、少数のヨーロッパ人が交じっていたが、日本人はひとりもいなかった。この不在は、より大きな不在を象徴しているように思われる。すなわち、日本が北朝鮮に関する六ヶ国協議に参加するのに乗り気ではないことや、地域の政治的および経済的相互関係に関する重要な課題のために、日本が積極的な役割を果たすことについて全体的に躊躇していることである。

したがって、この地域への金剛山の実験的な再統合は、地域統合に対してアンビヴァレントな日本の取り組みを際立たせることになった。他にもうひとつ、この観光事業によって浮き彫りにされた地域統合に関する重要な特徴は、その成長がまさに地域統合を支えていた市場経済によって作り出された、大きな経済的・社会的不平等であった。韓国の観光客と北朝鮮の現地の人びとは、非常に不平等な関係で、金剛山にて出会ったのである。観光施設の目映い四つ星ホテルは、栄養不良と慢性的なエネルギー不足に悩まされて暮らす人びとに取り囲まれ、孤立した地区に立っていた。ゆえにこの観光事業は、地域の再統合が進むなかで取り囲まれるべき重大な社会的・経済的・政治的問題を縮図的に示していたのである。2008年7月の金剛山での発砲事件の背後には、^{イミコンバク}韓国の李明博政権が積極的な関わりをやめ冷戦の政策を復活させるという劇的な政治的転換と一緒に、このような深刻な不平等が要因としてあったのかもしれない。

この悲劇的な事件が協働と交渉とによって対処されるのではなく、その代わりに事業全体の打ち切りに帰着したことは、確かにいくつかの理由があったのである。

来るべきかたち

今日、かつて権近が「天地の混沌」を見下ろした山頂から北東アジアを眺めてみるならば、わたしたちは、ひとつの地域を再び、流動と不確かさの契機のなかに見るだろう。経済危機と南北間の新たな緊張は、過去20年のあいだの漸進的な再統合からの後退をもたらすのだろうか。金剛山の観光事業が打ち切られたことは、協働から新たな対立へという流れ(tide)の転換のひとつをしるすものなのか。それともこのことは、一時的な中断、つまり北東アジアの冷戦を最終的に終結させるための険しい道りにおけるひとつの躓きに過ぎないということになるのだろうか。

歴史が示しているのは、人びとが地域をつくるということである。すなわち地域は、大きな政治的戦略をとおして、また、国境を越えて旅や交流をする普通の人びとによって織り込まれる無数の小さなつながりをとおして、つくられるのである。ここで概観した地域へのアプローチは、北東アジアの地理や文化、歴史には、より大きな統合を妨げる本来的なものなど何も無いということを示唆している。それだけでなく、統合への模索は、儒教や集団意識といった時間を超越した共通価値への訴えかけに頼ることはできない、ということをも示唆している。北東アジアだけではなくあらゆる場所で、地域を生み出す流れや渦は、暴力的なものも平和的なものも含む人びとの力によってつくりだされ、支えられている。歴史は、わたしたちがそこから結びつき、もしくは対立を生み出す、素材を提供してくれる。

たくさんの方角から来る海流がぶつかりあう渦は、流動的な地域において、とりわけ不安定な地点である——それは新しい生活と大混乱の紛争との、両方を生み出すことができる。金剛山のようなひとつの渦の将来は、変わり続けてきたその千年の歴史とともに、その地域の人びとの手のなかにあり、このような小さないくつもの渦の行方が、将来におけるこの地域全体の統合または解体に影響を及ぼす力を持っているのである。

[注]

- ¹ 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター主催国際シンポジウム「トランスナショナル／トランスカルチュラルな比較地域研究」(2009年2月14日・15日)講演原稿。
- ² Gilbert Rozman, *Northeast Asia's Stunted Regionalism: Bilateral Distrust in the Shadow of Globalization*, Cambridge, Cambridge University Press, 2003.
- ³ Robert A. Scalapino, "Northeast Asia Today: An Overview", p.1. presented at the seminar

- "Human Flows across National Borders in Northeast Asia, November 20・21, 2002, United Nations University, Tokyo", The Center for East Asian Studies, Monterey Institute of International Studies, Monterey, California.
- ⁴ Logan Wright, review essay on Rozman's *Northeast Asia's Stunted Identity*, *Yale Journal of International Affairs*, Winter/Spring 2006, pp.172-175.ここではp.172からの引用。
- ⁵ Qi Zeng, "The Clash of Nationalism in Northeast Asia in the Transnational Context", in *Building a Stable Northeast Asia: Views from the Next Generation*, special issue of *Pacific Forum CSIS Issues and Insights*, Washington DC, Center for Strategic and International Studies, vol. 5, issue 12 September 2005, pp.1-49, 1-51, ここではp.1-49からの引用。
- ⁶ 北東アジアにおけるナショナリズムの問題に関しては、たとえばRozman, *Northeast Asia's Stunted Regionalism*, op. cit. (注1)、およびQi, "The Clash of Nationalism", op. cit. (注5)を参照されたい。
- ⁷ Kent Calder, "The New Face of Northeast Asia", *Foreign Affairs*, January-February 2001, pp.106-121.
- ⁸ Soung Chul Kim, "Multilateral Security and Economic Cooperation in Northeast Asia", *Sejong Seongchek Yeongu*, vol. 4, no. 2, pp.225-297, 2008. ここではp.226からの引用。
- ⁹ たとえばBenedict Anderson, "Studies of the Thai State: The State of Thai Studies", in E. Ayal ed., *The State of Thai Studies*, Athens, Ohio, Ohio University Center for International Studies, Southeast Asia Program, 1978, pp.193-247.
- ¹⁰ たとえばImmanuel Wallerstein I, "The unintended consequences of Cold War area studies", in Noam Chomsky et. al eds, *The Cold War and the University*, New York New Press, pp.195-232.
- ¹¹ Larry B. Rogers, *Northeast Asia: Cultural Influences on the US Security Strategy*, Carlisle PA, US Army War College, Strategic Studies Institute, 2004, p.v.
- ¹² 前掲(注11) Rogers, *Northeast Asia*, p.4から引用。
- ¹³ 前掲Rogers, *Northeast Asia*, p.7から引用。
- ¹⁴ 前掲Rogers, *Northeast Asia*, pp.11-12から引用。
- ¹⁵ たとえばPeter Jackson, "Space, Theory and Hegemony: The Dual Crises of Asian Area Studies and Cultural Studies", *Sojourn: Journal of Social Issues in Southeast Asia*, no. 18, pp.1-41.
- ¹⁶ Fernand Braudel, *A History of Civilizations*, London, Penguin Books, 1995, p.10.
- ¹⁷ 前掲(注16), Braudel, *A History of Civilizations*, op. cit., p.22.
- ¹⁸ たとえば浜下武志編『東アジア世界の地域ネットワーク』国際文化交流推進協会, 1999. Barbara Watson Andaya, "Oceans Unbounded: Transversing Asia across 'Area Studies'", *Japan Focus*, 17 April 2007. 次のURLを参照されたい。 <http://japanfocus.org/products/details/2410> <2008年10月2日アクセス>
- ¹⁹ Yu Hong-Jun, "Geumgangs an ui Yeogsa wa Munhwa Yusan", in Yu Hong-Jun ed., *Geumgangs an*, Seoul, Hakgojae, 1998, pp.11-38を参照。とくにpp.29-30.
- ²⁰ 徳田富次郎『金剛山写真帖』徳田写真館, 1918.
- ²¹ Henri Lefebvre, *The Production of Space*, (英訳Donald Nicholson-Smith), Oxford, Blackwell Publishing, 1991.
- ²² Iyotani Toshio, "Migration as Method", in Iyotani Toshio and Ishii Masako eds., *Motion in Place / Place in Motion: 21st Century Migration*, JCAS Symposium Series 22, Osaka, Japan Center for Area Studies, 2005, pp.3-16.
- ²³ Shih-Shan Henry Tsai, *The Eunuchs in the Ming Dynasty*, New York, State University of New York Press, 1995.

- ²⁴ Takeshi Hamashita, "Tribute and Treaties: Maritime Asia and Treaty Port Networks in the Era of Negotiation", in Arighi, Selden and Hamashita eds., *The Resurgence of East Asia*: op. cit., pp.17-05. とくに p. 19. また Jay Levenson ed. *Circa 1492: Art in the Age of Exploration*, Yale, Yale University Press, 1991, p.386を見よ。
- ²⁵ 前掲(注24), Levenson, *Circa 1492*, op. cit. p.386.
- ²⁶ 芸術家と旅行に関しては、たとえば Sherman E. Lee, "Art in Japan 1450-1550", "Korean Painting of the Early Choson Period", いずれも前掲(注24) Jay Levenson ed. *Circa 1492: Art in the Age of Exploration*, Yale, Yale University Press, 1991, pp.215-328および pp.333-336を見よ。
- ²⁷ 施しを集めるために僧侶を送り出すという慣習は、仁川のような都市においては19世紀後半においてもまだ存続していた。"Report by Mr. C. W. Campbell of a Journey in North Korea in September and October 1889", *British Parliamentary Papers, China* (no. 2), 1891, p.9を見よ。キャンベルは金剛山への訪問に関する詳細な記述を書き残した最初の西洋人であり、(19世紀のヨーロッパ人の偏見は避け難いものではあるが)彼の報告は、その地域に関する重要な情報源としての価値がある。キャンベルはまた、金剛山の素晴らしい写真を何枚か撮っている。その写真は、彼自身の報告ではなく、George N. Curzon, *Problems of the Far East: Japan-Korea-China*, London, Longmans, Green and Co. 1894に取められている。
- ²⁸ Kweon Keun, "Geumgangsán", in Ten poems on prescribed themes, 22nd of this month (15th day of the 9th month, 29th year of Hongwu/15 September, 1396); translation by Dane Alston. わたしにこの詩のことを教えてくれたのは Dane Alston であった。
- ²⁹ Kim Dong-Ju ed., *Geumgangsán Yuramgi*, Seoul, Jeontong Munhwa Yeonguhoe, 1999を見よ。文学者による金剛山への旅の記録は、以下のものを含む。Nam Ho-Un's *Yugeumgangsán* (1485), Seong Jaeweon's *Yugeumgangsán* (1531), Yi Seong-Gu's *Yugeumgangsán* (1603), Kim Chang-Hyeop's *Dongyugi* (1671), Seok Beob-Jong's *Yugeumgangsán* (1670).
- ³⁰ 引用は後藤新平の言葉である。伊藤武雄『満鉄に生きて』(東京、勁草書房、1964年) trans. Joshua Fogel, *Life along the South Manchurian Railway: the Memoirs of Ito Takeo*, Armonk, M. E. Shapre, 1988, p. 5を見よ。
- ³¹ Park Hyun-Ok, *Two Dreams, One Bed: Empire, Social Life and the Origins of the North Korean Revolution in Manchuria*, Durham NC, Duke University Press, 2005.
- ³² コンゴウというのは金剛という名称の日本語読みである。金剛電気鉄道は、1923年から1931年の8年間にわたって建設が行われた。金剛電気鉄道株式会社『金剛電気鉄道株式会社三〇年史』(東京、金剛電気鉄道株式会社、1939年)を見よ。
- ³³ 金剛電気鉄道株式会社『金剛電気株式会社三〇年史』前掲(注32)、p.70.
- ³⁴ たとえば、満鉄京城鉄道局編『朝鮮金剛山』(東京、満鉄京城鉄道局、1924年) p.2を見よ。
- ³⁵ 前掲(注34 pp.165-166. また P. F. Brovko and N. I. Fomina, "The History of Establishment of the National Park Network in Countries of the Asia-Pacific Region", *Geography and Natural Resources*, vol. 29, no. 3, September 2008, pp.211-225; Ministry of the Environment, Japan, "National Parks of Japan" 次のURLも参照されたい。 www.env.gov.jp/en/nature/nps/park/welcome/index.html <2008年12月9日アクセス>
- ³⁶ たとえば徳田富次郎の『金剛山写真帖』を見よ(注20)。
- ³⁷ Department of Railways, Japan, *An Official Guide to East Asia: Vol.1-Chôsen and Manchuria*, Tokyo, Department of Railways, 1920, p.86.
- ³⁸ Kim Ok-Seon, "Keugangsán Tamseunggi" (1938), Kim Yeong-Seok et al., *Sinyeoseong, Gil uie Seoda*, Seoul, Homi, 2007, pp.29-38に再掲載されている。

- ³⁹ Helen Foster Snow, *My China Years: A Memoir*, New York, Morrow, 1984, p.186.
- ⁴⁰ ソウルでの個人的な対話から(2005年6月20日)。
- ⁴¹ "Name List of Japanese Supporting North Korean Policies and/or Visiting North Korea (as noted in Radio Pyongyang broadcasts 16 August 1956 to 15 May 1957)", In Australian National Archives, series no. 1838, control symbol 1303/11/91 Part 1, *Japan – Relations with North Korea*.
- ⁴² 前例は2003年の状況である。
- ⁴³ UNCTAD, *World Investment Report 2008*, New York and Geneva, United Nations, 2008. とくに p.2。
- ⁴⁴ Immigration Control Bureau, Ministry of Justice (法務省入国管理局), Japan, *Migration Control 2008*. 次のURLを参照されたい。http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan80.html<2009年10月29日アクセス>〔上記は英語版。日本語版は、平成21年版「出入国管理」http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan78.htmlを参照のこと〕
- ⁴⁵ Tsuneo Akaha and Anna Vassilieva, "Introduction: Crossing National Borders: Human Migration Issues in Northeast Asia", in Tsuneo Akaha and Anna Vassilieva eds., *Crossing National Borders: Human Migration Issues in North East Asia*, Tokyo, United Nations University Press, 2005, pp. 1-7. p.2から引用。
- ⁴⁶ 前掲(注45), Akaha and Vassilieva, "Introduction: Crossing National Borders", op. cit., p.2から引用。

(訳：松村美穂・山岡健次郎・小野塚和人)

グローバル化の空に揺れる凧、不安定な天気予報

— エスニック・マイノリティの法をイギリスで適用する — ¹

Flying Kites in a Globalizing Sky and Dodgy Weather Forecasts

Accommodating Ethnic Minority Laws in the UK

ワーナー・メンスキー*

Werner Menski

Legal theory is not just theory. It constantly crosses over into forms of 'living law'. In real life, then, there is much need to navigate competing expectations and to find answers to complex questions, visible and invisible. Many of these difficult problems cannot ultimately be 'solved', but have to be managed as well as possible in the circumstances.

Legal theorists and comparative lawyers with an eye on global legal realism may now observe the constant private and public manipulations of legal, socio-economic, ideological and political systems through an image of kite flying. This activity requires constant subtle navigation of a quite vulnerable structure in a potentially turbulent atmosphere. It helps us understand more deeply what we are doing while manipulating law and legal processes as individuals, members of social groups, citizens or foreigners in a state or its office bearers, or simply as global citizens. We all fly kites all the time. Judges are professional kite flyers and Parliaments, too, fly kites while making laws. The global skies are full of kites of different shapes and sizes, maybe at different levels within the sky, with many colours and culture-specific ornaments. Assuming that there are no invisible boundaries in the sky, to avoid massive collisions and crashes of kites we have to be hyper-sensitive now about pluralism and extremely skilled in handling competing pulls from different corners of the kite.

From a pluralist perspective, I find that some of the new unofficial ethnic

*ロンドン大学東洋アフリカ研究所 (SOAS) 教授

minority laws or 'ethnic implants' by migrants will eventually need to be accommodated by state laws. While English law and other European laws are certainly not ready to accept a full-fledged personal law system, some ameliorative kind of recognition will eventually need to be given to avoid manifest injustices to ethnic minority populations, primarily women and children.

はじめに

東京外国語大学で実り多き客員教授期間を過ごしていた2002年、大阪で発表したある論文で、私はイギリスのエスニック・マイノリティに関する当時最新の展開を概観した²。だがそれ以後も、重要な新しい動向やより興味深い判例、さらには新たな法令が現れてきている。それらは次のことを告げている。すなわち、ますます緊密に相互連結していく世界においては、法的システムにとっても移民にとっても、あらゆる種類の境界を横断したりそれと折衝したりすることが、かつてないほどに重要となっているということである。ゆえに、トランスナショナルで文化横断的な比較地域研究をいかに行っていくかについての精力的な議論に加わることは、とても大きな榮譽である。このシンポジウムに私を招待してくれた運営者の方々に感謝したい。

思うところあって、今回の発表にはかなり詩的なタイトルを選んだ。このタイトルの意味はすぐに皆さんに伝わることと思う。ここでは、文化横断的な比較地域研究の分野において非常に重要な、互いに結びついたふたつの展開について報告したい。ひとつは、どちらかといえば理論、とりわけ法理論に焦点をあてている。もうひとつは、イギリスにおける文化横断の先導という実践と、エスニック・マイノリティの法のいまだかなり不十分な適用(accommodation)に、より深く関連している。これら双方の分野には何かしら共通点がある。つまり、それらはつねに大幅な、かつ機敏な変化を見せているのである。またいずれの場合においても、扱われるのは現実の人間集団であり、その思想／観念と生きられた経験である。私にとって法理論とは、単なる理論ではない。それはつねに生きられた経験の諸形態を横断するものである。現実の生活においては、可視的でも不可視でもあるような諸問題に対する解決や解答を導き出す一定の必要が、つねに存在する。法理論家・比較法学者である私には、法的システム、社会的・経済的システム、イデオロギー的システム、政治的システムに対する不断の私的・公的操作が、風揚げとして、ともすれば荒れた天気における、非常に壊れやすい構造物の巧みな操縦として、イメージされる。このイメージは、次のことを描写し、より深く理解するための助けとなり得よう。それは、個人として、社会集団の

メンバーとして、ある国家の市民や外国から来た市民として、あるいは公的立場にある役人として、法や法的プロセスを操作するとき私たちは何を行っているのかということである。つまり、裁判官も法を制定する議会もまた風揚げを行っているのだ。グローバルな空には、さまざまな形や大きさの風が、そして多様な彩色や文化的に独特の装飾を施された風が、ひしめいている。空には見えない境界線など存在しないと考えるならば³、風の大きな衝突や墜落を避けるためには、多元主義について非常に繊細な感受性をもたねばならず、また風のそれぞれの角からくる糸の引っ張り合いの力を調節するために、高度な技術が必要となる。

私の報告における、相互に結びついた二つ目の要素は、移民、コミュニティどうしの関係、多文化的法といった応用研究の分野に関連している。21世紀における最初の10年のうちに、グローバルな法理論はより複雑になり、そして多元主義的意識をより高めてきた。私が説明したいのは、それに伴って、社会的、文化のおよびその他の発展がいかにして、ステイーヴン・ヴァートヴェックが「スーパードイヴァーシティ極度の多様性」と呼ぶ様相を呈するようになってきたのかである⁴。多文化主義やエスニック多元主義は長年のうちになじみのものとなったが、次第に極限的な多様化へと向かっていく環境においては、さらに異種混淆的な結合が起こりうるだろう。ゆえに、いまやアメリカには多様な人種の背景を持つ(mixed race)大統領が登場しているし、皆さんにとってより身近なところでももちろん、全くの日本人とは言えないようなさまざまな種類の日本人児童がいる。彼らは、もはや日本ではなくブラジルで——あるいは浜松かもしれないが——成長した、ポルトガル語を話す子供たちである。あるいは、彼らは日本人とムスリムの両親を持つムスリム家族の一員として、[アラブ首長国連邦の]シャールジャに住んでいるかもしれない。人々の生活における競合するさまざまな要素の混淆は、不断に増大し、そしてより緊密なものとなってきている。そのことによって、学者や分析者である私たちは、文化間のあるいは文化横断的なコミュニケーションや先導や相互作用に関する諸問題に取り組む必要に迫られている。

ゆえに私の重要な論点は、理論的にも実践的にも、21世紀においては多元性をますます意識せねばならなくなるだろうということである。法的な多元主義や社会的・文化的な多様性、そして私たちが学び、尊重しなければならないあらゆる差異に向けて、感受性を豊かにしていかなければならない。さもなければ私たちは、文明化の使命や上位にあるナショナリスト・イデオロギーといった名目によって、あるいは非常に容易に悪用されがちな「法の名において」という言葉によって、殺し合いという結果へと行き着いてしまうだろう。私が主張したいのは次の点である。競合的だが相互に結びついていこうとした重要な諸要素・諸展開は、適切な、かつしばしばきわめて文化

固有的である地域研究の詳細な知識なしには、理解できないだろう。だからこそ、まさにこのシンポジウムは、あらゆるレベルにおける文化横断的なコミュニケーションを推進していくためのグローバルなイニシアティブとして、非常に有意義かつ重要なのである。

21世紀における多元主義意識をそなえた法理論 — 風の飛ばし方を学ぶ

まずは法理論と風揚げについて話したい。法理論の基本原則を当てはめつつ、またそれらの原則が世界のいかなる気象条件においても妥当かつ取り扱い可能となることを要請しつつ、私は次のように主張する。今日の比較法研究の主要課題とは、さまざまな種類の法の競合的な牽引力の間に、適正なバランスを見出す試みである。それはさながら、一瞬の突風や多少の雨降りにもかかわらず、風を空に浮かべ続けようとすることである。もし操縦がうまくいかなければ、風は墜落してしまうだろう。個人は、特定の問題の処し方を誤ることがあり、それによって自滅してしまうかもしれない。国家はと言えば、適切に機能しないことがあり、機能不全の国家や非常に不安定な国家にもなりうるだろう。残念ながらそのような例は世界中に多く存在している。個人の自己調整、社会的コントロール、あるいは国家レベルの、さらには国際法レベルの統治において、適正なバランスを探し求めることは、あきらかに恒常的な難題となる。

世界的に、法理論はいくつかのよく知られた方向で研究されてきた。法理論というテーマは、法律家たちによってあまりに複雑化されたため、もはや彼ら自身にも、法という言葉が何を意味しているのかが分からなくなってしまった。だがそうだとしても、このテーマは、実際には法律家でない人たちにとってもそれほど難しいものではない。私たちはなおも今日、近代主義的な法実証主義の時代を生きている。そこでは‘law’という言葉を開けば、国家の法律(日本語では「法」)のことが自動的に想定されるのである。だが、国家の法と言う以上の意味での法は明らかに存在しているし、また後期近代ないし初期ポストモダニティにおいては、他の諸概念がより突出したものとなりつつある。私たちは、ポストモダニティの帰結であろう法多元主義にもまた、次第に順応しつつあるのだ。

この分野を歴史的に取り扱ってみよう。法は強大な力を持った法制定者とともにその姿を現し始めるのではない。それは自然と環境から出発するのである。人はその一部をなしており、また後には自らそれを分析するようになる。こうして、かつて何百年の間、自然法理論が法に関する学問の全体を支配していたのである。それはヨーロッパでは古代ギリシャに始まった。だが、他のあらゆる主だった法文化においても、

しばしばギリシャにおけるよりもはるか昔にいたるまで、その痕跡を遡ることができ
る。包括的には説明され得ない観察可能な事実・現象としての自然は、さまざまな種
類の文化固有的な信念体系や視野のもととなった。それらは、やはりヨーロッパに留
まらず、世俗的にも宗教的にも自然法の諸形態を創り出した。こうしたさまざまな種
類の自然法について、あらゆる言語のなかに独特の用語が存在する。それを研究する
こと自体は必要であるが、しかしながらももちろん、大半の法律家は言語学者ではない
し、また大半の言語学者は法にほとんど興味がない。ここでもまた、領域横断的な研
究を進展させていく切迫した要請に直面することになる。そうした研究によって、今
日の世界における社会システムと法システムの最も根本的な概念的基礎を理解し、再
評価しなければならない。

グローバルな法学的学問は、ヨーロッパ中心的な知覚に支配されてきた。何百年もの
間、かつての自然法理論がいたるところで支配的であったが、それは初期キリスト教
および中世のヨーロッパだけのことではなかった。ギリシャ・ローマ以後のヨーロッ
パにおいて、カトリックに由来する自然法のキリスト教化が実際に意味したのは、い
かなる支配者でも、自らが神に任命された者であると主張できたということ、そうし
て彼らは宗教的にも世俗的にも権力を求めたということである。しかしながら、これ
見よがしの権力濫用は、実際には改革やいわゆる啓蒙へとつながった。キリスト教の
神は廃棄されず、その代わりにリベラルなプロテスタンティズムによって、特にその
法と宗教と進行中の世俗化とを分割しようとした実践によって、再定義されたので
あった。イギリスでは1832年にジョン・オースティンが、法とは「主権の命令」であ
るという有名な宣言を行った。かくして自然法は、いわゆる「法律外的」な領域に追い
やられ、他のあらゆる形態の神的・宗教的法に対して人間の制定法が特権化されるこ
ととなった。

オースティンはたしかに神を廃絶はしなかったが、その一方で強力な新しい法的パ
ラダイムを、つまり世俗の実定法を創出した。それは過去数世紀の間に、私たちの法
に対する考え方を次第に支配してきたものである。もちろん、慣習法やその他の社会
的規範を創り出すものとしての社会とそれに属する人間は、いつでも存在していた。
しかし、実定法つまり国家中心的な法制定の出現によって、法律家たちはあまりにも
己の仕事に埋没し魅了されるようになり、そのせいで法的実体としての社会にあまり
注意を払わないようになってしまった。もちろんイギリスも例外ではない。実定法は、
統治や社会学の強力な道具となった。そして法律中心主義が、つまり法を全面的に
国家のコントロールに置くべきとするラディカルな実証主義的アプローチが、今日ま
で存続する非常に広範な風潮となったのである。

このように法が権威や権力を排他的に要求することが危険であり、問題のある逸脱へと簡単に行き着きうることを、私はナチス・ドイツの孫世代として十分すぎるほど自覚している。法理論において多元主義的モデルを探究する過程で、私は元東海大学教授の千葉正士の著作から大きなインスピレーションを与えられた。千葉氏は、いまや90歳近くのご年齢で、もちろんすでに退任なさっている。だが、法の内的多元性という本質に関する彼の独創的な仕事は、世界的規模で大きな意味をもっている⁵。私の見るところ、千葉氏の多元主義的方法論は、トランスナショナルで文化横断的であり、法の多様な役割を射程に入れた地域研究がもつ領域横断的な本質を理解するうえで、まさに中心的なものである。

しかしながら世界中のどこでも、大半の法学者はなお、いわゆる「ブラックレター」法[コモン・ローのなかから成文化された法典]にしか関心がない偏狭なテクニカル・スカラーのままである。彼らは法を、完全に独立した、そしてしばしばあらゆる面で排他的である高位の実体だと好んで見なし、特定の型にはまった公式の法律だけが法律家の扱うべき類の法なのだと誇張する。そして今日、グローバル化の時代において、国際的な法律家や、人権のような流行の議論からの圧力が、高まりつつあるのが見受けられる。そうした圧力は法の風を、主として、あるいは専ら、自らの方向だけに引き寄せ、文化固有的な諸要素や地域固有的な諸関心を軽視する。競合する原理主義とグローバル化は現実存在している⁶。しかも、人権に関する多くの学問における世俗的原理主義だけではない。イスラームの法システムにおける宗教権力と世俗的／政治的権力の結合体のあからさまな濫用もまた存在しており、そこではいわゆる原理主義体制があらゆる形態の異議を封じ込めている。こうした傾向もまた、グローバルな空に吹き荒れる非常に危険な乱気流である。それらは新しい形態の原理主義、国家というスポンサーがついたテロリズムであり、多元主義を念頭においた学問は、それと対決しそれを安定した方向に誘導する術を学ばなければならない。

千葉氏が教えてくれたのは、法はどこでも公式な法と非公式な法とから成っており、そしてそのいずれもが、彼が「法的前提条件(legal postulates)」と呼ぶ諸価値とつねに結びついているということだった[Chiba 1986]。つまり、価値中立的な法や文化的影響を免れている法は決して存在しないのである。あらゆる法は文化固有的であり、またそれゆえに内的多様性をそなえている。だから、いたるところにさまざまな二分法があり[Chiba 1986]、それらは統御されるべき緊張と対立を伴っているのだ。

私は、千葉氏の法の三水準モデルを三角構造に発展させ、いくつかの図解にした⁷。千葉の多元主義的視点と他の何人かの学者の論点を発展させていくなかで、私は次第に、法とはつねに自然法や国家が制定した法令や慣習的規範を越えるものであるとい

うことに気付いていった。つまり、今日の世界における法は、単にこの法かあの法かといったものではない。法とは、同時に競合している少なくとも三つのことがらであり、つまりは自然法と実証主義と法的・社会的規範(socio-legal norms)である。それゆえに、内的多元性をもつ現象としての法は、その特定の側面にのみ分析的強調の光が当てられるとしても、つねにそれ自身とは「別のもの」であり、非常に強い緊張を引き起こすものなのである。この緊張は、競り合っている[夙の]各角の間にある中心部において、調節されねばならない。これらの角は、主要な三つの法制定要素としての、自然法と法実証主義と法的・社会的アプローチという主要な法理論を、それぞれ反映している[Menski 2006: 185-189、図- 1を参照]。

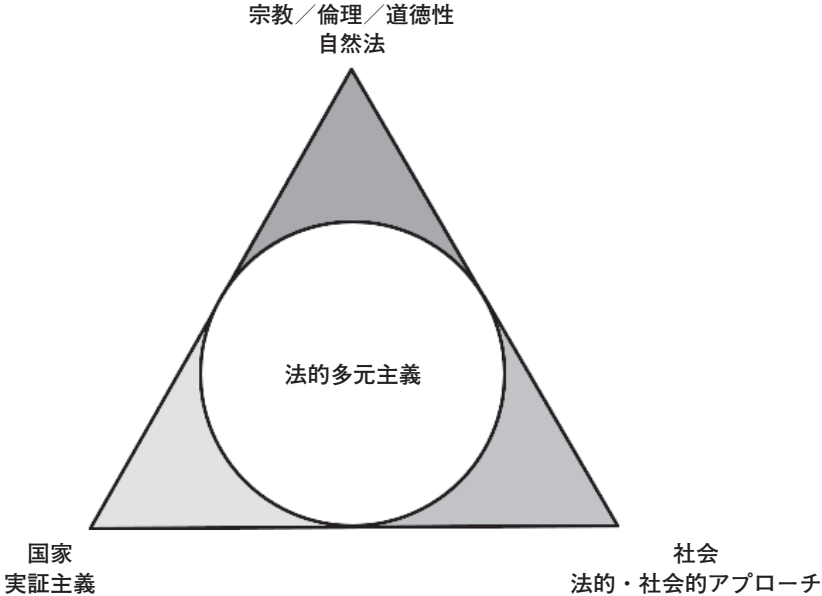


図 - 1

2006年に私は、あらゆる法が社会のなかで完成されること、その広範な中心的空間が法的多元主義のさまざまな結合体に占められているということを基本的に念頭に置きつつ、次の点を強調した。すなわち、非国家的な法としての社会的規範が系統的に低く見積もられており、またしばしば故意に見過ごされているという点である。私は、公式の法と非公式の法と法的前提条件という三要素を伴う千葉氏の多元主義モデル[Chiba 1986]を、適用し地図化した。その結果として発見したのは、この特殊な

分類が実際には、法実証主義、法的・社会的／歴史的アプローチ、そして自然法理論という、支配的な法理論の方向に適合するものだという事である。主要な法理論と法制的実体との明白な適合を示すこの三角形イメージの内側では、つねにその中央に、より良い呼び方が他になければ法的多元主義と呼ぶべきものを導いていくための大きな余地が存在していた。

ここで私は、この三つの角に番号を付けたい。まず法制定の要因としての「社会」には1を、次に国家には2を、そして価値／倫理／道徳性には3を割り振る[Menski 2006: 612、図-2を参照]。するとさまざまな番号の組み合わせが現れる。はじめは1-1を越え出ないところを見てみたい。1-1は純粹にローカルな「土着の」規範であり、それゆえに社会的現実においてはほとんど存在しえない。1-2は国家の法律の存在に影響されている慣習である(逆もまた然りだが)⁸。そして1-3は、インドではヒンドゥー化され、あるいは後にイスラーム化されたローカルな慣習であり、日本においても、特定の考え方に影響を受けた、いくつかのローカルな文化固有の様式や社会的規範をなしているだろう。番号による同様の方向づけは、二つ目と三つ目の角においてもなされる。2-2、2-1、2-3、3-3、3-1、3-2という具合に。

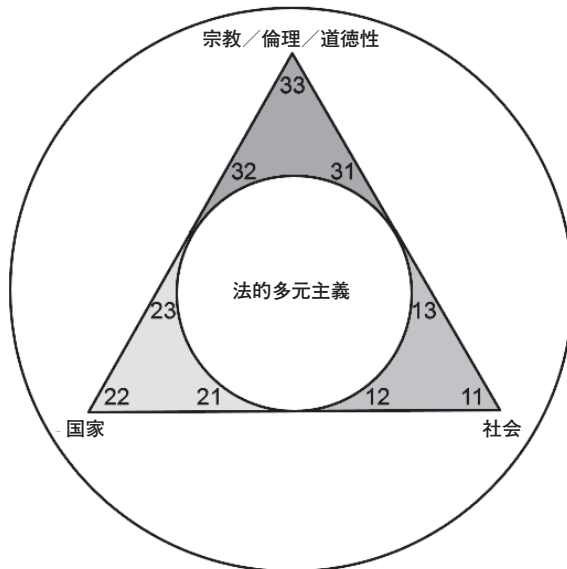


図-2

2006年の段階では、私はまだグローバル化と国際法を図解の外に置いていた。当

時の本の序論では、次第に流行していくこうしたアプローチについてほとんど論じず、「モンスター」に言及するという程度に、時にはネガティブな反応を惹き起こす大きな力としてそれに触れただけであった[Menski 2006: 13]。

だが2007年までに、私の法の三角形モデルは四角形の構造に変わった[図3を参照]。国際法が付け加えられたのである。今の私にとって、法とは自然法と実証主義と法的・社会的規範と国際的規範を同時に意味する。それは新たな種類の、主要には世俗的な自然法である。こうした要素に囲まれた空間のなかを絶えず動き回ってきた法という観念は、もはや地上平面にある必要はない。それは、次第にその魅力を増していくように見えるこの潜在的な三次元構造のなかのどこかを漂うのである。法は精巧な上部構造としても知覚されうる。その上部構造は、倫理／哲学や政治、そして国際関係からその養分を得るのである。[図の]多元主義的な中心部はここでも、法的コンフリクトを制御していくうえでの主要なアリーナであり、競合するさまざまな要素が次第に共存へと向かうための方途を模索するための場である。これに対して私は、新しい番号付けの体系を適用するようになった(図-3を参照)。主要な法制史の軌道を追っていくとき、法の理論化における最初期の閃き(それが古代ギリシャ法に留まらないのは明白だ)は、自然法とその宇宙論的次元に降り注いだ。ゆえに自然法は、新たなモデルにおける第一の角を占める。焦点は続いて社会的規範(2)に移り、そして国家へと差し向けられ(3)、そしていまや国際法へと向かっている(4)。このモデルはさまざまな法文化に適用されうるだろう。古典的なヒンドゥーの法概念においてこのモデルは、聖典ヴェーダにおける天則リタ(rta)やサツティア(satya、真理)から、自己統御的な秩序としての古典的なダルマ(dharma、ヒンドゥー教の信仰・価値体系そのもの)へ、それに続いて抑止的懲罰としての後期古典におけるダンダ(danda)や、疑念を解決する方法としての慣行・慣習ヴィアヴァハーラ(vyavahāra)へとという移行に適合する。

このような理論化によって今日のグローバル化していく世界における生が、個別の法的管轄区のなかで働く法律家や裁判官たちに対する、さまざまな新しい異議申し立てとなるということが理解される。目下、私の比較法研究は、全ての主要な法理論に関わる基本的語彙を打ち立てることに集中している。そこでは、概念のつくられかたについて驚くべき並行関係が見出されるだろう。というのも、あらゆる法システムは、自然法や法的・社会的秩序、そして国家の法について、さまざまな文化固有の知覚をもっているからである。一神教の神や他の諸々の神の法、自然法、そして人間の法は、それが慣習であれ国家が制定した規則であれ、どんなところでも洗練された適用のしかたが必要である。それらの法は、今日ますます、国際的な規範に関する期待という

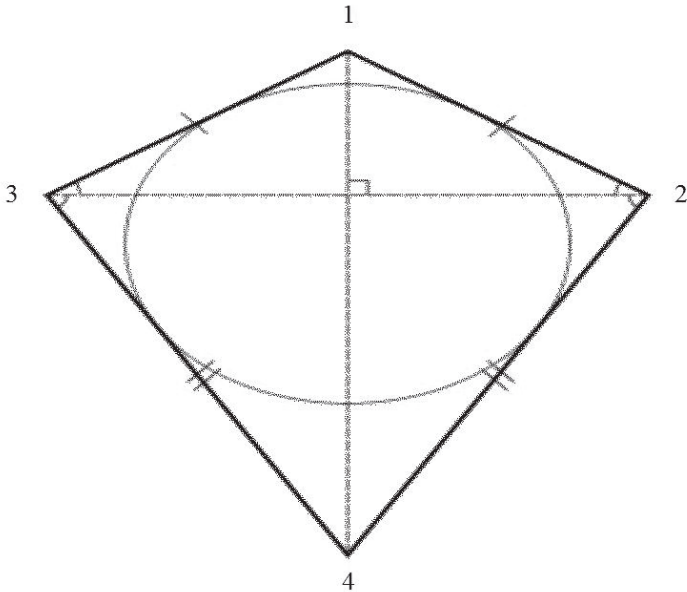


図 - 3

状況において試されている。四つの角をもつ凧のシンボルが持つ意義は、多元性の意識が強い南アジアだけに限らず、より高まっているのである。ポストモダンの法的世界においては、多くの異なる法システムが、色とりどりの凧として法の空の上に浮かんでいる。そして、世界がより込み入ったものとなっていくにつれて、法の空も込み入っていくのである。日本に限っても、1億4000万以上の個々の凧がその空を舞っているのだ。

凧のイメージを通じて明確に描き出された、ポストモダン法理論における第四の角、つまりさまざまな形で現れる国際法は、現在、さまざまな国内法を国際的規範に従う方向へと強く牽引している。だが、絶えず微妙なバランスが保たれていなければならない。特定のひとつの方向を目指すこの新たな牽引力が、凧の新たな不均衡に、そして凧の墜落の可能性につながるという深刻な危険が存在する。もし何らかの国内法があまりに国際的期待とグローバル化の要求の方に引っ張られていき、凧の他の角を無視するならば、それは千葉の基本原則を脅かすだろう。つまり、どの国家も、自らに固有の法的アイデンティティを洗練し微調整する独自の法的先導の方法を発展させるべきだ、という原則である[Chiba 1989]。グローバル化とは、言い換えれば、私たちを単一で一様な世界的法システムへと導くものではなく、文化固有的な法システム

やさぎまな調整様式の、これまで以上に強力な多元化へと導くものである。それは多数のグローカル化(glocalisations)に行き着くだろう。ここで、以上の点がより実践的な側面とどう関連しているのかを、イギリスにおけるエスニック・マイノリティの法の適用に関して見ていきたい。

多文化的英国の新たな難題

ーいかにしてナショナル・アイデンティティを失うことなくエスニック・マイノリティの法を適用するか

端的に言えば、現在進行中の英国にとっての主要な難題は、次のようなものである。アジアやアフリカだけでなく東ヨーロッパを含めた世界中からの大規模な移民の継続は、いまや景気後退のシナリオのなかにあるが、その移民政策によって英国の人々は、あまりに多くの「よそ者」がやってきて「英国人」の仕事を奪い取っていると過剰反応するようになった。だが事実として、英国人が未だ就こうとしていない仕事は多くある。そのうえ、もしこうした大勢の外国人がおらず、朝早くオフィスを掃除し、日中から夜遅くまで茶やコーヒーや食べ物を給仕し、そしてその他あらゆる種類の、周縁的だが重要なサービスを提供してくれる人たちがいなくなれば、私たちの社会は有効に機能しなくなってしまうだろう。

現在のイギリスへの移民は、次のような特徴をもっている。労働者移民については、国家が統制を試みることができるし、またそうしている。だが家族や縁者を頼った移民については、人権の問題が関わってくるために、実際には止めることは不可能である。しかし最近では、結婚の権利を統制しようという、イギリスの国法において大きく物議を醸す試みが見られるようになった。これは、三角形の社会の部分の角が、より民族的に多元化しないようにする試みとみなさなければならない。だから、もしある英国人が庇護申請者や無期限滞在許可をもたない人と恋に落ちたとしたら、最近まで国家は、結婚の許可を取り下げる権利は国家が有すると主張し、承認証明書(COA: Certificate of Approval)を交付しなかった。だが、この厳しい規則は英国国教会で結婚式を挙げようとする人々には適用されなかったため、法廷は、政府による全ての非国教徒に対する明らかな差別に強く反対し、この制度を停止させた⁹。

いま、英国のソーシャルワーク関連部署などが協力して、特にパキスタン人が海外在住のいとこと結婚することをやめさせ、婚姻を通じた新たな二次的移民の継続的流入を減らそうとしている。これは、そうした交叉イトコ婚により生まれるかもしれない、深刻な障害をもった子供を養育するための膨大なコストに対する深い懸念というだけの問題ではない。そこには、コミュニティの成員間の婚姻はイギリス国内で執り

行われるべきであって、国外で行われてはならないというシグナルを送る狙いもあるのだ。いまや内務省は、多くの事例において、英国内に住居を定める者は、外国の法規にもとづく結婚を許可されるべきではないと主張しようとしている。注目すべきことに、その対象は、つねにアジア人とアフリカ人である。そしてつい先日の2008年11月、一部の外国人(予想されるように、特にアジア人とアフリカ人)の最低婚姻年齢が21歳に引き上げられた。ここにもまた明白な差別が見られる。なぜなら、そのような特別な制限は、海外で結婚する白人英国人には設けられないからである。そうした新たな規則をうちたてようとするどのような法的試みについても、そのような区別が法的に妥当なものとして支持できるかどうか、疑ってみなければならない。こうしてエスニック・マイノリティの人々は、特にアジア人とアフリカ人に向けられたこの新しい基準を、差別的で不公平なものだと次第に感じるようになっていく。こうしたことは、包摂のための手段としてのイギリス法に対する信頼を増すことにはまったくつながらない。その一方で、イギリス法は英国在住の日本人移民を他のアジア人よりもはるかに優遇し続けているのだから。

私は過去の研究において、エスニック・マイノリティとイギリス法の相互作用が、基本的には移民たちが次第に「法律」を学んでいくことをつうじて、一定の段階へと次第に発展していったことを発見した。ただし、イギリス法が移民に順応していったわけではない。法律は単に法律なのであり、それには実証主義が、さらには法中心主義が反映されている。だから最初の段階では、多くの移民がイギリス法による特定の法的要請に対して無知なままであったし、たとえば英国で認められる結婚をするために法的に必要なことを、つまり結婚登録を、やりそこねていた。「主任審判官 対バース市 2000年 1 家族法判例集 8 (控訴院)」(*Chief Adjudication Officer v. Bath* [2000] 1 *Family Law Reports* 8 [CA])の判例には次のことが示されている。イギリス法は、遺族年金の給付を求めたシク教徒の妻の要求を無視できなかつたがゆえに、その妻に対する不正義を避けるには、未登録であったシク教式婚姻を、結婚からほぼ50年後になって、法的に妥当なものとして結局は承認せねばならなかつたのである。しかし、他の未登録の婚姻については、イギリス法は法的に妥当であると認めることを拒否している。ここでも、特にムスリムやヒन्दウー教徒、アフリカ人に対して、国家の法律は不公平で差別的であるという印象が生じる。他方で、ユダヤ教徒やシク教徒、日本人、そしてさまざまなキリスト教徒集団は、より良い扱いを受けているのだ。

多くの事例において、エスニック・マイノリティがイギリス法を学び遵守しつつ、実践のレベルでは法的多元主義の新たな異種混淆の形態を発展させていく際、形式的な法律は依然として公式の結婚登録のみを法的に妥当であるとみなすだろう。また、

法的な目的のためには、婚姻の取り決めにおける文化的次元などまったく無視するだろう。かくして、諸々のコミュニティが法的多元主義を提唱することが可能となり、[エスニック・マイノリティとイギリス法の相互作用の]第三段階において、独自の言葉遣いによってではあれ、イギリス法の要請と自分たち自身の文化的規範とを巧みに組み合わせることが可能となっている¹⁰。だがそれでもなおイギリス国家は、文化的多様性に適応しようとはしないままなのだ。つまり、マイノリティの人々は競合する複数の期待に適応していくことはできるが、公式な法律はそうではないのである。

最近の統計とフィールド調査は、イギリス法への公式な婚姻登録をもはや行わない、ニカーフ(nikah)というムスリムの宗教的・慣習的婚姻を行うだけのムスリム夫婦が増加していることを示している。つまり、イギリス国家の法律を知っていたとしても無視するムスリムたちが増えているのだ。かつては、英国におけるムスリムの結婚のうち少なくとも27%が未登録であった¹¹。いまやその数字は、交叉イトコ婚が増えるにつれて、はるかに大きくなっている。このことは、第四の発展段階、つまり公式な法律に従うことの拒否が出現しているということを示している。かつての想定、つまりムスリム男性たちがムスリム女性たちの法に関するリテラシーのなさゆえに優位を得ているという仮定が、もはや完全にあてはまらないということは、非常に重要である。伝えられているところによれば、いまや婚姻登録を拒否しているのはムスリム女性なのである。なぜなら彼女たちは、もし自分たちの結婚に何か問題が生じたとしても、イギリス法や、ムスリム法を理解せず多くの謝礼を要求してくるだけの弁護士とは、関わりたくないのだ。むしろ、家族で話し合うことや、たくさんあるムスリム法評議会(Muslim Sharia Councils)のどこかひとつに訴えることが、好ましいと見做されている。だとすれば、9.11および7.7 [2005年7月7日に起きたロンドン同時多発爆破事件]以降私たちが学んでいるのは、多くのムスリムが、公式のイギリス法を知っているにもかかわらず、その要請に従うことをただ単に拒否するようになったということである。この第四の新たな段階は、多元主義の先導という見地において、国家にとっても深く憂慮すべき事態である。

その一方で、イギリスの主流の法律家たちは、英国に居住している移民たちが異なるふるまいをする権利を失っており、海外の法体系に依拠することはできないと、頑なに主張しつづけている。1986年家族法(Family Law Act of 1986)が[イギリス国内での]居留や原籍(本居)の変更を通じた法的同化を強いるために作られたことは、明らかであった。だがアジア人は、居留者であれ本居者であれ、宗教的／慣行的婚姻儀礼を望むのが普通であろうし、また離婚についても文化的に固有な形態にのっとりとするかもしれない。エスニック・マイノリティの習慣が、かれらがディアスポラと

なることでやがてなくなっていくだろうという公的な期待は、結婚という問題に関しては、あるいは実際のところ離婚についても、法的・社会的な現実と合致したものではない。

とりわけ離婚という点に関して、多くのムスリム法評議会が英国じゅうでそれを取り仕切っているということが、最近よく知られるようになってきた。それらに公式な法的地位がなくとも、家庭内の法的問題やその他の多くの問題に対して、個人が適切な解決策を見出すことを助けているのは明らかだ。こうしたことは、公式な法律の影でなされ、新たな形態の「生ける法」[Ehrlich 1936]に貢献している。それは、私が十年前に*angrezi shariat*つまり「イギリス式ムスリム法」と名づけたものである¹²。この概念を法の問題としては言うまでもなく、現実の問題として受け入れることにさえ、ヨーロッパでは強い抵抗感が存在し続けている。ヨーロッパにおいてはなお、アジアの法が「慣習」や「文化」という呼称により、公的に地位を貶められ続けている。ブリティッシュ・アジアンの「熟練した文化ナビゲーター」というバラードの鍵概念[Ballard 1994]が示しているのは、「熟練した文化ナビゲーター」としてのエスニック・マイノリティもまた、自分たちの状況に固有な諸条件に適した解決法を求めて、グローバルな観念と価値のプールを、そして今ではますますインターネットを、サーフィンしているということである¹³。このことは、伝統的な訓練を受けたイギリスやヨーロッパの法律家には理解しがたく、認めがたいものであり続けている。

今のところ、法理論家たちは明確な答えをもっておらず、法の制定に関わる政治家たちは不誠実なままである。国際的な人権活動家たちは、私たちすべてを理想的に統治してくれる規則の体系を生み出すことに、倦むことなく取り組んでいる。だがその一方で私たちは、異なる背景をもつ隣人たちがどうしたら互いの違いを尊重し平和に共存することができるかを、理解しそこねているのだ。私たちはいまだに、アジアやアフリカからのニューカマーたちがヨーロッパに入るときに、空港でかれらの文化的な荷物をすべて置き忘れてしまうことを期待している。

私は法理論家として、公式の法と非公式の法との境界線が完全になくなってしまふことはないと考えており、それゆえそのような境界の横断をめぐる抗争は絶えず起こるものだと考えている。私たちは境界線を変えることを目指せるとしても、それを消去することはできない。諸国家におけるエスニック・マイノリティの諸個人とさまざまな価値体系との相互作用は、国家のアジェンダやマジョリティの宗教・文化によって排他的に規定されるものでは決してない。私がすでに理論について論じたように、そしていまここで実践のレベルにおいて見てきたように、法はあらゆるところで、複数の競合する視点の間の交渉を必要とするのである。すべての個人は、独自の生活様式

を作り上げていく規範的・社会的多元主義を意味あるものにしていくうえで、その権利だけではなく、人間的義務をも有している。数千年前の古代インド人はそのことを認識していた。しかし私たちは、多元主義についての、ドイツの法学者ルドルフ・シュタムラー（1856-1938）が「正しき法（das richtige Recht）」と呼んだ、法的多元主義というシナリオにおけるもっとも適切な解決策についての基本的なメッセージを、忘れてしまったように思える。

属人法に関する議論

今日のヨーロッパ諸国は、法制史におけるいくつかの見えすいた理由から、属人法（personal law）の体系をエスニックな多元化の結果として再導入することを拒んでいる。だがその一方で、アジアとアフリカの多くの国家は、それぞれ独自の属人法システムをもっている多様な人口集団を、うまく扱っている。ヨーロッパでは、属人法は中世的制度として扱われる傾向があり、今日の世界人口の大多数が属人法システムのもとに生きているということを忘れてしまっている。エスニック・マイノリティの構成員の大半は、宗教や社会的地位に応じてさまざまな法をさまざまな人間集団に適用するための歴史的・社会的な記憶や技術とともに、ヨーロッパへとやってくる。それに対してヨーロッパの人々は、法的画一性を尊重する権利を主張している。英国のムスリムたちは、1970年代半ば以来、イスラーム法シャリアート（shariat、法の複数形）^{シャリーア}を属人法として認め、法システム全体を抜本的に改革することを要求してきた。だがそれに関する議論はわずかであり、単に適用の役割が負担として英国法廷にのしかかってきただけであった。いまやほとんどの人が、一部の集団だけがその他の集団よりも優遇されていると感じている。そのために英国法廷は、一定の判例に一定の例外を設けるといおなじみの戦略に追従し、またそれゆえに、典型的なコモン・ローの流儀で、今日までに途方もなく雑然としたものとなった判例の間を、あちこち動き回っているのである。

とりわけ英国のムスリムは、現在の反テロの流れがもたらした厄介ごとのほるかに以前から、自分たちが劣位に置かれていると感じていた。シャリアートに対する法的地位の拒否はあくとしても、主要な異議がもうひとつある。それは、イギリス法によってユダヤ教徒とシク教徒がムスリムよりも優遇されているという主張である。特に、「人種集団」としてユダヤ教徒とシク教徒とジプシーだけしか公式に承認しておらず、しかも奇妙なことに、白人をも「人種集団」としている「人種関係法（the race relations law）」について、そのことが言われている。

しかしイギリス法は、宗教と密接に結びついた生活という重要な側面を取り扱う特

別な法的規定を、交渉し施行しようとしてきた。宗教や文化を包摂するこの特殊な戦略は、2002年ごろから新たな局面に突入していったように見える。英国における結婚と離婚の実質的な件数が、イギリス法によっては規制されていないという点は、次第に自覚されつつある。だがその認識は、公的な法体系にとっては、なおも不愉快なものである。それゆえに、決して全てではないにせよいくつかの宗教的・文化的・民族的多様性を包含するための、新しい法規を考案するという新たな戦略が、おそらくいま存在している。最近イギリス法が準備している法規システムの多元化について、金融市場の側から別な説明を行うことができる。そこでは、ムスリムにおける利子(riba)の拒否が、重要な(だが同時に技術的に隠された)新しい法規規定に、まさしく貢献している。その規定は、今のところまだ深く分析されていない「2003年金融法(Finance Act of 2003)」のなかにある。

家族法においては、宗教的・文化的・民族的多様性を調和させていくためのイギリス法の新たな戦略は、近年の二種類の法制定によって明確に描き出されている。「2002年養子・児童法(Adoption and Children Act of 2002)」は、イギリス法に「特別後見制(special guardianship)」の概念を導入した。もちろん明言はされていないが、この概念は、伝統的ムスリムにおける養子縁組の禁止を考慮に入れたうえで、イスラームの「里子養育」である、カファラ(kafalat)という概念を取り入れるために、作られたものと思われる。それによってムスリムの児童は、イギリス法における養子縁組に伴う通常的全帰結を受けることなしに、異なる家族に移ることができるようになっている。

特別後見制という概念は、今では2002年養子・児童法の第115条に見られる。2002年11月7日には、この第115条によって、「1989年児童法(Children Act of 1989)」の第14条に、14Aから14Gの条文が追加された。この概念が特にムスリムの家族に適用されるものであるという点については、いまだどこにも明記されていない。国家は多元主義的な意識を認めることに及び腰である。あるいはひょっとしたら、これはただのテクニカルな法的文言に過ぎず、実際的な問題の解決に勤しむ一方で、エスニックな政治を締め出したままに留めようとする試みでしかないのだろうか。

「2002年(宗教的結婚における)離婚法(Divorce (Religious Marriages) Act of 2002)」は、比較的注目されてきた。言われているところでは、この法律はユダヤ人のカップルにのみ適用されており、まだムスリムのカップルには適用されていない。2002年7月24日から発効したこの非常に短い法令によって、「1973年婚姻訴訟法(Matrimonial Causes Act of 1973)」に第10条のAが付け加えられた。この新たなイギリス法は、特にユダヤ人の離婚に、そして夫婦間の同意として書かれるべき「ゲッ

ト文書(the *get* document)」に関連している。だが、同様の困難を抱えるムスリムの妻たちについてはどうだろうか。あるムスリムの妻がイギリス法のもとで離婚の決定を勝ち取っても、夫がタラーク(talaq、離婚宣言)を拒否することによって、敬虔なムスリム女性である彼女が再婚できないという状況については、どうなるだろうか。もし英国においてあるムスリムの妻がイギリス法に則った離婚を行い、それに対して夫がタラーク——夫婦が離婚すなわちムバーラト(mubaraat)に同意したとき、口頭で宣言しなければならないとされる言葉——を発しないことで彼女をイスラームの婚姻から解放しないとき、そこに見出されるのは「鎖につながれた」ムスリム女性である。そうしたケースにおいて、英国における多くのムスリム法評議会は、そのような妻たちを支援し[Shah-Kazemi, 2001]、必要ならば夫の代わりにタラークを宣言することもある。

イギリス法の外部にあるこうした法的过程に対して、当局は明らかに神経をとがらせている。今のところ、イギリス法の範囲内では、ムスリムの妻たちに対する文化的・宗教的配慮は全く見られない。それは、イギリス法はユダヤ教徒やシク教徒を優遇しているというムスリムたちの不満を、ある程度確証している。

おわりに

イギリスにおける現在の法的状況は、多文化的な英国という固有のシナリオのなかで、一部のコミュニティに例外を設けるといって、おなじみの漸次的プロセスをとり続けているだけである。これもまた、高度な風俗の技術と見ることができのかもしれない。しかしそれは、差別的待遇として受け取られるものであり、公式な法に対する信頼を崩壊させ、それを味方とは見做されないものにしてしまう。ヨーロッパのローカルな法に対するムスリムの意図的拒絶という、はっきりと現れているこの証拠は、近代国家の法について想定されている交渉上の優位が、決定的な限界に直面していることを示している。諸国家がヨーロッパにおいてニカーフを法的に妥当なものとして認めず、そしてムスリムがニカーフによる結婚の登録を拒否するとき、それは建設的な話し合いへの参加を互いに拒否することでもある。そしてこの政治的・法的な行き詰まりは、ヨーロッパの多文化的な空に対する全く当てにならない天気予報へとつながるだろう。もし何の適応もなく、誤解だけが増していくならば、そこに待っているのはより多くの対立であり、より多くの風の墜落であろう。

多元主義の観点からすれば、新しい非公式なエスニック・マイノリティの法の一部は、国家による適用が実際に必要となるだろうと、私は思っている。基本的な正義と公平への要求によって、公式な法は遅かれ早かれ、ムスリムや他の人格がもつ法や宗

教や文化を承認しない、否定的な含意をもつものになっていくだろう。たしかにイギリス法と他のヨーロッパ諸国の法には、十全な属人法の体系を受け入れる準備がない。だがそうだとすると、エスニック・マイノリティの人口集団に対する、とくに女性と子供に対するあからさまな不正義を避けるためには、何らかの改良的な承認が実際に必要となってくるだろう。バース市の判例が示しているのは、イギリスの法廷が法的・社会的現実に対して目をつぶりつづけ、硬直した境界を統制しつづけることなど不可能だということである。理論的にも実践的にも、社会的・文化的規範と同様に宗教的・倫理的価値は、グローバルな多元性への意識という文脈においても、ヨーロッパの多文化国家においても、真摯に受けとめられるべき法の様式なのだ。もしこの結論が正しいとすれば、ヨーロッパにおける将来の地域研究は、そしてヨーロッパの多文化主義の空における法の風揚げは、不安定な天気予報にさらに留意していく必要があるだろう。その予報によれば、ヨーロッパの民族的多元性は、減るのではなく増していくのだから。

[注]

- ¹ 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター主催国際シンポジウム「トランスナショナル／トランスカルチュラルな比較地域研究」（2009年2月14日・15日）発表原稿。
- ² Menski, Werner (2002) 'Immigration and Multiculturalism in Britain: New Issues in Research and Policy.' アジア太平洋研究会編『アジア太平洋論叢』第12号、2002年、43-66頁。
- ³ 最近、イタリアの一部の学者が、この風のイメージを考慮に入れつつ、ローマとバチカンの間の空に見えない境界線が存在するのかどうかを疑問に付した。もちろん、地上に、そして地球のいたるところに、さまざまな種類の境界線が存在しているのかどうかについても。
- ⁴ Vertovec, Steven (2007) 'Super-Diversity and its Implications,' *Ethnic and Racial Studies*, 30.6 (November): 1024-54.
- ⁵ 以下を参照。Chiba, Masaji (ed.) (1986) *Asian Indigenous Law in Interaction with Received Law*. London and New York: KPI; Chiba, Masaji (1989) *Legal Pluralism: Towards a General Theory through Japanese Legal Culture*. Tokyo: Tokai University Press; Chiba, Masaji (2002) *Legal Cultures in Human Society. A Collection of Articles and Essays*. Tokyo: Shinzansha International. [日本語による同系統の仕事としては、千葉正士『アジア法の多元的構造』（成文堂、1998年）や『世界の法思想入門』（講談社、2007年）など。]
- ⁶ Glenn, H. Patrick (2004) *Legal Traditions of the World. Sustainable Diversity in Law*. 2nd edn. Oxford: Oxford University Press.
- ⁷ Menski, Werner (2006) *Comparative Law in a Global Context. The Legal Systems of Asia and Africa*. 2nd edn. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 185-189.
- ⁸ これは、著名なオーストリアの学者による、異種混血的な「生ける法」という概念である。次の著作を参照。Ehrlich, Eugen (1936) *Fundamental Principles of the Sociology of Law*. New Brunswick: Transaction Publishers, オイゲン・エールリッヒ『法社会学の基礎理論』河上倫逸／M・フープリヒト訳、みすず書房、1984年。
- ⁹ これに関連する判例についての報告は、以下を参照。R (on the application of Baiai and others) v

SSHD [2006] EWHC 823 (Admin); R (on the application of Baiai and others) v SSHD [2006] EWHC 1035 (Admin); R (on the application of Baiai and another) v SSHD [2006] EWHC 1454 (Admin); *SSHD v Baiai and others* [2007] EWCA Civ 478 and finally, in the House of Lords, *R (on the application of Baiai and others) v. SSHD* [2008] UKHL 53.

¹⁰ Ballard, Roger (1994 [2007]) *Desh Pardesh. The South Asian Presence in Britain*. London: Hurst & Co.

¹¹ 以下を参照。Shah-Kazemi, Sonia Nûrîn (2001) *Untying the Knot. Muslim Women, Divorce and the Shariah*. London: Nuffield Foundation.

¹² Pearl, David and Werner Menski (1998) *Muslim Family Law*. 3rd edn. London: Sweet & Maxwell.

¹³ 以下を参照。Yilmaz, Ihsan (2005) *Muslim Laws, Politics and Society in Modern Nation States: Dynamic Legal Pluralisms in England, Turkey and Pakistan*. Aldershot: Ashgate.

[文献]

Ballard, Roger, 1994 [2007], *Desh Pardesh: The South Asian Presence in Britain*. London: Hurst & Co.

Chiba, Masaji ed., 1986, *Asian Indigenous Law in Interaction with Received Law*. London and New York: KPI.

Chiba, Masaji, 1989, *Legal Pluralism: Towards a General Theory through Japanese Legal Culture*. Tokyo: Tokai University Press.

Ehrlich, Eugen, 1936, *Fundamental Principles of the Sociology of Law*. New Brunswick: Transaction Publishers.

Menski, Werner, 2006, *Comparative Law in a Global Context: The Legal Systems of Asia and Africa*. 2nd edn. Cambridge: Cambridge University Press.

Shah-Kazemi, Sonia Nûrîn, 2001, *Untying the Knot: Muslim Women, Divorce and the Shariah*. London: Nuffield Foundation.

(訳：柏崎正憲)

武蔵野市国際交流協会日本語学習支援コーディネーター

— 6年間のふりかえりから新たな試みへ—

Japanese Language Study Coordinator for Musashino International Association

Looking back over the last 6 years and forward towards new challenges

宮崎 妙子*

MIYAZAKI Taeko

As the multicultural-ization and multilingual-ization of Japanese society progresses many problems and challenges are emerging which were previously not encountered. The establishment of a new specialized professional occupation in the form of coordinators is widely anticipated as a solution to these challenges. I have been employed as the first Japanese Language Study Coordinator for the Musashino International Association since 2003 and, in a situation in which there was no real role-model to follow, have carried out this work through trial and error.

One of the roles of the coordinator is said to be to "promote the rotational process of participation-cooperation-creation". However, are participation, cooperation and creation really things that work in such a rotation? Looking back on my 6 years as a Japanese Language Study Coordinator for Musashino International Association, I will explain the "acceptance process for children" in which this rotational process worked, and the "Practical Cooperation Program with Schools" in which it did not – both of which were elements of the "Parental Participation Morning Japanese Course" which I was deeply involved. Next, I will speak about the new Practical Cooperation Program with Elementary Schools as a new challenge and finally examine the role of the coordinator itself.

*武蔵野市国際交流協会日本語学習支援コーディネーター

はじめに

グローバル化による人の移動という波が押し寄せ、日本社会に多言語・多文化化が進んでいる。その波は往々にして、新しい問題、課題を生む。これまで日本社会が経験したことのない状況の中、多様な人たちとの共生が社会のテーマとなっているが、新しい社会づくりと課題解決にはコーディネーターという専門職が必要だと言われる¹。しかし、その専門性を語れる人は少なく、認知度もまだまだ低い。社会の要請に応えるべく「多文化社会コーディネーター養成プログラム」が2008年8月、東京外国語大学で開講された。

当プログラムを受講した筆者は、2003年以来、武蔵野市国際交流協会(MIA)²から「日本語学習支援コーディネーター」業務を委託されてきた。地域の日本語教室は異文化を受け入れ、多文化を享受できる社会の必要性が感得される場であるが、ロールモデルがなく、意識においても実働においても何をどうすればいいのか手探りの6年であった。以下では、まず、「多文化社会コーディネーター養成プログラム」で得た学びを参考に6年をふりかえり、次に、得られた省察を基に新たに取り組んだプログラム実践のプロセスを記述し、最後に多文化社会コーディネーターとしての日本語学習支援コーディネーターの役割を考える。本レポートはMIA初の日本語学習支援コーディネーター6年間の記録でもある。なお、日本語学習支援コーディネーターには2名が業務委託されており、以下は筆者個人の思いであり、文責は筆者個人にある。

1. 武蔵野市国際交流協会(MIA)日本語学習支援コーディネーター

2004年、日本経済団体連合会(経団連)³は日本社会の変化に対応すべく外国人受け入れに関して、国と地方自治体が一体となった整合性ある施策の推進を提言した。提言は「多文化共生を促す地域の役割」にも言及し、外国人と共生するための「市民意識の醸成」の必要性を説き、教育に関しては学校教育などの現場で「国際化のための教育や交流プログラム」の推進を求め、外国籍市民の日本語習得にも付言している。

経団連の提言を待つまでもなく、その数年前から、市民ボランティアによるMIA日本語教室は外国人と日本人の共生や地域の子どものための国際理解教育を視野に入れた活動に取り組んでいた。2003年には、「多文化共生」がMIAの年間テーマに取り上げられ、MIA日本語教室には日本語学習支援コーディネーター制度が導入された。以下、コーディネーターとしての記録と記憶を掘り起こしていく。

1-1. 業務と活動

日本語学習支援コーディネーターがMIAから委託される業務は「武蔵野市国際交流

協会主催の日本語コースに関するコーディネート全般」と契約書に明記され、事業概要が挙げられている。MIA 日本語教室にある4つの日本語コースを2名のコーディネーターがおおよそ分担し、筆者は誕生前から関わっている「親子でも参加できる朝の日本語コース」（以下、朝コース）と「水曜日の午後日本語コース」（以下、水曜コース）を担当している。水曜コースは2008年度に誕生、その前身は朝コースであるが、学齢期の子ども達への対応に重点をおいたコースである。

各コース、通年の活動以外に、2008年度6、7月にはMIA主催のボランティア養成講座が開かれ、全10回のうち、4回を担当、10月には「東南アジア青年の船」事業の一環としてアジアの青年たちがMIAを訪問した折、日本語コースを紹介、プティ日本語コースを実施した。10月には年に一度開催される大々的イベント「MIA むさしの国際交流まつり2008」で参加者（コース参加の外国籍住民）による「私のたからもの」のプレゼンテーションを企画、運営した。これらはイベント的な活動であるが、多文化社会に向けて「市民意識の醸成」に地域の日本語教室が貢献できる例と言えよう。

対外的には、MIA日本語学習支援コーディネーターとして地方自治体主催の地域日本語教室ボランティアのための講座への出講が増えている。2008年度は、東京都足立区、同じく八王子市、千葉県船橋市、長野県上田市、同じく小諸市などの講座でMIAで得た知見をもとに地域日本語教室の役割を受講者とともに考え、日本語ボランティア活動の目的やあり方を話し合っているが、多文化社会に向けての意識を醸成する活動と捉えている。

1-2. 実践と省察

「多文化社会コーディネーター養成プログラム」では、実践を省察する意義と重要性を学んだ。また、コーディネーターの役割については「『参加』→『協働』→『創造』のプロセスの循環を推進すること」[杉澤2009：21]と明確に示されたが、強く心に響くものがあった。その経験をMIAの活動を通して積み重ねてきたからである。

日本語教室は実践の現場である。そこには教室活動という創造の場があり、創造に向けて参加、協働が繰り返されているが、創造は常に異なる形で現われる。創造が新たな問題・課題を生み、再び、解決に向けての参加、協働が繰り返されるというプロセスは常に循環するものであろうか。筆者の担当する「朝コース」では、うまく循環した例もしなかった例も見えてきた。2章では、循環した例として子ども(乳幼児)の受け入れを中心に朝コース全般について、続く3章では、頓挫した例として朝コースが取り組んだ「学校との協働実践プログラム」について省察を試みる。

2. 参加→協働→創造 | 「子ども(乳幼児)を受け入れた教室づくり」

2-1. 誕生

現、朝コースを語る前に、MIA日本語教室の歴史を紐解く必要がある。1989年、MIAが設立され、時を同じくして日本語教室(日本人の先生1名と複数の外国人からなる教室型)が開設されたが、それは、自治体が外国籍住民に地域で暮らすために最低限必要な日本語(初級レベル)学習の場を基本的人権として担保するためであった。したがって、参加者は全員が初級レベルであり、また、教室は夜に開催されていたため夜の外出が可能な人に限られていた。そのような夜の教室に2人の幼児を連れた女性Aが参加した。子どもはおとなしく、ほとんどクラスの邪魔にはならなかったが、やはり子どもである。Aは時として、子どもを宥めようと囁いたり、モノを手渡したりする。トイレに立つこともあった。他の参加者への遠慮と子どもへの気遣いから日本語学習だけではない緊張を強いられていたAだが、学習への熱意と周囲を考慮する控えめな態度が他の参加者の共感を呼んだのであろう。また、お母さんの学習をけなげに助けるかわいい子どもたちへの思いやりでもあろう。最初に教室参加者のだれかが子どもたちに優しい声をかけた。優しさは連鎖し、お菓子をプレゼントする参加者もでてきた。その間、教室担当者である筆者は両者に不満が出ないよう方策を講じていたつもりであるが、やはり筆者も教室運営に通常以上の緊張を覚えていた。しかし、動き出してくれた参加者たちのお陰で安心して教室を運営できるようになった。この経験が保育付き教室の必要性を痛感させ、その結果、今日の親子でも参加できる保育付きの朝コースが誕生した。

【参加】子ども連れお母さんと他の参加者、教室担当者(筆者)の出会い
教室にぎこちない空気が流れる



【協働】周囲(参加者)の子どもを見る目の変化



担当者の変化と気づき(保育付き教室の必要性の確信)



【協働から創造へ】MIA事務局との協議から新たなコースの実現

まず、発信があり、ひとつの出会いがおこる。そこからだれかが何かに気づく。共感がおこり、それが連鎖反応し、何かが共有され、変化が起こり、新しい形が生まれる。参加者、筆者、仲間、MIA事務局(以下、事務局)は「コーディネーターの役割」

にいう「参加→協働→創造」を実践していたと言えないだろうか。参加者たちの協働から筆者、仲間、事務局との協働が生まれ、お母さんたちが子どもから解放されて、他の参加者に遠慮することなく大人の時間が楽しめる新しいコースが誕生し、課題は解決した。

2-2. 問題発生

「朝コース」誕生とともにお母さんと子どもの参加が数組あり、スタッフ(コース参加の日本籍住民)はローテーションで乳幼児を預かることになった。このころの記録には「動き回る子どもや、母親から離れると泣き出す子どもで関係者一同、保育の大変さを知った」と弱音も聞こえ、「子どもの責任は親にあることを親に徹底する」と子どもの責任の所在に苦慮した痕跡が見られる。安心と安全の確保が大きな課題であった。さらに、子ども連れでない参加者が迷惑がっている、子どもを連れてくることは私たちの学習の妨げになるとの声が一部のスタッフから聞こえ始めた。

そんな折、走り回る子ども達に注意を払いながら全員で「部屋の四隅」⁴を試みた。進行役(ファシリテーター)を務めた参加者の一人が「子どもは好きですか」と質問すると、全員が「とても」「まあまあ」の位置に移動し、「あまり」「ぜんぜん」を選ぶ者はいなかった。全員が子どもを受け入れているという事実と、その事実を教室全体で承認したという現実の意味は大きく重い。この経験からも、教室を運営しているのはスタッフだけではなく、参加者もまた、教室という場の創造に参加、協働する仲間であることを再認識した。ともすればスタッフは教室を「作りだしているのは私たち」と思いがちである。忘れてはならない一コマであった。

スタッフが気付かせられた例をもうひとつあげよう。「今日が最後です。来週から来ません」と挨拶に来た参加者がいた。理由を聞くと仕事が見つかったと言う。お別れスピーチをしてもらったところ、「仕事をしますか」とあちこちから声があがった。「ハイ」の返答と同時に、一斉に「おめでとう」の大合唱が起こった。ほとんどが主婦、その多くが日本人を配偶者に行っている朝コースでのことだ。彼女達はそんなに仕事をしたかったのか、自立したいのかとスタッフは気付いたのだが、その後、参加者の社会参加に目を向け始めたスタッフの間で「AさんはXでアルバイトを始めた」「Bさんがボランティアを言っているが、いい情報はないか」などの情報交換が始まった。ボランティア志望のBさんにはさっそく、詳細な情報が寄せられた。

以上の体験は、結果を意図して発信されたものではない。「部屋の四隅」は子どもを取り巻くギクシャクした関係改善を目指して行ったものではあるが、「子どもは好きですか」との質問はまったく予期していなかった。スタッフ側からの投げかけであれ

ば意図的と解され、不自然な結果を呼んだかも知れないこの質問が、参加者の直感から発せられた(かもしれない)という点で、大きな成果を生んだと思われる。お別れスピーチがスタッフに及ぼした効果も予想外であった。今、ふりかえると、働きかけ(発信)に応じ(参加)、自分の問題として捉え、レスポンスする(協働)と何らかの形が生まれた(創造)ような気がする。参加→協働→創造のプロセスが日常活動のなかに組み込まれていたのだろうか。レスポンスを誘発する働きかけ(発信)は日常活動での小さな出来事や関係者情報であったが、発信がレスポンスを引き出し、レスポンスが発信を呼び、その結果、多くの情報が入り、さまざまな声が聞こえてくるようになった。金子は「情報は集めようとしても集まらないものだ。自らが動くなかで、ふさわしい場所が空けられれば、必要に応じて向こうから流れ込んでくるものだ。」[金子2002:127]と述べているが、レスポンスを誘発するのは信頼関係であり、信頼関係が深まるとレスポンスは増えることを実感した。そこには、国際理解教育が基礎目標[山西2002:15]とし、参加型学習の手法を体験することによって培われる[山西2005:20]とされる自己肯定感、対話、協力のサイクルが循環していたと考えられよう。朝コースが積み重ねてきたこの経験を経験知、実践知と捉えるなら、これら知の蓄積が関係者の共同知[金子2002:230]、共有資源[金子2002:37]となって新たな参加への意欲を高め、人間関係を強固にしてきたように思われる。

2-3. 目の前の存在の意義

その後、話し合いの結果、事務局の協力で保育専任のボランティア(保育スタッフ)や保育スペースが確保できると、子どもたちは保育室に姿を消し、朝コースの懸案であった「子どもの存在」に発する不協和音も聞かれなくなった。しかし、子どもの姿が眼前から消えたことは、子どもの存在が意識から消えることでもあった。学習担当スタッフ(以下、学習スタッフ)の念頭に子どもがいなくなり、保育スタッフの姿も消え、学習スタッフは参加者と子どもを繋ぐ努力を忘れ、保育スタッフ抜きでミーティングが開かれるようになっていった。この状態が新たな問題意識を生んだ。他の子どもへの声かけもなく、お母さん同士の挨拶もなく、自分の子どもを黙って引き取って帰るお母さんたちの姿に保育スタッフが危機感を覚え、親同士の結びつき、保育スタッフと親の関係作りを考え始めた。活動終了後、時間の許す参加者とスタッフが10分ほど保育室に集まり、自己紹介や子どもの紹介をしたり、保育スタッフがその日の子どもたちの様子を伝えたり、日本の子どもの歌や遊びを全員で楽しんだりなどの工夫がなされた。また、その日の子どもの様子を簡単な日本語で記し、親に手渡しすることも考え出されたが、その文章はときとして教室活動での話題になり、日本語学習の対

象になることもあった。さらに、子ども関連の地域情報のやりとりも行われるようになったが、これを機に、子どもの存在が学習スタッフの意識に蘇り、保育スタッフと学習スタッフが両輪となって朝コースを支えていることを再認識できるようになった。

グループ学習の場においても同様のことが言える。参加者が多く、全グループがひとつの部屋に入りきれなくなり、事務局との話し合いの結果、ひとつのグループだけが別のスペースで活動を始めることになった。しかし、そのグループは大部屋に押し込まれている他のグループとの一体感を感じていないように思われる。他グループ参加者との交流もなく、時間になれば去って行く参加者の姿が見受けられると同時に、学習スタッフも担当グループの参加者しか知らないという事実も判明した。MIA日本語教室は参加者とスタッフ全員が織り成すひとつのハーモニーを大切にしたいと考えている。活動はそれぞれグループ単位で行われるが、グループの成員である前に朝コースのメンバーであり、そこに一体感が感じられる場づくりを心がけたい。大部屋では、たとえ賑やか過ぎても他グループの笑い声や緊張が学習の相乗効果をあげ、仲間意識が高まっている。朝コース全体で一体感が味わえる工夫が今、話し合われている。

2-4. 役割分担

子どもを受け入れたことにより、さまざまな新しい経験をしてきた朝コースだが、問題への気づき、関係者間の話し合いから解決への過程には必ず事務局の存在がある。とくに、解決に向かう道筋はMIA事務局職員(以下、MIA職員)の力量と協力に負うところが大きい。保育つきの朝コースの誕生や、保育室の確保は事務局が認めなければ誕生しなかったし、保育スタッフは事務局の積極的な働きかけがなければ得られなかった。MIA日本語教室はその誕生以来、市民ボランティアと事務局との連携・協働で歩んできたが、基本に役割分担という考えがあり、市民(ボランティア)のできること、行政(事務局)のできることをそれぞれが担い、協力することにより、互いを尊重する信頼関係が築かれてきた。行政と協働することによってボランティア活動は社会性を持ち、市民と連携することにより行政は地域に根ざした社会作りが可能となる。

事務局との役割分担という考え方は、朝コース内の役割分担にも目を向けさせてくれる。朝コースが機能するには、スタッフだけではなく参加者が担える役割があることを上に見てきたが、乳幼児たちも、成人の微笑を誘い、会話を誘発するという重要な役割を担ってくれている。新設された日本語学習支援コーディネーターという役割

に戸惑いをもった筆者⁵も、自分の役割に素直になれるようになった。部分を見ている立場と全体を見渡す立場の必要性を認識できるようになったからである。

2-5. ふりかえり

スタッフミーティングでのふりかえりは、問題発見から話し合いを通じて解決に至る、つまり、参加→協働→創造の循環が促進され、役割分担の意識が確認される場である。スタッフは各自が朝コースの一翼を担い、それぞれの持ち場で得られた情報や気づきを全体に報告し、全体はそれらを共有し、話し合い、考えていく。このプロセスを共有することにより、スタッフ間に関係性が築かれ、深められていく。話し合いでは、KJ法⁶を活用することが多いが、対等性が保証され、効率もよい。

朝コース活動は正午に終わるため、都合のつくスタッフが昼食をともにするが、この昼食の時間が非公式のふりかえりの場として大きな意味をもつ。昼食をともにしながら、その日の活動での気づきなど話題になることが多い。おしゃべりの中で記憶が活性化され、人間関係がより深まるように思われる。最近では、昼食をともにする参加者も増えてきたが、ここでは日本語という縛りが無いため、参加者は時には母語で時には共通語でより自由に発言ができ、活動時間中とは異なる顔を見せることがある。日本語学習の場は、日本語母語話者が主導権を握り易く、参加者は支援される側におかれやすい。しかし、この非公式のふりかえりは一人ひとりの存在がより鮮明に受け入れられ、対等性が強く感じられる場となっている。

以上、参加→協働→創造という観点から、子どもの受け入れを中心に朝コースの活動を追った。プロセスが循環し教室の運営はかなりスムーズだと思われるが、ひとえに参加者やスタッフ、事務局の協力の賜物である。逆に、朝コースが苦闘し、筆者が挫折感を味わったのが以下に述べる学校との協働実践プログラムである。

3. 参加→協働→創造Ⅱ「学校との協働実践プログラム」

参加→協働→創造のプロセスの循環をコース外に広げる試みとして、また、経団連の提言にいう「国際化のための教育や交流プログラム」の先取りとして、朝コースは地域の小・中学校との連携プログラムを模索してきた。

3-1. 経緯

学習指導要領の改訂に伴い、2002年に「総合的な学習の時間」が導入され、「国際理解教育」が学校の先生を悩ませ始めたころ、近隣の小学生が「国際理解教育」授業の一

環として朝コースを訪問した。地域日本語教室は、参加者の社会参加を実現すべく地域への入り口としての機能を持つ⁷。したがって、「子ども達のためのボランティア」は参加者の社会参加を促す、願ってもない機会であった。この訪問を皮切りに、教員ワークショップ⁸との連携で武蔵野市内の小・中学校と連携し「日本語教室丸ごと交流プログラム」を実施した。2002年から2006年まで小学校とは4校、中学校とは年度を変え、同じ学校で2度行った。

協働プログラムは試行錯誤の連続であったが、ワークショップで相手校の先生と十分に話し合えた場合は、成功したと言えよう。先生のご尽力に負うところ大である。その一例を、武蔵野市国際交流協会編(2003)『わ〜い！NGOが教室にやってきた！——学校と地域がつくる国際理解教育』で詳しく報告した。参照されたい。しかし、全体としては、教員、教員ワークショップ、朝コースの三者の思いがかみあわなかった。教員ワークショップとしては地域の学校とMIA日本語コースの協働プログラムを推進し、成果を期待したい。一方の教員からは「協働者のねらいとこちらの意図がずれている」「協働者が頻繁に入ることで、学級が落ち着かなくなる」「協働者が子どもへの対応に慣れてなく、授業の目的とねらいが子どもに伝わらないことがある」などの声が間接的に伝わってくる。朝コース内でも不協和音が出始め、「協働への必然性が見えない」「参加者に意図が伝わっていない」「登録料=授業料を徴収していながらボランティア活動を強制するのは筋が通らない」などの意見が続出し、筆者には徒労感だけが残った。筆者自身の問題意識が希薄であったため、学校との連携・協働の必然性が腑に落ちていなかったことが最大の原因であろう。課題共有がなされないまま、確たる信念もなく動き、関係者に不安感を与えてしまったとの反省が残る。プログラムの中身以前に、「初めの一步」である関係者間の信頼関係作りや参加の場作りに失敗していたと思われる。筆者自身が無理をしていたことが、関係者全員に無理を強いる結果を招くことになった。2006年度が最後となった。

3-2. 再挑戦

朝コースに子どもが増えるにしたがい、お母さん、お父さんの子どもへの思いに接する機会も増し、日本の学校に不安と怯えを感じている親が多いことを知った。子どもが学校でいじめられるだろう、そのために親が出来ることはなにかと話し合う参加者の姿に日本人としていたたまれない思いがした。差別や偏見から解放され、多様性を認め合う社会の必然性を痛感し、その実現の一步を子どもたちに託したい。そのためには、やはり、学校との連携・協働が必要であると考えようになっていたそんな折、2008年8月、東京外国語大学主催の「多文化社会コーディネーター養成プログラム」

で教員ワークショップの熱心なメンバーである武蔵野市立桜野小学校のO先生に偶然、出会った。O先生には、教員ワークショップへの理解が共通していることに親しみを覚えていた上、養成プログラムで学びつつあった「多文化社会」への認識や多文化社会実現の必要性など、共感しあえるものがあり、プログラム実践の可能性について話し合えた。同年8月末には、MIA職員2名と話し合い、関係作りは地域のセーフティネットとしても意味があるとの示唆が得られた。

朝コース全体を動かすには筆者の中の過去の苦い経験がまだ生々しく、スタッフの了解や参加者への説明などに時間がかかることが予想されたため、プログラムを「多文化社会のためのボランティア活動」として希望者を募ることにした。コース参加者の中にボランティア志望者や社会参加のきっかけを求めている外国籍住民(簡便化のため以下、外国人)がいることがわかっていた。外国人には、子どもの国際理解のためのリソースとしてボランティアをしてほしい、今、ここに生きている子どもと外国人の両者が、未来を生きる人たちのためのボランティアをするのはどうでしょうと持ちかけた。保育スタッフとして朝コースをサポートしている外国籍の女性Anも手を挙げた。日本人男性を配偶者とするAnは30年近く前、2人の子どもの保育園に通わせていた日々、日本の子どもたちから「外人、外人」と囃し立てられ、それをたしなめる親がいなかったことがショックだったと述懐する。2人の子どもが日本人の奇異な目に晒される日本の学校には「絶対に行かせられない」と辛い思いで外国人子弟のための学校を選択した経験を持つ。Anは「日本社会は随分変わってきたけれど、まだまだ。そのために出来ることがあれば嬉しい」と言う。

9月と10月は、O先生、MIA職員、筆者がMIAに集まり、人とのつながりをどう作っていくかについて話し合った。6年3組担当のO先生には温めていた構想があった。6年生の国語教科書(光村図書)の単元『みんなで生きる町』(テーマはユニバーサルデザイン)、続いて『平和のとりでを築く』(ユネスコ憲章前文で使われている文言)を取り上げ、それぞれのテーマで子どもたちに外国人と話し合う機会を与え、幅広い視野を育みたいというものであった。願ってもない案であったが、日本語能力の高い人しか参加できないのが辛いところである。しかし、出来ることから始めるしかない。O先生とは、時間的制約に囚われず、結果を急がないで、ゆっくりプログラムを醸成させていくこと、6年生と外国人がひとつのテーマで何度か話し合う場を設定することで合意した。過去の経験から、一度限りのイベントの空しさを思い知らされていたこと、若いスタッフのことは「MIA活動のきっかけは小学校時代の外国人との交流だが、同じ外国人に何度も何度も会ったことに意味があった」から大きなヒントを得たことが今回のプログラム作りの根底にある。日程に関しては学校に合わせるが、その時々

で集まる外国人は違ってくることを了承してもらった。

3-3. 新しいプログラム

(1)目的

筆者側のプログラムの目的はO先生のクラス、6年3組とMIAの外国人の関係をつくることであり、未来に生きる人たちに「住みよい社会」をプレゼントするため、両者が協働することである。そのために、外国人には社会の構成員としての市民意識をもってもらい、日本人の意識変革を促す社会的リソースになってもらうこととした。日常的な取り組みを目指し、学校側にもMIA側にも押し付けない、せつつかないことを肝に銘じた。「無理は禁物」も過去からの学びである。

(2)参加した外国人

小学校の日常授業にあわせてのプログラムであるため、毎回、曜日も時間も異なる中、計7回の交流に外国人12名が参加し、延べ人数は26である。多い人は5回、2回参加がもっとも多く、1回の人もある。朝コース参加者の年齢は30代から40代、水曜コース参加者は全員が20代である。T(20代)は日本語コースの参加者ではないが、友人のAに誘われて参加した(表-1参照)。なお、表中の在住歴は2008年10月現在である。日本人側からは保育スタッフ1名が2回、学習スタッフ1名が1回、参加した。

表-1 参加者一覧表

名前	性別	所属コース	参加回数	日本在住歴	配偶者	子ども	備考
R	男性	朝コース参加者	3	8年	日本人	1歳	
A	女性	同上	2	1年10ヶ月	同国人	—	
C	女性	同上	3	2ヶ月	同国人	13歳	元教員
E	女性	同上	1	8ヶ月	日本人	15歳	
K	女性	同上	1	5年	日本人	9歳	
W	女性	同上	2	4年	日本人	—	
An	女性	同コース、保育スタッフ	5	30数年	日本人	成人	
I	女性	水曜コース参加者	1	6ヶ月	同国人	—	
J	男性	同上	2	1ヶ月	—	—	
M	女性	同上	2	5ヶ月	—	—	
S	女性	同上	2	8ヶ月	—	—	大学生
T	女性	コース参加せず	2	1年10ヶ月	日本人	—	

(3)実践

プログラムは、朝コース2008年度2期の初日(10月10日金曜日)に会話グループ(表中のR、C、Aなどが参加し、学習スタッフ1名が担当)が6年生の国語の教科書から『みんなで生きる町』を読み、話し合うことから始まった。この日の活動は担当者により、

次のように記録されている。

小学校6年生の教科書をベースにして身近にある施設をとりあげ、外国人や障害者の立場にたって意味を確認しながら、会話をすすめた。それぞれ、この課題についてとても強い関心が感じられた。時間が足りないくらいであった。

以下、交流の記録を追う。

第1回 2008年10月23日(木) 9時40分～10時25分

桜野小学校6年3組(28名)訪問：国語の授業『みんなで生きる町』見学
外国人5名、MIA職員2名、筆者が参加

MIAから徒歩30分弱にある学校ではO先生の出迎えを受け、スリッパに履き替え、見学者バッジをつけて教室へ。初体験の連続に参加者は緊張し、興奮気味だった。教室では自己紹介の後、授業を見学したが、子どもたちの緊張が感じられた。

*10月25日(土) 「むさしの国際交流まつり2008」

外国人が多く集まるおまつりに6年生が親と来てくれることを期待した。が、種々の行事と重なり、日本語コースのブースに来る子どもはいなかった。ただし、O先生は教員ワークショップ関係のイベントに大活躍であった。

第2回 2008年11月5日(水) 4時～5時

6年生2名がユニバーサルデザイン(UD)調査のためMIAを訪問
外国人3名、MIA職員、筆者が参加

UDを外国人の視点から考えるグループに加わっている⁹2名の質問に、日本語初級レベルの3名が、四苦八苦しながら答えた。『みんなで生きる町』は「だれもが不便を感じずに暮すにはどうしたらいいだろう」との問いかけから始まり、本文には、「だれもが利用しやすい」ことを大切に「いろいろな条件の人が使える物を作りましょう(略)このような物作りの考え方をユニバーサルデザインといいます¹⁰とある。子どもたちは、外国人が武蔵野地域での暮らしをどう感じているか、不便に感じていることは何か、よりよい町にするにはどうすればいいかなどを質問した。

第3回 2008年11月12日(水) 4時～5時

前回の2名を含む5名(全員、同じグループ)がUD調査のためMIAを訪問

外国人5名、MIA職員、筆者が参加

第2回に続いて、東京の生活での不便についてなど、UDの観点からの質問に外国人が答えた。外国人側は、日本は安全な国であることを実例を挙げて話した。子どもにはなお緊張が見られるものの、少し慣れてきたように感じられた。

第4回 2008年11月13日(木) 9時40分～10時25分

6年3組を訪問：UD調査中間報告会

外国人2名、保育スタッフ、MIA職員、筆者が参加

「部屋の四隅」に参加した後、子どもたちの調査中間報告をグループに分かれて聞き、話し合いに参加した。教室はかなりリラックスしてきた。

*11月15日(土)桜野小学校 学芸会

招待を受けたが、行った外国人はいない。

第5回 2008年12月4日(木) 10時45分～12時15分

6年3組を訪問：UD調査報告発表会

外国人4名、MIA職員、筆者が参加

筆者が進行役(ファシリテーター)を務め、参加型学習の手法「並んで、並んで」¹¹で誕生日の輪をつくった。次に、子どもたちの発表と質疑応答に参加し、最後に外国人が感想を述べた。子どもたちはかなりリラックスし、自発的に外国人とことばが交わせる子どもが増えてきた。

*12月9日

第5回の「ふりかえり報告」がO先生より届き、当日参加した外国人に渡す。ふりかえりには外国人への質問も含まれていた。

*2009年1月19日

Tが子どもの「ふりかえり報告」に対して感想をメールで寄せた。これをO先生に送付した。

*1月23日

Anが「ふりかえり報告」に書かれた質問に答えて、インターネットから情報を集めて資料を作成した。これをO先生に送った。

*1月30日訪問のため、国語教科書より『平和のとりでを築く』のコピーがO先生から届き、これを参加予定者にファックスで送った。

第6回 2009年1月30日(金) 1時30分～2時45分

桜野小学校を訪問：主に6年3組の国語の授業『平和のとりでを築く』を見学
外国人4名、学習スタッフ(桜野小学校父兄)、筆者が参加
学校では国語科の全学級公開授業が行われていたため、6年3組以外の授業も見学した。その後、6年3組も参加する吹奏楽演奏を体育館で聞いた。積極的に声をかけてくる子どもたちがいた。

第7回 2009年2月24日(火) 10時45分～12時15分

桜野小学校を訪問：国語の授業『平和のとりでを築く』の話し合い
外国人3名、保育スタッフ、筆者が参加
学校公開授業の日で6年3組にも父兄が数名参加していた。父兄もいっしょに「部屋の四隅」を楽しみ、外国人も進行役(ファシリテーター)を務めた。続いて、「平和」についてグループに分かれて話し合った。子どもたちに緊張はない。

第8回 2009年3月17日(火) 10時45分～12時15分

卒業式を間近に控えた6年3組との交流の最後として、O先生の尽力で卒業式の練習などで忙しいスケジュールの中、なんとか時間が調整できた。交流プログラムの重要な全体でのふりかえりの時間である。外国人側もそれぞれのスケジュールを調整しての参加表明であった。が、前日に急遽、学校側の授業変更でキャンセルになった。

本プログラムでは、6年生国語教科書より『みんなで生きる町』『平和のとりでを築く』の2つのテーマを子どもたちと話し合ったが、後者に外国人の関心は高かった。Tは筆者がファックスで送ったコピーがうすくて読めず、地域の図書館に行き、教科書を探し、コピーをしたと言う。その後、就職活動が忙しくなり、時間の調整がつかず、第7回目の交流、平和について話し合う授業に参加できなかったことを残念がる。一方、第7回目は学校公開授業日で幼児連れが許されたため、Rは1歳の子どもを連れて参加した。子どものころ、広島原爆をテーマにした井伏鱒二原作『黒い雨』を3度読んだといい、その英訳本を持参しての参加で、平和への思いが非常に強く、6年3組に伝えたいメッセージが溢れているように見受けられた。だが、残念なことに、1歳の子どもが教室に馴染めず、父親役を廊下で強いられていたのは気の毒であった。Anは、平和とは単に戦争のない状態をさすものではなく、戦争状態ではなくても、学校に行けない子どもたちがいる社会は平和とは言えない。このことに目を向けてほ

しいとのメッセージを伝えたいと意気込んでいたが、時間が足りなかったと残念そうであった。「平和」についての話し合いこそが多文化共生社会に繋がると期待したが、幻となった最後の交流の時間をうまく設定できなかったことが惜まれる。

第9回 2009年3月26日(木) 5時30分～7時45分

6年3組卒業式の翌日、An、O先生、MIA職員と筆者がMIAで本プログラムのふりかえりミーティングを行った。

(4)参加外国人によるふりかえり

各回のふりかえりを以下にまとめる。

①プログラムの意義

- ・楽しかった。子どもが外国人と触れるのは大切。このような試みはいいこと。(C) (A)
- ・子ども時代の交流経験は大切。(R)
- ・昨日、会った子どもたちが、とくにシャイだった男の子が「おはようございます」と声をかけた。びっくりした。やはり何度も顔を合わせることが大切だと思った。(An)
- ・話した内容はあまり重要ではない。子どもたちが自分からMIAまで来て、知らない大人の外国人と話したこと、そのプロセスが大切。(An)
- ・子どもの学校(他市の小学校)ではやっと国際交流的授業が始まったばかりなので、ぜひ、参考にしたい。(保育スタッフ)

②プログラムにおける自身の役割

- ・外国人、日本人ではなく、みんな同じ人間とわかることが大切。そのお手伝いならよろこんでしたい。(E) (K) (W) (M) (S) (J) (A) (An)
- ・もし、子どもたちがわたしのことを知りたがるなら、わたしもうれしい。(E)(T)
- ・外国人が日本人の輪の中に入ろうとするときの壁、心のバリアフリーは子どものときから外国人に慣れることが必要。私とその役に立てるならうれしい。(R)
- ・子どもたちはバリアフリーの研究をしたけれど、目の前で外国人が困っていたら助けてあげる？と子どもに聞いてみた。みんな「ウン」と言った。「じゃ、わたしが困っていたら助けてくれる？」と聞いたら、なんとなく「ウン」と言った、こういうことだと思う。顔を合わすこと、知り合いになること。これを縦

り返して成長した子どもは、外国人、日本人の関係なく、だれでも困っていたら助けられる人になるだろう。いい社会を作るために、お手伝いができるかな？
(An)

③プログラムの付随的意義

- ・日本のことを知りたいから、いい機会。またあれば参加したい。(E) (K) (M) (S) (J)
- ・日本人の友だちがいない。日本の子どもたちも知らない。いい経験。(T)
- ・子どもたちはえらかった。調べてとても上手に発表した。タイではこんな勉強はしない。とてもいい勉強だと思う。私のメリット？楽しかった。いろいろ見た。(W)
- ・日本の学校の授業が自由な雰囲気て驚いた。(C)
- ・日本の小学校の体験をただけではなく、韓国に対するステレオタイプを破ることができてよかった(キムチとか・・・)。(S)
- ・(板書される漢字の多さに圧倒されて)6年生になったら(今3年生の)息子は大変だ。(K)

3-4. 考察

(1)外国人の発言から

プログラム参加者の「子ども時代の交流経験は意味がある」、その方法として「何度も顔を会わせること」との意見は朝コースの若いスタッフの経験に重なる。本プログラムの目指した日常的な取り組みは「何度も顔を会わせること」であり、目的は社会の構成員としての市民意識をもち、「住みよい社会」づくりのボランティアをすることであるが、「いい社会をつくるために」「私とその役に立てるならうれしい」との発言からは、強制ではなく、自発的な参加であるからこそその積極的な役割意識が窺える。日本語コース機能のひとつに挙げている「社会参加」を物語るメッセージが朝コースのスタッフから寄せられた。

Wさんが桜野小学校へ行くと聞いて3年前を思い出しました。「日本語教室丸ごと交流プログラム」の日、小学校へ行くのが嫌だと言って泣きそうだったのに、3年でこんなに変わったのですね。日本語が話せるようになって自信も出てきたのでしょうか。元々とても人懐こい性格のようすし、日本の生活にも慣れ、本来の自分をとりもどしたのかも知れません。よかったですね。

「学校への協力プログラム」¹²で、MIAから地域の学校に派遣された経験のあるTは、「前に学校へ行った時、国から始めないで(筆者注：〇〇国人として〇〇国の紹介をさせられた)、子どもたちの興味のあるところから始めて、わたしに関心をもってもらうようにしたほうが良いと思った。今日は、とてもスムーズに話ができた」と学校派遣プログラムに示唆を与える。また、上記ふりかえり③が示すように、本プログラムは外国人にとって日本を知るいい機会であり、子どもが将来おかれるであろう状況を先取りする機会にもなった。

(2)ふりかえり作文から

一方、子どもたちにとっては、本プログラムはどのような意味があったのだろうか。第5回交流(『みんなで生きる町』調査報告発表会)の後に、子どもたちが書いたふりかえりの作文から考察する。

「(外国人たちが)どうして日本にいるのか」知りたくなって、ユニバーサルデザインの調査にMIAに行ったNKくん。そのNKくんたちを勇気のある行動をとったと外国人たちは評価する(respectという言葉が使われた)。「自分の言いたいことを伝えるのが大変」だったが、Tさんにわかってもらえて嬉しかったTMちゃんや、Anさんが領きながら聞いてくれ「いいアイデアだ」「ここはこうしたほうが良いよ」などと言ってくれて嬉しかったUMちゃんのように、外国人が話を「しっかり」「きちんと」聞いてくれ、「ちゃんと」わかってくれたことを素直に喜ぶ子どもが多い。上述したNKくんたちに対するように、発表する子どもたちに対しても外国人は尊敬(respect)をこめて聞いたが、それが子どもたちに伝わったのだろう。相手を尊重する姿勢(respect)は人間関係づくりの第一歩だと考える。

発表後の雑談で、Sさんからキムチの話聞いて「思っていたことと違った」と言うUSくん。これに対し、Sさんも「ステレオタイプを破ることができた」と満足する。「(Tの出身国は)色々な大陸(ママ)に囲まれていて、他の国の文化が入ってきて、その国の文化がない」と聞いて「びっくりした」MSちゃんはTに「日本はひとつの島だから昔の文化を守れるんだよ」と教わり、昔からの文化を守っていこうと思ったという。「紛争のやまない」世界で、「このような意見の交換や交流が必要だと思う」というWHちゃん。子どもたちの視野を広げる役割を外国人たちはしっかり務めたようだ。

テレビのニュースがタイの空港封鎖を報じていたちょうどその時(2008年12月4日)、「タイ中でデモをしているのではない」とWさんが教えてくれたというWHちゃん。これに対し、WもMIAでのふりかえりで、「わたしはアフリカの人はみんな黒いと思っていた。でも、日本に来て、黒くないアフリカの人に会って、わたし、まちがっ

ていたな、知らなかったなと思った。あの子どもと同じ」と自身の経験に照らした発言をしている。子どもに気づきを与えると同時に、Wは自らをふりかえり、自身の世界を広げている。

作文が苦手で、通常2、3行くらいしか書けない子どもが15行も書いたとO先生は驚く。書かせたエネルギーについて、この子どもは感じ取った何かをどうしても吐き出したかったのだろうと先生は分析する。それほどのインパクトが本プログラムにあったのだろう。

「どうして日本にいるのか」が知りたくてMIAに行ったNK君は、何度か会って「話し合っているうちに」どうして日本にいるのか「もっと知りたくなった」という。子どもたちの中で個人への興味・関心が高まっていったようだ。「今回、話せなかった人とも話したい」「もっと外国の人の話を聞きたい」、そのために「また、こういう機会がほしい」とのことばがどの作文にも溢れ、交流相手の個人名がはつきり記されている。最初は緊張していた子どもたちが、交流を続けるうちにリラックスでき、相手を名前と呼べるようになり、次の機会を楽しみにするようになった。外国人という括りではなく、ひとりの人として受け入れることができるようになったのだろう。ユニバーサルデザイン(UD)をハード面から学び始めた子どもたちは、UDとは結局、人と人との関係であることに、ソフト面の大切さに気づいていったように思われる。

以上、ふりかえり作文から本プログラムの子どもたちにとっての意義を考察したが、ふりかえり作文には次のような成果もあった。2006年が最後になった「日本語教室丸ごと交流プログラム」は前述したように一度限りのイベントであった。終了後、子どもたちから「ありがとうカード」が届いたが、そこに書かれていたのは多くが一般的なお礼のことばであった。しかし、今回は6年3組がふりかえりをし、文字にまとめたことによって子どもたちが感じ、考えたことを外国人は具体的に、詳しく知ることができ、そこからまた、新たな交流が生まれた。たとえば、Anは作文に書かれた自身への質問に答えるために資料を作成し6年3組に送った。それが6年3組の教室の壁に貼り出されていた。発信があり、それに応じる(参加と協働)と何か生まれる(創造)、この循環が本プログラムにも機能したと考えられる。作文にはまた、MIA職員や筆者を名指しでコメントしたものがあり、うれしい驚きであった。筆者は外国人と子どもを繋ぐコーディネーターと心得ていたのだが、「いろいろな国(ママ)のボランティアをしていて、いいな～」と思った子どもたちの存在を知り「外国人と接している日本人」として地域リソースになっていることに気付かされた。もうひとりのコーディネーターであるO先生は、外国人にとっては日本の学校を代表する先生である。O先生の作り出す授業や子どもたちの振舞いから外国人たちは日本の学校を観察したが、

O先生もやはり、リソースであった。

(3) プログラム作りの視点

O先生発案の「教科書」を中心とした本プログラム実践では、通常の学習活動の中に外国人との交流を取り入れることによって子どもたちの学びを広げ、深めることができた。また、「国際化のための教育」は特別なプログラムを準備しなくても、日常活動で取り組めることが示された。「教科書中心プログラム」がより汎用性あるプログラムに発展すれば、学校の先生方には受け入れやすくなるのではないだろうか。モデルを作り、国際理解教育の敷居を低くすることがO先生の学校関係者への提案であった。一方の地域日本語教室側にとっては、子どもたちの学習活動に参加することによって、参加目的が明確になり、協働しやすく、その結果、たとえば子どもたちの発表やふりかえり作文など結果を形として実感できた。しかし、今回は話し合いによる関係作りを目指したため、日本語力のある人しか参加できなかったことが課題である。また、本プログラムには子どものいじめに怯える外国人お父さん、お母さんの参加を期待したかったが、参加を促すことは乳幼児のいる場合、Rの例もあり難しい。次回への課題である。

3-5. まとめ

以上、「学校との協働実践プログラム」における挫折から再挑戦への過程を述べたが、失敗の原因は前述のとおり関係者間で問題意識・課題が共有できなかったことであり、そのため人間関係づくりができなかったからである。その根底には、筆者自身の課題意識の低さがあり、関係者とつながる必然性が明確でなかったことが指摘できよう。

再挑戦では、筆者の中で問題意識が高まっていたことに加えて、O先生との出会いが決定的であった。多文化社会コーディネーター養成プログラムでともに学んでいく中で、プログラムの必要性の確認、再確認を繰り返し、プロセス重視、行為の中で省察しながら、適宜、修正していくというプログラム実践の基本方針にも同意できた。共通の学びが課題意識をより鮮明にし、課題解決への一方法としての実践に向かわせたと思われる。

4. 多文化社会における「日本語学習支援コーディネーター」の役割

6年間のふりかえりを言語化し、文字化する作業は、記憶の底に埋もれていた思いや活動を意識に浮上させ、批判的に捉え直す省察の作業であった。多文化社会における日本語学習支援コーディネーターの役割とは何かと問い続け、ようやく筆者なりの

結論に至った。多文化社会コーディネーター養成プログラムで学んだ役割に加えて、大きく次の3点を挙げたい。

- ①私たちが暮らすこの町の中にMIA日本語教室を位置づけ、その活動をデザインする。
- ②関係者の暗黙知を共同知として共有資源とする。
- ③活動の目的や目標に信念を持ち、平易なことばで示す。

まず1点目として、MIA日本語教室には日本人と結婚をしている人が多く、その子どもたちは地域の学校で日本人としての、あるいは日本人になるための教育を受けている。このような子どもたちが今後、ますます増えることは朝コースの保育室に集まる乳幼児の数を見ても明らかである。一方で、親たちが学校でのいじめに不安を抱いていることは事実であり、日本社会に根ざす差別意識や排他意識を感じとっている外国人は多い。いじめは、外国につながる子どもだけではなく、日本人にとっても問題であり、この閉鎖性から外国人が解放されることは日本人自身の解放に繋がると考える。そのためには、子どものときからの教育のあり方が問われ、学校の中で、また、地域の中で多文化が共生できる社会の土台作りが必要であろう。外国につながる子どもたちの中には、さらに深刻な問題を抱える子どもが多いこともMIA日本語教室に参加する子どもたちから見えてきた。見えてきたのは子どもを取り巻く問題ばかりではない。成人参加者の場合、外国人であるという点で問題が拡大されることもあるが、多くはスタッフが抱える問題と共通する。つまり、生活者としての問題であり、その終局に老後がある。この地域に暮らす外国人はどのような生活設計をたてているのだろうか。老後を迎えたとき、どのような問題を抱えるのだろうか。私たちが住む町は、『みんなで生きる町』として機能しているのだろうか。今から、対応しておけることはあるのだろうか。子ども、暮らし、老後は密接に地域、町と関連している。したがって、この町に暮らす外国人が集まるMIA日本語教室は、町から遊離した宙に浮いた存在ではなく、町や学校との繋がりの中で考える必要がある。ここに日本語学習支援コーディネーターの役割があると思われる。

そのためには、コース参加者を生活者として包括的に捉えたい。一般に、外国人は日本語学習の受益者という受動的な立場、あるいは、出身文化紹介を求められる出身文化代表者という立場を往々にして期待され、社会の周辺におかれることが多い。しかし、今回の協働・実践プログラムで『みんなで生きる町』を子どもたちと共に考えた外国人たちは、社会の構成員として社会作りに積極的であった。中心に位置する日本

人と周辺におかれる外国人という図ではなく、両者を対等な社会の構成員として位置づけることがデザイン上、重要であり、それを意識した関係作りが役割に加えられよう。

2点目として、デザインを描く上でも、日ごろの活動においても有効且つ貴重な資源は、教室活動の実践者であるスタッフ個々の中に蓄積された経験と知見と実践上のワザである。ワザに関して斎藤孝[2004:167-168]は、クリエイティブな実践には技術的とも言える工夫がなされているが、その工夫は実践者の存在様式と切り離せない。また、工夫は適用されるというより「編み出される」という印象を与えると述べ、これを技化と呼んでいる。知見やワザの共有を図り、個々人の蓄積を共同資源化することもコーディネーターの役割だと気付かされた。ショーン[2007:259]は組織は「累積的に築き上げた知識の保管場所」としての機能を持つというが、蓄積された共同資源が再び個々人の元で享受されるような組織づくりが、さらに、ワザ(工夫)の共有には、個々人を尊重し、相乗効果が期待できるクリエイティブな人間関係づくりが必要となるろう。

3点目として、多文化社会コーディネーター養成プログラムでは、コーディネーターの役割は「参加→協働→創造のプロセスの循環を推進すること」と学んだが、循環は螺旋を描いて上昇していくものと思われる。その向かう先を具体的にイメージし、信念をもつことも、必要に応じて、向かう先を平易なことばで語り、示すことも役割と考える。信念がないまま活動を開始した失敗、生半可な知識や覚えたての専門用語を振り回し、スタッフに疎まれた経験からの教訓である。

参加→協働→創造のプロセスの循環を可能にするのは、その場の参加者全員であり、参加者の協働から、人と人の繋がりが生まれ、なにかが創造される。MIA日本語教室は市民参加による対等な市民(パスポートの如何に関わらず)が創り出す活動であり、関係者間に役割分担はあっても上下はない。外国人の問題は、私たちの暮す町の問題でもあり、それを私たちの問題と捉え、解決策を探る行為は、私たちがこの町の、社会の構成員であるとの意識に繋がる。参加する人たちが、住みよい町を目指して日本語を通して関係を作り、社会を創っていくことが大きな役割であるが、この点はすでに指摘されている[杉澤2009:17]。

5. おわりに

人間関係作りを議論する場合、当然ながら人間がいることが前提となっている。MIA日本語教室の場合、参加者である外国人の姿がようやく見えてきた。しかし、日本人側であるスタッフは忙しい。子育てや仕事に重点をおきたいスタッフがいる一

方で、老親や配偶者の介護や看護を抱えるスタッフが増え、コースに来るだけで精一杯の状態であり、さらなる活動への着手がためられる現状がある。新たに取り組んだ学校との協働実践プログラムでも、MIA側からは日本人の参加が非常に少なかった。課題が見えているにもかかわらず、それに取り組む「余裕のある人」が少ないことが最大の課題である。とは言え、同じコーディネーターが何年も同じ目で見ているのは、手法が変わらず、活動はマンネリ化する。新しい風を、次なる日本語学習支援コーディネーターに期待したい。バトンを渡す相手探しに向け、関係者との協働を始めたいと思う。

謝辞

6年間をふりかえって、現東京外国語大学多言語・多文化研究教育センタープログラムコーディネーターであり、元武蔵野市国際交流協会プログラムコーディネーターであった杉澤さんとの出会いがいかに大きかったかに改めて気づきました。ご薫陶をいただき、深く感謝いたします。

[注]

- ¹ たとえば、野山[2008：10-11]は地域日本語教育支援におけるコーディネーターの重要性に触れている。
- ² 武蔵野市国際交流協会 <http://www.mia.gr.jp/> <2009年2月1日アクセス>
- ³ 日本経済団体連合「外国人受け入れに対する提言」
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/honbun.html>
<2009年2月1日アクセス>
- ⁴ 参加型学習の手法のひとつ「部屋の四隅」の好きバージョンを、朝コースでは時々、試みる。「〇〇が好きですか？」に対し、「とても」「まあまあ」「あまり」「ぜんぜん」と決められた部屋のコーナーに移動してもらい、その理由を語ってもらうアクティビティである。
- ⁵ ボランティア仲間から選ばれたのではなく、MIAからの指名であることは、当初は仲間にも本人にも当惑を与え、緊張した空気が流れることもあった。
- ⁶ 内部統制入門Navi「KJ法」<http://www.internalcontrol-navi.com/improve/flow/kj.html>
<2009年3月20日アクセス>
- ⁷ 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの多文化協働実践研究、野山班は地域日本語教室の機能を5つ挙げているが、その一つが地域参加である。
- ⁸ 武蔵野市国際交流協会「教員による国際理解教育活動」<http://www.mia.gr.jp/activity/teacher.html>
<2009年2月1日アクセス>
- ⁹ 他にも、高齢者の視点、障害者の視点などのグループがある。
- ¹⁰ 光村図書、国語6年上巻(p.76)
- ¹¹ ことばをいっさい使わず、全参加者がジェスチャーだけでお誕生日順に並ぶアクティビティ。
- ¹² 武蔵野市国際交流協会には「学校への協力プログラム」がある。学校からの要望に応じて、学校で実施される国際理解の授業に参加し、こどもたちと交流することを目的に、外国人を武蔵野市近辺の小学校・中学校・高等学校に派遣している。

【文献】

- 文化庁編, 2004, 『地域日本語学習支援の充実——共に育む地域社会の構築に向けて』 文化庁文化部国語課.
- Donald A. Schon, 1983, How Professionals Think in Action (柳沢昌一・三輪建二訳(2007) 『省察的実践とは何か』鳳書房.)
- 藤川多津子, 2003, 「『地域の日本語教室』のために『日本語コーディネーター』に望まれること」 『人間主義の日本語教育』凡人社.
- 春原憲一郎, 2008, 「学習者の多様化と日本語教育」 『日本語教育』 139号12-23 日本語教育学会.
- 金子郁容, 2002, 『コミュニティ・ソリューション』岩波書店.
- 金泰明, 2008, 『欲望としての他者救済』日本放送出版協会.
- 杉澤経子, 2009, 「『多文化社会コーディネーター養成プログラム』づくりにおけるコーディネーターの省察的実践」 『多文化社会コーディネーター養成プログラム—シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊1』東京外国語大学 多言語・多文化研究センター.
- 武蔵野市地域日本語教育推進委員会, 2000, 『武蔵野市地域日本語教育推進事業報告書～市民活動としての日本語「共有」の試み』(文化庁委嘱).
- 武蔵野市国際交流協会編, 2002, 『わ～い！外国人が教室にやってきた！——学校と地域がつくる国際理解教育』武蔵野市国際交流協会.
- 武蔵野市国際交流協会編, 2003, 『わ～い！NGOが教室にやってきた！——学校と地域がつくる国際理解教育』武蔵野市国際交流協会.
- むさしの参加型学習実践研究会, 2005, 『やってみよう「参加型学習」！日本語教室のための4つの手法～理念と実践～』スリーエーネットワーク.
- 西原鈴子, 2008, 「『生活者としての外国人』をとりまく状況」 『日本語教育年鑑2008年版』国立国語研究所編：3-16.
- 野山広, 2008, 「多文化共生と日本語教育支援—持続可能な協働実践の展開を目指して」 『日本語教育』 138号4-13 日本語教育学会.
- 尾崎明人, 2008, 「『生活者としての外国人』に対する日本語教育体制の整備」 『日本語教育年鑑2008年版』国立国語研究所編：17-29.
- 齋藤孝, 2004, 『生き方のスタイルを磨く—スタイル間コミュニケーション論』 NHK ブックス.
- 山西優二他, 2008, 『これからの開発教育』新評論.
- 東京外国語大学 多言語・多文化研究センター, 2008, 『コーディネーターって、何だ!?』(シリーズ多言語・多文化協働実践研究6 山西・小山班07年度活動).

授業における実践の変容

—異文化を超えた親密化の促進をめざして—

Practice Based Innovation in Course Design

Reflection on the Development of a Course Fostering Authentic Intercultural Relationships

阿部 祐子*

ABE Yuko

The purpose of this paper is to share my experience in developing a new course: "Cultural Background of the Japanese Language" acquainting students with the role of cultural aspects in learning foreign language.

From a more general perspective, my work on the course provides an example of an educational innovation directed by practice. In this particular case, the evolution was from the original design of the course focused on the pragmatics of Japanese language, as an element of language acquisition by international students visiting Japanese university, towards more direct experience allowing the study of a foreign language and culture at the same time through involvement in out of classroom interactions.

My main goal was to acquaint international students with the cultural context of Japanese language and with typical patterns of thinking among Japanese people. Students were expected to identify and examine contextual issues involved in exemplary situations or in situations from their own experience.

The reflection on the experience gained in first implementations of the course has reconfirmed some of my initial assumptions, but also directed me towards important modifications. To make the course learner oriented, I have been trying to increase student's autonomy in the learning process. However, I have found my expectations too optimistic. It has become clear that students need a more structured field of intercultural experience. Also, I have realized that the category

*国際教養大学国際教養学部准教授

of the "learners" should be expanded from international students, first to include Japanese students, and then also people from the community. Furthermore, I have found that the course objectives can be achieved in a much more effective way when contacts with Japanese people outside of the class have some independent purpose. In addition to the value of course activities as community contributions, international students gain a feeling of belonging to the local community which is important for their ability to culturally adapt.

はじめに

大学における日本語教師は、留学生に対する日本語教育に継続的に携わるだけでなく、彼らの置かれた状況や生活者としての多様な問題までを身近に知りうる立場にあることから、その状況改善のために留学生と共に模索する実践者と捉えることが可能である。しかし、山積する課題に対処することに比重を置くと、大学教員のもう一つ役割である研究者としての側面は、日々の営みの中に埋もれてしまいがちであり、目前で起きている問題への対処が優先されていく。筆者もこのような現状において、研究による一般化や理論化と、日々の実践の取り組みが乖離しているような違和感を持っていた。

このような葛藤を抱える中で、実践と研究という二分法的な考え方を超えた「実践研究」という新たな枠組みに出会った。ショーンは、省察的実践論の「行為の中の省察 (reflection-in-action)」という概念において、省察的実践者はすでに確立した理論や技術のカテゴリーに頼るのではなく、現実の複雑な状況から問題を設定し、それに対処するために行動の中で暗黙となっていた理解について省察するとし、それ故に実践と研究は切り離せないものであると述べている。そして「行為の中の省察というプロセス全体が、実践者が状況の持つ不確実性や不安定性、独自性、状況における価値観の葛藤に対応する際に用いる〈わざ〉の中心部分を占めている」と述べている [Schön 1983=2007: 50]。

本稿は、上述のような筆者にとっての新たな枠組みの中で、留学生を取り巻く状況から留学生と日本人の親密化の促進という「問題を設定」し、それに「対処する」ために、ある授業における4年間の実践に焦点をあてて「行為の中の省察」をすることにより、実践と研究を主体的に結びつける試みである。

全体の構成としては、まず、問題の設定として日本の留学生を取り巻く状況について概観した後、この実践の背景となる大学や学生の置かれている状況を説明する。続

いて筆者の4年間の授業実践とその変容を時系列的に振り返り記述する。最後に、改めて実践の前提には筆者のどのような考え方があったのかを問い直し、プロセスの中での意識変容を分析することによって、自分の中で実践を意味づけていく。

1. 問題の設定—日本における留学生を取り巻く状況

2008年7月、政府は「留学生10万人計画」の達成後の新たな目標として、2020年を目途に留学生30万人の受入れを目指すという「留学生30万人計画」[文部科学省、ほか2007]を策定した。その骨子では「日本留学への関心呼び起こす動機づけや情報提供から、入試・入学・入国の入りの改善、大学等の教育機関や社会における受入れ体制の整備、卒業・修了後の就職支援等に至る幅広い施策を行う」としている。しかし、これまでの留学生や外国人受入れに関する政策上の問題の検証は十分とはいえない。江淵[1977: 128]は、日本の留学生政策理念の特色を①ヨーロッパ諸国にあるような「経済政策の視点が欠けていること、②「外交戦略」という明確な視点にかけ、「世界の中の日本」の「果たすべき役割」として「対外援助」のみを強調したものになっていて、「主体的な判断と自己主張の弱い政策理念との印象が残る」と批判している。横田・白土[2004]は、滞日前や卒業後についての視野に欠ける援助モデルの効果を疑問視すると共に、戦略的モデルが明確でない点を指摘している。また、オーストラリアやシンガポールのように留学生受け入れをサービス産業と位置づける「経済主導型」の国々と比較して、日本の受入国としての魅力は低下していると述べ、今後は、政府と大学と日本語教育施設が理念的一貫性と戦略を持った政策を作ることが肝要であり、大学独自でも教育サービスの向上を図り、「知的国際貢献」という理念のもとで、どこまで国際競争力を高められるのか、留学生が日本留学によってどのような満足を得られるのかを争点となると述べている。

そこで、在日留学生の抱える問題点について考えてみる。横田・白土[前掲: 51-54]は、在日留学生問題を留学目的と関連させた以下の6領域としている。

- (1) 専門分野の教育・研究に関する領域
- (2) 語学学習に関する領域
- (3) 経済的自立と安定に関する領域
- (4) 生活環境への適応に関する領域
- (5) 青年期の発達課題に関する領域
- (6) 交流に関する領域

留学生受け入れ数の多い大学には、近年では何らかの担当部署が設置されるようになってきたが、以上のような幅広い領域の問題に対処するには、支援者間の連携や協働が欠かせない。支援者の連携については、コミュニティ心理学的アプローチが目目される。水野・石隈[1998]は、学校カウンセリングの実践において、留学生相談カウンセラーなどの専門的ヘルパー、日本語教員、事務職員などの役割ヘルパー、同国人の留学生、日本人学生、地域住民などのボランティアヘルパーが協働し、効果的に連携することが重要であるとしている。また、加賀美[1998, 2007]は、大学キャンパス内の留学生支援について総括的に述べており、問題解決方法のみならず予防的、教育的アプローチについても言及している。

筆者も、日本語教員の役割ヘルパーとしての立場から、留学生協働の一端を担っている。特に「語学学習に関する領域」および、「交流に関する領域」が主要な支援分野であるといえよう。実際、留学生からの「日本に来て日本人学生と仲良くなれない」、「日本人と話す機会がなく、話す力が伸びない」などの不満は、頻繁に耳にする。留学生同士は比較的仲良くなりやすくとも、ホスト国の学生とは親密になりにくいこと[Bochner, et al. 1977, 横田1991:32]や日本ではアジア圏からの留学生より欧米圏からの留学生のほうがホストとの結びつきが強いという報告もある[横田・田中 1992]。しかしその一方で、日本人学生の中にも留学生と親密になりたいと望んでいる者は少なくない。特に外国語を重視したり、留学を義務づけたりしている大学などではその傾向が強いが、その機会や方法がつかめないままに卒業してしまうことが多いようだ。筆者の勤務校もそのような大学として位置づけられるだろう。筆者自身も日本語教育者として、留学生と日本人の親密化を促進するための実践を継続して行ってきた。本稿ではその中から、特に「日本語の文化背景」(Cultural Background of Japanese Language)というコースの実践活動とその改善の過程に焦点をあてて振り返っていく。

2. 実践の背景

筆者の勤務校は、2004年4月に開学した地方にある公立大学である。日本人654名、留学生102名(2009年1月現在)の小規模校で、主な教育の特色として、「すべての授業の英語での実施」、「一年間の海外留学の義務づけ」「少数制の授業」などを挙げている。入学後、全学生が英語集中プログラムを受講することにより一定基準の英語能力を身につけ、このプログラム修了後はじめて、基盤教育の授業履修が認められることになっている。また、全学生に提携大学への一年間の海外留学を義務づけ、30単位前後の科目履修による単位互換を目標としている。専任教員の約6割が外国籍である

こと、留学生数の割合が高いこと、一年次の日本人学生に留学生との寮生活を義務づけていることなど、国際色豊かな環境作りに努めているといえよう。留学生は、9割以上が提携大学(2008年12月現在28カ国83校)からの一年間の交換留学生で、欧米系とアジア系の学生の割合は、ほぼ半々となっている。日本語教育以外の授業が英語で行われていることや、学内の日本人学生も教職員も英語を話すことなどから、留学生は全く日本語が理解できなくとも生活に大きな支障はなく、日本語を学習せずに帰国する者もいる。しかし、そのような留学生は僅少で、大半の学生は留学の目的として日本語や日本文化の習得、日本人との交流を挙げている。日本に留学することは、本来であれば日常生活をすっぽり日本語環境に囲まれて生活することであろうが、本校の留学生の場合は、周りの日本人が外国語に堪能であることや大学の立地条件により、地域社会との接触が限られた特殊な環境になっている。

授業は、4月から7月までの15週間の春学期と、9月から12月までの15週間の秋学期から成る2期制をとっているが、選択プログラムとして1月から3月までの7.5週間に冬季プログラムが実施される。留学生は、秋学期から一年間滞在するものが大半だが、一学期間のみ滞りや春学期からの入学も可能である。冬季プログラムの日本人学生向け授業は、特別集中講義など、内容が通常と若干異なることもあり、この時期大学から離れる者もあるが、留学生のほとんどは大学に残り通常通りの日本語の授業が通常の半分の期間に凝縮されて行われる。

このような環境において、留学生の適応を援助し日本人との親密化を促進するために、様々な取り組みを行ってきた。まず、来日直後の留学生全員を対象として、学生相談室と協働で「メンタープログラム」という留学生の生活一般を日本人学生が支援するプログラムを二年にわたって毎学期実施した。また、そのプログラム評価からの要望をもとに「日本語会話パートナープログラム」を実施し、日本人学生と留学生の希望者を1対1で組み合わせさせた。これらのプログラムは、いずれも教職員主導で開始されたが、学生の主体的な関わりを促進させるため、学生主導型の運営に移行し、現在は筆者自身はアドバイザーとして間接的に関わっている。

以上は学内における学生全体を対象にした取り組みであったが、推進に拍車をかけるには、ある程度の強制力を持った後押しする力の必要性を感じ、授業としての実践活動として試みたのが、今回の報告である。それまで筆者の携わってきた留学生への日本語教育は、基本的に言語の運用能力の向上を目的としたものであったが、それを「ことばと文化について考える」教育[細川2002]として捉え直し、留学生が自分自身や自国の文化を見つめ直すことの重要性を意識するようになってきた。そこで「日本語の文化背景」という新しいコースを提案し、これを担当することとなった。

3. 「日本語の文化背景」の授業における実践

このコースの開講時の目的は、留学生同士が、日本人や日本社会の価値観をどのように捉えているのか、それは留学前の期待や予想とどのように異なり、それを自分の中でどのように意味づけているのかを共有することによって、いわゆるカルチャーショックを和らげ、異文化適応を助けること、最終的には自分自身や自国の文化を新たな観点から捉え直すことであった。授業における日本語の使用は重要事項ではないが、授業の位置づけが日本語教育であり、受講対象者が留学生であったことから、原則として授業は日本語で行うこととした。日本語のレベルの統一性を図るため、春学期は初級後半から中級前半レベル、秋学期は中級後半から上級レベルの留学生を対象に行うこととした。以下時系列的にこの授業を振り返っていく。

3-1. 2005年度：最初の試み

2005年度の授業内容は、日本の生活によって新たに気づいた自分の国との違い、違和感、驚きなどを自由に話し合いお互いの経験を共有することとした。その中で特に学生が関心を持った内容に関連することについて、フィールドトリップによる現場の視察や、関係者を招いて質疑応答を行ったりした。しかし、学生同士の経験や気づきの共有に対する学生の反応は、筆者の意図に反したものであった。日本の生活に関する違和感や新しい発見に関しては、「あまり違和感はない」、「毎日が楽しい」、「特に困ったことはない」という回答が多く、話し合いが発展しなかった。これには、以下のような原因が考えられる。来日後、日が浅く、まだそのような意識が芽生えていないこと、その後も一年間の短期留学生であるため異文化への不適応が起こりにくいこと、そもそも日本人や日本社会との接触が少なく、表面的で浅い関係しか築かれていないこと、授業形態に不慣れであったこと、お互いの信頼関係が形成されておらず自己開示がしにくい状態であったこと、などである。アジア系の留学生からは、「このような問題点を教員に対して話すのは失礼だと思った」という感想も聞かれた。

そこでカルチャーショックを題材にしたテキストを読みながら、自分自身の経験と比較話し合うという授業形式に変更した。その結果、従来の日本語の読解の授業と大差がなく、筆者が意図したものとは異なる内容となってしまった。また、学期を通して異文化への気づきを記録するという日誌形式の課題も与えたが、それについても深い考察はされていなかった。

フィールドトリップは、小学校訪問、日本家屋を復元した博物館、職場訪問などを行い、報告書を課題とした。学期末の授業に関する評価では、もっと『日本語』の勉強をしたい、授業の目的が漠然としていてわかりにくい、などの批判もあったが、フィー

ルドトリップに関しては肯定的な声が多かった。筆者自身は、コース全体の再構成と教員主導型で行われているフィールドトリップの改善が課題であると考えた。

3-2. 2006年度：コースの修正

前年度の反省をもとに、以下のようなコースの修正を試みた。全体の構成としては、一学期間の授業を日本人の(1)宗教観、(2)教育観、(3)職業観、(4)コミュニケーションスタイル、の4つのテーマに分けた。まず各テーマの紹介として、関連語彙やテーマに関する写真や動画などを提示しながら、現状についてお互いの知識を共有した。これは、留学生にとって『日本語』の知識を得るという従来型の学びのスタイルを急変させるべきでないと考えたためである。方法としては教師からの一方的な知識導入を避けて、話し合いのために必要な語彙として提示した。これをもとに各自が関心事について、次回の授業までに日本人学生数人に面接調査を行うことによって運用能力をつけ、現在の社会と結びつけながら内容を理解させることを目指した。そして次の授業では、その報告から話し合いへと発展させるような形をとった。各テーマの後半には関連部署へのフィールドトリップを行って、実際の現場に触れることにより、それまでの話し合いの内容を確認したり当事者に質問したりする機会を設けた。トリップ後は、以前と同様に報告書を課した。また学期後半には、各自の関心事に基づいて日本人との接触を含む簡単な調査を実施し、学期末に発表を行った。

授業は、以前より系統だったものとなり学生からの評価も概ねよかったが、一方で、日本人学生に囲まれて生活しているにもかかわらず、留学生だけで日本について話すという授業形態に筆者は違和感を持った。その上、教室外での活動の相手をみつけるのは、学生によっては容易ではなく、教師の統制も取りにくいという難点があった。

3-3. 2007年度(1)：ボランティアによる日本人学生の参加

そこで新たな試みとして、日本人学生にボランティアとしての授業参加を募ることとした。以前より日本人学生からも「留学生と話しをしたいがきっかけがつかめない」という声もあり、これは双方にとって利点になると考えた。ボランティアには、留学生の質問に対してわかる範囲で答え、自分の考えを述べることで、またその中で質問があれば留学生に尋ねること、すべての会話を日本語で行うこと、授業後、簡単な感想を書くことなどを依頼し、事前連絡の上、授業の後半に約40分、参加してもらうことにした。ほぼ毎回参加してくれた人もいれば、一度限りの学生もいたが、協力者全員から非常に肯定的な感想を得た。要約すると、留学生との親密度の深まり、留学生の日本語学習の前向きな姿勢から自分の語学学習への振り返りにつながった、日本に

対する知識不足、物事に対する意見や主張のなさへの気づき、留学生の出身国への関心の深まり、外国人が「日本語」を学ぶことの難しさを含めた母語への新たなまなざし、などが、主な内容である。これは、筆者が担当している「日本語教授法」というコースから学生たちが得た学び[Sugiyama and Abe 2008:335]との共通点が多く、筆者自身の意図しているコース目的とも合致する。ただ、ボランティアの協力に依存した授業計画には、不確実な要素が多く無理があることも事実であった。日本人学生、留学生双方に単位が出ることによって初めて双方の関係が対等となるという報告もあり[足立ほか2000]、日本人と留学生が共に学べるいわゆる「多文化クラス」[徳井1997]への変更を大学に要請し、2008年前期より本大学の中で、日本人と留学生が共に日本語で学ぶ唯一のコースが開講されることとなった。

3-4. 2007年度(2)：フィールドトリップの見直し — 地域へ

フィールドトリップが常に好評であったのは、学生が大学外に出にくい本学の環境によるものが大きいと思われる。筆者自身はフィールドトリップが単なる『楽しいおでかけ』となってしまうのを危惧し、どのようにしたら主体的な学びの場になりうるかを課題として持ち続けていた。その時点では、教育現場としての小学校、および、日本の職場として県庁内の特定部署への訪問は定番となっていた。小学校ではこれまでの担当教員との打ち合わせにより、小学生と共に給食を食べること、小学生による小グループでの学校案内、留学生による自国の文化紹介、小学生や教員への質問、などを含めた交流の骨子が確立されていた。また職場訪問に関しては、予め用意した職員への面接調査、および、職場を見学し、男女の割合や仕事の内容、上下関係、机の配置、パーソナルスペース、制服、言葉遣いなどを観察することを課題としていた。それ以外の場所に関しては、日本人の宗教観をテーマに神社や寺、結婚式場を訪ねたり、博物館や伝統家屋を訪ねたりと、毎回学生の関心などに合わせて行き先を変えており、定まった場所とはなっていなかった。

その頃、筆者の関わっていた地域活性化のプロジェクトの一つに地域の国際観光の推進に関するものがあった。留学生を活用した国際観光についての提言を行う中で、実際にこのような形で留学生を地域貢献に関わらせることができるのではないかと考えるようになった。そこで、県や市町村の観光課に打診したところ、Y市も同様の関心を持っていることが分かり、早速2007年6月にフィールドトリップとしてY市を訪問することとなった。単なる観光スポットの見学となることを回避し、行政職員と学生との交流を促進するため、留学生を4-5人の2つのグループに分け、各グループにY市職員2人が付き添い、一日をかけて地域の観光スポットや果樹園を巡り、視察、

収穫体験、特産品の試食などを行うこととした。場所によっては地元の農家の人々や地域ボランティアによる説明も依頼した。職員と学生間のコミュニケーションが図れるように、敢えて筆者は直接グループに入らず、2つのグループ間を適宜見守るような動きを取った。留学生の日本語レベルは、初級後半から中級程度で、どうか日常会話ができる程度であった。留学生には、それぞれの場所について、自分の家族や友だちが来た場合どう感じるかを想定した報告書を課題とした。

Y市職員は、外国人との接触が初めてであったため、最初はこのような方法でコミュニケーションが図れるのか不安を感じていたという。しかし終了後には、『どうにか通じるものだ』、『学生たちが電子辞書を片手に片言の日本語を駆使しているのを見て、自分たちも話したいという気持ちになった』、『次回は、もっと積極的に話しかけたい』、『学生が一生懸命いろいろなことを学ぼうとしている様子を、もっと教えてあげたいという気持ちが強まった』、などと述べており、留学生に対する理解が深まり、コミュニケーションにも自信が持てるようになった様子が伺える。また留学生が撮った写真をみることにより、留学生の興味を持つ視点に新鮮さを感じたようだ。

このY市へのトリップにより筆者には「地域」という新たな視座が生まれた。これまでは、大学内での日本人と留学生という学生同士の親密化に注目していたが、大学を出ることによって、日本人の捉え方が学生から行政職員や地域の人々へと拡大されていった。またY市職員の感想からも、学生間の異文化接触初期段階にみられたのと同様の気づきが得られており、今後の継続により同様の学びのプロセスがたどられていくことが予測された。

学外の人々と接触を持つということは、その相手と協働で実践を行うということである。例えば小学校と交流する場合は、担当の先生が小学生のために求めるものと大学教員である筆者が留学生のために求めるものが異なる場合もあるし、異文化に対する意識のズレもある。そこで、まずお互いの前提を確認し、ズレをすり合わせていくという作業が必要となる。小学校に関しては、10年前に国際理解教育の一環として留学生と交流したいという申し出があった時点から、継続して様々な実践を行ってきた。当初の英語を使って挨拶をして握手をするのみの『国際交流』から、現在まで時間をかけてその方法を見直してきた。その間には現在より内容の深い交流もあったが、これは協働を行う者同士の関係のみならず、それを超えた組織の関係や、それをさらに超えた社会の状況にまで関連しており、必ずしも常に改善されていくとは限らない。毎回理想的な環境が整備されるわけではないが、その制限の中でそれまでの経験を活かして最善のものを作ることが肝要であろう。

留学生を活用した取り組みに関する行政との協働は、筆者にとって今回が初めてで

あった。Y市側には、留学生全員が通訳を通しての説明を聞きながら観光スポットを視察して回るようなイメージがあったようだが、小グループで異なる道順を回ること、通訳を交えず職員と留学生が直接日本語でコミュニケーションをとること、などといった筆者からの提案を快く受け入れてくれたため、最初から筆者のイメージに近い形で実施することができた。小グループでの行動により接触度は比較的高く、初めての交流にしてはある程度の親密性も得られたが、これをさらに深めていくための仕組みづくりが筆者自身の今後の課題となった。まず協働するY市職員と筆者の間で信頼関係を築くことが最重要だと感じた。そのためトリップの振り返りを行い、率直な意見交換に努めたり、Y市職員を授業に招き参加してもらうことにより、筆者の目指す意図を理解してもらうよう心がけたりした。それは、学生と再会し互いがよりよく知り合う機会ともなり、後の冬のプログラムの実践へと発展していく。

3-5. 2007年度冬季プログラム：地域の雪祭りへの参加

本学での冬季プログラム開催中の学生の状況については前述したとおりだが、この時期は雪の影響で通常に増して大学外に出かけることが困難になる。9月に来日した新たな環境にもだいたい慣れてきた留学生にとって、雪に閉ざされた日差しが少ない天候や自由に学外に出られない環境がストレスとなり、精神健康上の問題にも発展しかねない危機をはらんだ時期でもある。このような時期に、Y市から『伝統行事である冬祭りにも是非留学生に来てほしい』という招待があり、春に実施した地域との交流をもう一歩進めたいという筆者自身の希望もあって試みたのが、2008年冬季プログラムにおける冬祭りへの参加であった。地域の人々の親密化を深める仕組みとして、今回は案内をされる側ではなく、祭りを開催する側の手伝いができないかと考えた。Y市は伝統行事「かまくら」前夜祭で、留学生が「かまくら」に入り客をもてなすという提案を承知してくれた。しかし、予算の関係上留学生は5人で「かまくら」一基を受け持つという限定つきであり、冬のY市の観光スポットを巡りそれについての報告書を書くことが条件となっていた。残念ながら当日は悪天候により、前夜祭の集客がままならず、留学生たちは暇をもてあます結果となったようだ。また報告書を書くために訪ねた冬の観光スポットは、すべて市の職員に案内してもらったため、留学生は手伝いに参加したというより客としてもなされたという印象を受けたようだ。しかしながら、このような形での祭り参加を受け入れてもらったことは、今後の飛躍的な発展へと繋がるものであった。

上記以外の留学生のためには、別の冬祭りへの参加を計画した。それは、スキー場における冬祭りの催しで、準備段階として、雪像作り、ミニかまくらづくり、紙風船

作りなどが予め行われ、当日は、紙風船上げ、かんじきツアー、なベコンテストなどの催しを手伝うというものであった。参加留学生16人を3つのグループに分け、それぞれ紙風船グループ、なベコンテストグループ、ミニかまくらグループとし連絡役としてのリーダーを決めた。事前には、紙風船グループが準備のために地元実行委員会を訪ね、当日独自の紙風船上げの準備をしたが、その他のグループは当日の手伝いのみを依頼された。参加した留学生の日本語レベルにはばらつきがあったが、コミュニケーションを積極的にとるかどうかは、日本語レベルにはほとんどが関係ないとわかったのは興味深かった。それは、実践的コミュニケーションの場を活用して日本語能力を伸ばせるかどうかにも関連している。こちらも、本番の一日目は生憎の天候となり、いくつかの催しが中止されて残念な思いもしたが、準備した催しが中止になるかもしれないという懸念を地元実行委員の人々と共有することによる一体感のようなものも生まれたようだ。全体的に留学生たちはこの新しい体験を非常に楽しんだようだが、やはりここでも彼らは催しに参加して楽しむ「お客様」の域を出ておらず、主催者側実行委員の一員として共働したとはいいがたい状況で、筆者自身の意図とは異なる結果となった。これは筆者自身とスキー場の雪祭りの実行委員会の人々が初対面であり、不慣れであったことや信頼関係が十分に築けていなかったことが大きな原因であろう。Y市とは、10ヶ月をかけて少しずつ絆が結ばれていったことから、地道で着実な関係性の構築によって、初めて協働が実現するという教訓となった。

3-6. 2008年度：日本人学生と留学生が共に学ぶ多文化クラスへ

2008年前期から新たに開講された日本人と留学生の混合コースは、留学生3人、日本人4人という少人数で開始された。留学生3人のうち、2人の日本語レベルは、簡単な話し合いも困難なレベルであったため、受講者全員が理解できることを前提に、授業は英語と日本語の双方を使いながら行われた。内容は基本的にはこれまでと同様のテーマとフィールドトリップを組み合わせたもので、テーマの関連語彙は日本人が留学生に事例や経験を交えて説明した。ボランティア参加者には求めなかった現状説明も、今回は適宜含めることとした。また最初の話し合いから生まれた疑問や関心を持ったことについて、日本人と留学生混合の2-3人のグループで、調べてくることを毎回の課題とした。

後期は、留学生16人、日本人6人という制限人数いっぱいの人数が集まった。定員数は、フィールドトリップに出かけるためのバスの座席数によるものである。2008年秋より留学生数が急増したことが、履修者の増加した主な理由であると考えられる。授業のテーマは従来の内容とほぼ同様であったが、小規模クラスから22人

の学生数になったことに伴い、授業形態はグループでの話し合いの後に全員での共有という形に変更した。また、グループ編成をテーマごとに日本人と留学生の異なる構成員となるように考慮した。毎回の課題とは別に、授業全体を通じて、2-3人の小グループでのプロジェクトワークを課し、最終授業で発表させた。また1学期間を通して、留学生や日本人、またそれぞれの国や文化に対する、認識、態度、行動がどのように変容したかを各自が内省することを目的として、協働開始時から最終発表までの過程のグループダイナミックスの変容や自分自身の変容を記述することを、最終報告書とした。これは、筆者自身が2008年の夏に受講した研修で、各個人が自分自身の変容の過程をじっくりと振り返りそれを伝えるという一連の作業の重要性を認識したことから、新たに加えた課題である。この記述によって、協働で行った課題に対して、各グループメンバーがどのように考え、感じながら、課題を達成していったか、相互理解を図るためにどのようにコミュニケーションをとっていたかがわかる。特に日本人学生は、外国人留学生と共通課題を達成する過程を通じてアサーションスキルを身につけていく様子などが伺えた。

これまでのところ、多文化混合クラスでの日本人学生は、ボランティア協力者が得たものとほぼ同様の学びを得ており、このような形態の授業による相互の学びは大きいといえる。しかし、有川[2006:41]の指摘する、「留学生」、「日本人学生」という二つのグループに分けることの妥当性の問題も踏まえた、さらなる考察と改善が必要であることはいうまでもない。

この学期のフィールドトリップには、Y市との三回目の協働の取り組みが含まれていた。Y市職員を中心となる2人はこれまでの活動に携わってきた者であったが、留学生側は全員新生生であり、今回はそこに6人の日本人学生が加わった。今回は接触場面を増やすことを目的に、事前や事後にもY市職員に授業訪問をしてもらい継続して学生と接触する機会を設けた。また、事前の打ち合わせを綿密に行い、当日の活動内容に市民レベルでの交流も含めたこと、また、日本人学生がうまく仲介役を果たしたことなどにより、このトリップは、以前と比較して段階的な発展性のある新しい学びの構築がなされたといえよう。

3-7. 2008年度冬季プログラム：Y市雪遊びの催しへの参加

前年度の冬の特別プログラムに引き続き、2008年度の冬にも地域の雪祭りに参加するという特別プログラムが実施された。このプログラムにも、留学生15人、日本人7人の定員の22人の学生が集まった。今回は再びY市との協働のもとに行われた。1年前の経験から、学生たちが「お客様」ではなくY市の職員や地域のボランティアの

方々と共に「主催者側」となることについて合意した上で行った。学生にとっての課題は二つある。一つは子供向けの雪遊びの催しにおいてY市職員を手伝うこと、もう一つはY市の伝統的な冬の行事である「かまくら祭り」の日に、本学から参加者を募り小グループに分かれて祭りの案内をすることである。案内の準備として、その一週間前に行われる雪遊びの催しへの参加の際に、Y市職員と共に会場の道順の下見を行うことにした。また各自が、祭りについて事前に調べ、当日は主催者として説明ができるように準備しておくことも課題とした。

2月初めに、子供向けの雪遊びの催しが行われた。学生は前日から準備を手伝って、雪の滑り台やミニかまくらを作成した。また、翌週の案内の準備として、かまくら職人によるかまくら作成の見学や会場の下見を行い、Y市職員に説明を求めた。翌日は、雪の滑り台、かまくら内での撮影、ポニーによる雪ぞり体験、甘酒の振る舞い、七輪でのあられ作りなど、数箇所に分かれて責任者の指示のもとで働いた。学生は、Y市職員や客である子供や地域の人々とコミュニケーションをとりながら、各部署での責任を果たし催しを成功させるべく努めており、後片付けまでを手伝うことでスタッフの一員としての達成感を得られたようだ。それと同時に、留学生や県外出身の日本人学生からは、「自分がこの地域の一員となったような気がする」という地域に対する親密度の深まりがみられた。それは翌週の「かまくら祭り」の案内役を務めることによってさらに深まった。案内してもらった学生の質問紙調査によると、案内役の学生は祭りに対する知識も接待者としての気遣いもあり、十分に役割を果たしていたという。会場のところどころで、顔なじみのY市職員たちと挨拶を交わす様子からも、親密度の深まりを感じさせた。

今回のY市との協働により、筆者に現れた変化は、学生たちをもっと地域に参入させたいという意欲の高まりである。学生が地域の人々と協働である目的を達成することにより、その地域の人々への親密度や地域への所属感が深まり、短期留学生や県外出身の日本人学生であっても、自分のことを単なる訪問者ではなく、この地域住民の一員であると考えられるようになるのではないかと、この土地を離れてからも、「また帰ってきたい」、「自分の家族や友人を連れて来たい」と思えるような場所になり得るのではないかと、考えるようになった。学生の意識はそこまで高まらないかもしれないし、短期滞在の限界、授業として行う限界もある。しかし、Y市とは引き続きこのような取り組みを協力的に行える関係を築きつつあり、今後これをコース内外において、どこまで、どのように継続して推進していけるかが、現在の筆者の最大の関心事となっている。

4. 全体を通じた実践の省察

ここまで、ある授業における一連の実践を細かく振り返ってきたが、ここで改めてその前提には筆者のどのような考え方があったのかを分析してみる。

まず、筆者の教育観の中心には、「学習者主体」の考え方が強くある。その考えに基づき、教師の役割は、「学習者への知識や技術の注入ではなく、教師の知識や経験をもとに学習者を刺激し、関心や興味を引き出すこと、助言すること」であると考え。学ぶ主体は学生であり、そのことを学習者自身が認識できるように『なぜx xを学ぶのか』、『何のために今このことを行っているのか』を、学習者が自分なりに意味づけ納得するべきであると考え。この考え方を軸として、方法やアプローチはコース内容や対象者によって異なる。

今回取り上げたコースにおいて主体となる学習者とは、筆者の日本語教師という立場から、最初は留学生であった。留学生を対象とした場合、学習者への問いは、『留学によって何を得たいのか、何が得られるのか』を問うものとなってくる。留学の目的は、個人によって様々であろう。語学力の向上に強い関心が向むけられ、異文化から学ぶことに関心のうすい者もあるだろうし、自文化至上主義を貫きとおして、相手国の文化を拒絶したり、逃避したりする者もあろう。特に短期留学の場合は、価値観のゆらぎは少ないほうが異文化不適應を起こさずにすみ、帰国後にも円滑なりエントリーができるのかもしれない。しかし、筆者は敢えてそれに揺さぶりをかけたいと考える。せつかく異文化接触の機会が与えられるのなら、それを経験することこそが留学の醍醐味であり、それによって自国の文化を異なった観点から客観的に捉えることが可能になっていくと考えるからである。それは、かつて筆者自身が価値観のゆらぎに苦しみながらも、異なった次元の世界に踏み込むことができたという経験にも基づいている。

このようにして「日本語の文化背景」というコースを開講したわけだが、実際に授業を進めるにあたって、学習者の置かれた状況や授業内の反応に柔軟に対処していくために、常に新しい方法を模索しながら様々な修正を重ねることを余儀なくされてきた。その修正に伴い、筆者自身の中にも二つの意識変容が起こった。一つは、「学習者の主体」の対象の広がりである。当初、留学生に限られていた対象者に日本人学生が加わり、さらに大学外の行政職員や地域住民をも含めて考えるようになっていった。そして「留学生は、日本という異文化環境から何を獲得できるか」という留学生側からのみの一方的なアプローチから、「留学生、日本人学生、行政職員、地域住民が、相互の接触から何を獲得できるか」という新たなアプローチへと視点の転換がなされた。

もう一点は、留学生と地域社会をつなげる新たな視座の獲得である。これまでも「地

域の日本語教育」という観点から、日本語ボランティア教室や年少者の日本語教育についての関わりはあったが、留学生を地域と結びつけて考えることは少なかった。それは、筆者の関わる留学生が一年未満で帰国する短期留学生であり、地域との接触は一時的な楽しい思い出にすぎないという考えに囚われていたためである。しかしY市との協働の実践により、大きな変化が生じた。短期留学生と地域社会をつなげることにより互恵的な支援活動が展開され、それが多文化共生社会に貢献しうる活動へとつながっていく可能性、そして、短期留学生でも地域に参入することにより、自分自身を地域の一員と考えられるようになる可能性である。

おわりに

以上、4年間の実践の取り組みに焦点をあてた「行為の中の省察」を行ってきたが、それはSchön [1983=2007]のいうとおり、まさに不確かな状況の中での困惑と混乱から自分が直面している現象を理解し、状況の変化を生み出そうとするプロセスの連続であった。そして現在もお実践は継続中であり、変化し続けているわけである。留学生を多文化共生社会の中で地域住民との関わりとして捉えるという筆者の新しい方向性は、現段階では見出されたばかりで、その新たな実践に向けてやっと一歩を踏み出したに過ぎない。しかし、実践を振り返りつつ、柔軟に異なる手法を取り入れ修正を繰り返していくこと、新しい領域へ積極的に踏み出しその中で辛抱強く相互理解を深め協働していくことが、実践知を構築していくことにつながっていくと考えている。

【文献】

- 足立祐子・押谷祐子・土屋千尋, 2000, 「コミュニケーション体験の場としての多文化クラス」多文化クラスの大学間および地域相互交流プロジェクトの実施と評価に関する研究：平成9年度～平成11年度科学研究費補助金基盤教育C(1)「研究成果報告書」愛知県立大学外国語学部：1-5.
- 有川友子, 2006, 「留学生教育研究について語る——留学生として、教員として研究者として」『異文化間教育』24, アカデミア出版会：41-48.
- Bochner, S., Mcleod, B.M., & Lin, A., 1977, "Friendship patterns of overseas students: A functional model." *International Journal of Psychology*, 12(4): 277-294.
- 江淵一公, 1997, 『大学国際化の研究』玉川大学出版部.
- 細川英雄, 2002, 『日本語教育は何をめざすか 言語文化活動の理論と実践』明石書店.
- 加賀美常美代, 1998, 「コミュニティ心理学的発想に基づいた留学生相談の実践的展開」『現代のエスプリ』377至文堂：96-108.
- 加賀美常美代, 2007, 「大学キャンパスにおけるコミュニティ・アプローチによる留学生支援」箕口雅博, 臨床心理地域援助特論 第11章 放送大学出版協会：161-178.
- 水野治久・石隈利紀, 1998, アジア留学生の被援助志向性と適応に関する研究, 『カウンセリング研究』31, 1-9.

- Schön, Donald, 1983, "*The Reflective Practitioner: How Professionals Think in Action*" Basic Books. (=2007, 柳沢昌一, 三輪健二監訳『省察的实践とは何か——プロフェッショナルの行為と思考』鳳書房.)
- Sugiyama, A. & Abe, Y., 2008, "What do students learn in a process-oriented Japanese pedagogy course?" In Chan, W. M, Chin, K.N, Nagami, M., & Suthiwan, T (Eds.), *Processes and Process-Oriented in Foreign Language Teaching and Learning*, CLS (Centre for Language Studies), National University of Singapore, 335–352.
- 徳井厚子, 1997, 「異文化理解教育としての日本事情の可能性——多文化クラスにおける「ディベカッション」(相互交流型討論)の試み」『日本語教育』92: 200–211.
- 横田雅弘, 1991, 「留学生と日本人学生の親密化に関する研究」『異文化間教育』5, アカデミア出版会: 32–48.
- 横田雅弘, 自主悟, 2004, 『留学生アドバイザーズ』ナカニシヤ出版.
- 横田雅弘・田中共子, 1992, 「在日留学生のフレンドシップ・ネットワーク居住形態(留学生会館・寮・アパート)による比較—」『学生相談研究』13号: 1–8.
- 「留学生30万人計画」骨子, 2007, 文部科学省, 外務省, 法務省, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省
www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2008/07/29kossi.pdf<2009年7月10日アクセス>

インターナショナル¹の課題とその解決に向けて

The Challenges faced by *Interna-shoku-nal* and their Solutions

林 和子*

HAYASHI Kazuko

This presentation explores the international challenges and practical measures taken towards finding their solution by the NPO to which the author belongs. *Interna-shoku-nal* was founded in July 2006 after its staff came into contact with Muslims who had been having great trouble with food in Japan due to the dietary regulations of their religion.

In this presentation I commented firstly upon the general outline of *Interna-shoku-nal* and then on the challenges faced by an organization I myself formed after taking part in the "Multicultural Society Coordinator Training Course" of September 2008, and then finally on the challenges faced by the Multicultural Coexistence Food Workshop which I run, and on some of the practical solutions to these challenges we have found.

As a challenge faced by *Interna-shoku-nal* as a whole, I pointed out the current situation in which sharing information about the content of our activities among staff members is insufficient due to the increase in our staff numbers and an increase in the variety of our activities. As a solution to this problem, we succeeded in completing our mission and managing our activities through organizing a general meeting to reformulate our organizations mission, inviting a guest facilitator from outside of the organization.

As a challenge faced by the Multicultural Coexistence Food Workshop, I pointed out that exchange between participants and organizers after the workshop did not

*インターナショナル ワークショップ事業担当

continue and therefore our network did not expand. Having carried out a total of 6 such workshops between September 2008 and February 2009, however, good friendships have developed among participants who have contributed to the achievements of the workshops and it would appear this problem is being solved. We have also had people with dietary regulations take part the workshops as guest speakers. In continuing with the workshops we hope to be able to provide these people with a place in which they can voice their concerns in their own words.

Today, the role of a multicultural coordinator to create the rotational cycle of "participation", "cooperation" and "creation" in their activities is highly sought after. On the ground, it is the "creation" part of these three that comes after "participation" and "cooperation" which is perhaps the most challenging. We wish to tackle this issue, however, as we continue in our daily efforts.

はじめに

本稿は、2008年8月から2009年2月にかけて実施された「多文化社会コーディネーター養成講座」で課された小論文に、加筆修正を加えたものである。「多文化社会コーディネーター養成講座(以後、養成講座)」は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターによって、「多言語・多文化社会における課題に対応できる専門人材の養成」を目的として開発されたプログラム(「2009多文化社会コーディネーター養成講座プログラム」パンフレットより)である。参加者は在住外国人と関わる仕事や市民活動に従事しており、筆者はNPO法人インターナショナルのスタッフとして養成講座に参加した。

本稿では2008年9月から2009年2月の半年間で、筆者が設定したインターナショナルの課題に対して、筆者とインターナショナルがどのような実践をおこなってきたのか検討したい。また、養成講座における他の参加者との議論や、実践を記述するという行為が、筆者自身の考えや実践そのものにどのような影響を与えたのかについて、最後にごく簡単に触れる。

1. インターナショナルの発足から2008年10月のミッション策定会議まで

インターナショナルは、2006年7月に、「宗教や信条等による食事規制を持つ人も含め、誰もが安心できる食環境を提供したい」という思いからスタートした。その

アイデアは、スタッフの一人が海外から来たイスラム教徒の技術研修生²と観光に出かけたことから生まれた。その人は日本でのレストランの食事を大変楽しみにしていたにもかかわらず、スタッフと入った店の食事の原材料がわからず、イスラム教徒が食べられるか判断できなかった。結局、二人はその店で食事を断念し、食べ慣れているマクドナルドで食事をした。一般に、イスラム教徒が豚肉と酒類を摂らないことは知られているが、実は、ほかの肉もイスラム教の祈りを捧げ、適切に処理されたものでなければならない³。この体験から、そのスタッフは宗教や信条による食事規制を持つ人の苦勞を知り、団体の設立に至ったのである。

その後、インターナショナルが実施したインタビュー調査で、日本に潜在するイスラム教徒は、彼らが安心して食べられる食品を手に入れるために、困難を感じていることが明らかになった。インタビューをした人の中には、「食パンに(イスラム教徒が口にできない種類の)乳化剤が使われていることを知ってから、もう2年パンを食べていない」と語る人もいた⁴。また、ベジタリアンや食物アレルギーを持つ人も同様の困難を感じていることがわかってきた。

インターナショナルの活動において重要なのは、独自に開発した原材料ピクトグラム⁵(絵文字)の存在である(図-1)。これは、レストランのメニューや国際交流イベントの模擬店の料理の看板につけてもらうことで、ひらがなや漢字を知らない人も、ひと目で原材料が何かを認識できるツールである。インターナショナルは、もともと、「社会起業家を目指す若者のためのビジネスプランコンペティションedge2007(以後、edge2007)」⁶への参加をきっかけに発足したのであるが、そこで出会ったデザイナーの方の協力を得て、このピクトグラムが開発された。その後、宅配ランチ事業を展開する企業やコンビニエンス・ストアの「ファミリーマート彩都粟生南店」(大阪府箕面市)でピクトグラムが採用された⁷。また2006年11月に行われた「edge2007」の最終審査で優秀賞をいただいた。これらのことやイスラム教徒の方からの共感の声や励ましにより、原材料ピクトグラムとインターナショナルという団体が社会に求められている、ということスタッフは実感するようになったのである。



図-1 インターナショナルの食品原材料ピクトグラムの一例

発足当時3名だったメンバーは、2008年10月現在、ボランティアを含めると13名に増えている。また、大学祭や国際交流イベント会場の模擬店が提供する、料理の原材料ピクトグラム表示からスタートした事業は、飲食店やレストランでの原材料ピクトグラム付きメニューの開発、食の多文化共生に関する講座や社会起業家に関する講演会、フリーペーパーの発行、エスニックカレーや、野菜入りたこ焼き⁸を提供する模擬店の出店事業など、17にも及んでいる。

NPOは3年目に転換期を迎えるという。従来の活動や組織のミッションの見直しを迫られたり、メンバーの入れ替えが生じるのがこの時期だ。インターナショナルも発足から2年半を迎え、事務所の移転など、組織としての転機を迎えている。また、ミッションや活動を見直すことになり、2008年の10月から12月にかけて、ミッション策定会議をおこなうことになった。

以下では、インターナショナルの課題とその解決方法について検討する。課題は、「組織全体に関する課題」と、筆者が担当する「ワークショップ事業に関する課題」に分けられる。なお、これは筆者個人が設定した課題で、他のスタッフの意見を反映したものではないことをお断りしておく。

2. 組織全体の課題とその解決方法

2-1. 組織全体の課題

組織全体の課題としては①事業が多様化あるいは拡散している、②事業が担当制のためにタコつぼ化している、③食事規制を持つイスラム教徒、ヒンドゥー教徒、ベジタリアン、アレルギーを持つ人びとと日常的に接するような事業がない、という3点があげられる。①と②の課題が原因となり、各事業で何がおこなわれているのか、スタッフの間で、情報共有が不十分となっていた。③に関しては、組織が活動の方向性を考える上で、支援対象者の意見を聞くことは非常に重要で、活動のモチベーションともなる。彼・彼女らと日常的な接点を作ることは、今後の活動を考える上で必要だと考えた。

これらを解決するために、2008年8月の講座終了後、スタッフと話し合い、事業の担当制をやめ、個々の事業にさまざまな人が関わるようにすることと、従来事業とミッションを見直すため、ミッション策定会議を実施することを決めた。また、月に一度、食事規制を持つ人などから話を聞く勉強会をおこなうこととなった。次節では、課題の①、②を解決するための最も重要な実践となった、ミッション策定会議の過程を詳細に述べ、考察する。課題③については後述したい。

2-2. ミッション策定会議

ミッション策定会議の目的は、①NPO法人格取得に向け、メンバー全員でミッションを再設定すること、②多様化した事業を整理・統合するための基準を作ることの2点である。①の法人格については、もともと、その必要性和取得のための作業量を考え合わせ、必要となった時点で取得するという方針であった。団体発足後2年半が過ぎ、他の団体や企業と活動を共にする機会が増えるなかで、徐々に法人格があったほうが望ましいという意見を耳にすることが多くなってきた。そこで、この時期に取得することが決定された。

会議の司会は、インターナショナル発足当初からの相談役であり、市民参加による施策作りの会議のサポート等も専門とする方に依頼した。会議実施日と参加者数は、2008年10月25日が参加者8名、11月22日が参加者9名、12月23日が参加者9名である。ミッション策定とともに進めた事業整理の過程とその結果は以下のとおりである。

第1回のミッション策定会議では、まず、各スタッフが来年度の活動への参加について「週に何日・何時間」「主にどの事業に関わるか」紙に書き、発表した。次に、17の事業について、担当する事業ごとにスタッフが集まり、事業評価をおこなった。具体的な方法としてはB4の紙に「事業名」、「事業対象者」、「達成できたこと」、「残されたタスクと課題」といった項目を書きだした。次に、その紙を事業対象者ごとに分類して壁に貼り、全員で内容を確認した。書かれた内容について疑問や意見があれば付箋に書き、項目の横に貼り、全体で内容の確認をおこなった。

この作業を通して、食事規制を持つ人びとに直接恩恵を与える事業は少ないことが明らかになった。たとえば、イベント会場で、模擬店が提供する料理のメニューに原材料ピクトグラムを表示してもらった活動では、インターナショナルは、はじめに主催者や模擬店側と交渉をする。また、来場者の多くは食事規制を持たない人々である。食事規制を持つ人びととの接点は、実はそれほど多くないのである。インターナショナル自身が模擬店を出店したケースでも、多くの会場で、食事規制を持つ人よりも持たない来場者のほうが多かった。

インターナショナルの事業の対象者は「食事規制を持つ人びと」よりも「食事規制を持つ人びとを今後支援する可能性がある人」（イベント会場に来る食事規制を持たない一般来場者、箕面市で配布するフリーペーパーの一般の読者、飲食店の従業員と客など）が多数を占めていることを、会議の参加者は改めて認識した。このことを踏まえると、例えば、模擬店の原材料ピクトグラムの表示は、「食事規制を持つ人びと」に対しては、安心して食事する機会を提供する活動である。しかし、「食事規制を持たない人びと」、つまり「今後支援する可能性がある人」に対しては、ピクトグラムの

意義をアピールする活動となる。諸事業におけるこのような“啓発”という面の重要性も確認できた。

第2回のミッション設定会議では、各事業に対する疑問点の洗い出しをおこなった。たとえばフリーペーパーについては、インターナショナルの事務所がある箕面市の食材の取材を中心に構成されており、周囲の評価はかなり高い。一方で、「テーマが産地消に偏っており、食の多文化共生というミッションから遠ざかりつつあるのではないか」という指摘もあった。このように17の事業がミッションと近い活動かどうかを参加メンバー全体で精査していった。

第3回のミッション設定会議の前には事前準備会議(12月9日実施)がおこなわれた。そこでは事業の整理・統合に着手した。具体的には、「課題の深刻さ」という縦軸と「ニーズの多さ」という横軸の図に各事業を配置した。そのうえで、食の多文化共生に関する問題の解決策として十分な機能を持っているか、「食事規制を持つ人びと」のニーズに答えているか、「食事規制を持つ人びとを今後支援する可能性がある人」を多く巻き込んでいるか、という観点から議論した。その結果、より課題が深刻でニーズが多い事業として、「飲食店を対象としたピクナビ(レストランでの食品原材料ピクトグラム付きメニュー開発)」「講演・ワークショップ」「カフェ」の3事業をおこなうこととなった。「ピクナビ」事業については当初、飲食店を対象にするかスーパーなどの小売業を対象にするか意見が分かれた。食事規制を持つ当事者からはスーパーの商品にピクトグラムをつけてほしいとの要望が強かったが、スーパーの商品すべてにつけることは現実的に難しい。結果、こだわりの料理を出すような飲食店を対象として事業展開することとなった。「講演・ワークショップ事業」は宗教等による食事規制やインターナショナルの活動を知ってもらう啓発活動として重要であるとともに、収益を上げる事業であることから続けることとなった。「カフェ」事業は「ピクナビ」事業のモデル店舗であり、また収入を得る場ともなる重要な事業と位置づけられた。

第3回のミッション策定会議では、準備会議での決定事項について確認し、合意形成をおこなった。また、ミッション策定の過程では、個々の参加者がそれぞれたたき台を書きだし、全員で一つ一つの言葉を吟味し、文章を作り上げていった。こうしてできたミッションは、「インターナショナルは、宗教・信条・体質などの理由により「食べてはいけないもの・食べられないもの」の有無にかかわらず、言葉の壁を越えて、すべての人が幅広い食の選択肢から自分で選び、安心して楽しく、ゆたかな食生活を送れる社会をつくります」というものである。

2-3. ミッション策定会議の結果から明らかになったこと

一連の会議は、個々の参加者が書きだしたものを、全員で見て、議論するという方法で進められた。インターナショナルの雰囲気は普段から穏やかで、会議でも激しく意見がぶつかり合うことは、ほとんどない。しかし、今回はスタッフの思い入れのある事業を整理する必要があった。どのような組織でも、程度の差はあれ、発言力の強い者と弱い者が存在している。今回のように、個々の発言を文字化して共有することは、通常の会議のように意見を交換するよりも、ひとつひとつの意見を均等に扱うことができたと考えられる。その結果、多くのスタッフの意見を反映させてミッション策定が完成し、事業整理も達成でき、スタッフ全員が組織として目指すべき点を共有できた。なお、外部から司会を招くアイデアは養成講座の講師の話から得たものであったが、非常に意義深い会議となった。

早瀬[2008]は、松原明氏によるNPOのプロジェクトのタイプ別分類を次のように紹介している。NPOが「支援者」に代わって「対象者」の問題を解決する「代理人型」プログラム(例としては「国境なき医師団」)、「対象者」と「支援者」の“仲介役”を果たす「仲介型」プログラム(例としては「日本フォスタープラン協会」)、NPOがプログラムに「支援者」の参加を促すことで問題を解決する「参加型」プログラム(例としては「日本野鳥の会」)の3タイプである。この分類にインターナショナルの主要な事業を当てはめると、「びくなび」「講演・ワークショップ」「カフェ」事業は、「参加型」プログラムに分類できるだろう。これはインターナショナルの活動の対象者が日本社会における少数者であるという団体の個性と密接にかかわっている。多文化共生社会を目指すためには、食事規制を持たない人びと(その多くが「日本人」である)が、少数派である食事規制を持つ人の背景にある社会や文化を理解し、交流する仕組み作りが求められる。多くの人を活動に巻き込む手法として、「参加型」プログラムは非常に効果的だと言える。

一方で、「支援者」に向けた取り組みに力を注いできたことは、組織全体の課題としてあげた、「食事規制を持つイスラム教徒、ヒンドゥー教徒、ベジタリアン、アレルギーを持つ人等との日常的な接触がないこと」と関連していることが指摘できる。この課題については、2008年9月の養成講座終了後に開始した勉強会や、次章で述べるワークショップ事業によって克服しつつあるといえるだろう。これについては次章で述べたい。

3. 食の多文化共生ワークショップ事業の課題とその解決方法

3-1. 食の多文化共生ワークショップ事業の概要と課題

講演・ワークショップ事業は、「社会起業」をテーマとした講演活動と、「食の多文化共生」をテーマにしたワークショップ形式の講座に分けられる。筆者はこれまで後者を担当し、他のスタッフと食の多文化共生について考えるワークショップを開発してきた。食の多文化共生ワークショップの目的は、参加者が宗教や信条等による食事規制がどのようなものなのか知り、彼・彼女らと接する際にはどのような配慮をすればよいか、考える機会を提供することである。自主講座は開いておらず、主催者の依頼に応じて実施している。2008年度は6回おこなわれた(表・1)。

表 - 1 2008年度「食の多文化共生ワークショップ」実施状況

回数	日時	講座名	場所	主催者	参加者
1	8月27日	「食の多文化共生ワークショップ」	ひとまち交流館 ぎょうと	特定非営利活動 法人ぎょうとNPO センター	京都の大学を中 心に大学生約30 名
2	11月15日	「知ってみよう、 食べてみよう～世 界の食卓」	箕面市立西南図 書館	NPO法人ひとと 本を紡ぐ会	一般市民21名
3	1月13日	「自分でえらべる、 それってしあわせ ～日本で暮らす外 国人の食生活と食 事規制」	箕面市立箕面東 高等学校	箕面市立箕面東 高等学校福祉 コース	1～3年生22名
4	1月25日	「世界のさまざま な食事規制につ いて」	神戸モスク	関西インドネシア 留学生協会	インドネシア人約 60名、日本人4名
5	2月7日	「地域に暮らす外 国人の食卓～食 から見える多文 化共生」	大阪市立弁天町 市民学習センター	大阪市教育委員 会・大阪市立弁 天町市民学習セ ンター (共催：大 阪市市民局人権 室)	一般参加者30名、 海外技術者研修 協会(AOTS)研修 生7名
6	2月24日、 26日	「外国の人から見 た日本の食べもの と世界の食べもの」	箕面市豊川南小 学校	箕面市豊川南小 学校	6年生174名

食の多文化共生ワークショップ事業の課題は、①講座終了後、参加者や主催者との交流が続かず、ネットワークが広がらない、②筆者がワークショップのファシリテーター(司会役)⁹を務める際、食事規制を持つ人の苦勞を強調してしまっている可能

性があることの2点である。②について、ワークショップの後、参加者から「食事規制を持つ人は大変ですね」と言われることがあるが、「食事規制を持つ人＝苦勞の多い人」というイメージを与えてしまっていることは、課題だと考えている。以下では、組織全体の課題でもある「食事規制を持つ人びととの日常的な接触がないこと」という点を含めて、これらの解決に向けた取り組みの事例を検討したい。

3-2. 大阪市立弁天町市民学習センターにおけるワークショップ

このセミナーの目的は、①外国人の食生活、とくに宗教や信条などを理由とした食事規制について知ってもらう、②外国人をどのように受け入れたらよいかを体験しながら考えてもらうことの2点である。ファシリテーターは筆者が務めた。ゲストスピーカーとして招いたRさんは来日して3年のインドネシア人で、2児の母である。2歳になる息子さんがアレルギーを持つということで、参加してもらった。

このセミナーの参加者は日本人31名、タイ人5名、インドネシア人2名であった。タイ人とインドネシア人は、当時、大阪で日本語を学んでいた技術研修生である。

セミナーはグループ単位の参加型ワークショップ形式で進められた。5、6人のグループが6つできて、その中にタイとインドネシアの研修生が1人か2人混ざるという状況が生まれ、テーマの多文化共生にふさわしい場が作られた。彼らが日本語の勉強を始めて3か月未満だったため、日本人とコミュニケーションをとれるかどうか筆者には不安があった。そこで、Rさんとそのご主人に、必要に応じてインドネシア語の通訳に入ってもらった。また、グループ活動の際は、筆者も簡単な日本語とタイ語を交えながらタイ人のサポートに入った。さらに、パワーポイントの資料にはやさしい日本語を併記する、活動を始める前にやさしい日本語の話し方を日本人参加者に紹介する、などの対応をとった。

ワークショップでは、はじめに、グループごとに①名前、②趣味、③今朝食べた物、④今日来た理由を紙に書いて話す自己紹介をおこなった。最初はかたい雰囲気だった会場も、自己紹介が進むにつれて活発なやりとりが交わされるようになった。

次に、空港の案内板のピクトグラムの写真などを見て、それが何かあてるクイズをおこなった。文字がわからない場所でのピクトグラムの利便性について伝えるための活動である。次の活動では、海外の食品についている、食事規制に関連するマーク¹⁰を探し、関連する食事規制が何かをグループごとに考えてもらった。そして、ファシリテーターが正解を伝え、食事規制に関する説明をおこなった。ベジタリアン、イスラム教、ユダヤ教に関連するマークがあるなかで、比較的日本で入手しやすいユダヤ教のマークが、最も知られていなかった。

続いて、ゲストスピーカーのRさんの話を聞いた。Rさんは来日3年目で日本語には不自由しない。ほぼ毎食がRさんの手料理で、イスラム教徒が安心して食べられる肉を、主にインターネットで入手するという。息子さんのアレルギーについては、アメリカのウェブサイトなどから関連情報を収集しているようだ。また、日本は比較的食品の原材料表示があるから安心だが、インドネシアの表示はそこまで厳密ではないので、帰国してからが不安だという。それ以外では、好きな食べ物や得意料理など、参加者からのさまざまな質問に答えてもらった。

ゲストの話聞き、食事規制について参加者に理解してもらったところで、各グループに食事規制に対応したパーティーメニューを作成してもらった。模造紙に色ペンやクレヨンを使って料理の絵を描いたり、折り紙で切り貼りする活動である。完成した料理はインドネシア料理やタイ料理、大阪を代表するタコ焼きやお好み焼きなど、バラエティに富み、見た目も楽しい料理が並んだ。グループごとに発表してもらったが、各グループとも研修生が料理の紹介をおこなっていた。日本料理がわからない研修生も日本人参加者が隣でささやいて料理名を教えるという様子が見られ、非常に良い雰囲気ですべて進められた。

講座終了後には、Rさんが作ってくれたインドネシアのバナナパイを全員で試食した。

実施後のアンケートの感想では「大変良かった」が12名、「良かった」が7名、「普通」が2名だった。以下、「良かった活動」は世界の食品からマークを探す活動が7名、ゲストスピーカーの話が6名、パーティー料理の作成が6名、写真を使ったクイズが2名、という結果だった。自由回答をまとめると、①食事規制やピクトグラムのことなど、新たな知識を得たこと、②外国の人と直接交流できたこと、③同じ関心を持つ人たちと出会えたことの3点が評価され、特に①と②の意見が多かった。ほかには、ゲストのお話を聞いて、外国の食育にも関心を持ったといったような食育に関する声も聞かれた。また、実際に外国の方と接して言葉が通じず大変だったという感想もあった。研修生からは、「発表が楽しかった」「漢字が難しかった」という感想が多かったが、なかには「食事規制について知ってもらったこのような場が大切だと思った」という意見もみられた。

3-3. ワークショップ事業の分析

2008年に実施されたワークショップは、これまでの活動で出会った人の紹介によって実施されたものが、6つのうち5つにのぼる。そのうちのひとつは、インドネシアの友人に依頼され、インドネシア人を対象としておこなったものである。4-1では、「講

座終了後、参加者や主催者との交流が続かず、ネットワークが広がらない」という課題をあげたが、現時点では、この事業を継続することで、ネットワークが構築されつつある、といえるだろう。

もうひとつの課題として、「筆者がワークショップのファシリテーターを務める際、食事規制を持つ人の苦労を強調してしまっている可能性がある」ことをあげた。これに対する解決策として、2008年9月の多文化社会コーディネーター養成講座以降に実施したワークショップでは、必ず食事規制を持つ当事者をゲストスピーカーとして迎えることにした。前節の事例のように、当事者が食事規制の苦労だけでなく、その解決方法や、好きな食べ物、ちょっとした失敗談なども語ることで、「食事規制を持つ人＝苦労の多い人」というイメージを多少なりとも払拭できたと考えている。実際に、参加者からは、「食事規制が大変だと思った」という意見は聞かれなかった。

前節のゲストのRさんは、参加の理由を「イスラム教徒であり、アレルギーを持つ子どもの親のことを日本人に知ってほしいと思った」からだと言っている。インドネシアからの技術研修生も、感想として「イスラム教について知るこのような場が大切だ」と述べている。事例では、日本人と外国人とのコミュニケーションの楽しさだけでなく難しさも観察された。多文化共生をテーマとするワークショップでは、コミュニケーションでの難しさもあるなかで、さまざまな人びとが出会い、一緒に活動することに、大きな意味があると考えている。この実践の意義は、宗教等による食事規制の存在をより多くの人に知ってもらうこと、また、食事規制を持つ当事者と参加者の出会いの場をつくることなのだと改めて確認できた。

最後に、「食事規制を持つ人との日常的な接触がない」という課題についてであるが、ゲストスピーカーを招くようになってから、個人的なつながりができつつある。今後もワークショップ事業を通して、食事規制を持つ人自身が自分の言葉で語る場を提供してゆきたい。

4. 今後の展開と企業との協働

先にも述べたが、2009年1月下旬、インターナショナルの事務所は大阪府箕面市から大阪のビジネス街である大阪市北区の北浜に移転した。事務所は広告代理店のビルの1階である。インターナショナルの代表が2009年4月にその会社に入社することになったことが縁で、事務所としてスペースを使わせてもらえることになった。今後、ピクトグラムの普及に関してはこの企業との協働実践が進むものと思われる。また、事務所は1階のガラス張りの明るいスペースなので、そこにカフェを併設するという案が出ている。6月以降にカフェを本格的に開設する予定である。「すべての人

が安心して楽しく、ゆたかな食生活を」という団体のミッションに基づき、食事規制に対応した料理とピクトグラム付きメニューのモデルケースとして展開することになっている。

「ピクナビ」事業については、現在大阪市にある「カフェスロー」というカフェとの共同メニュー開発が進んでいる。「カフェスロー」は店長自身がベジタリアンで、有機野菜を用いたベジタリアンフードを提供している店である。今後はこのようなこだわりの店との協働を進めてゆく方針である。また、大阪にやってくる観光客を相手とした観光地の飲食店との協働も視野に入れている。

ワークショップ事業に関しては、今年度も昨年と同様、依頼を受けて実施することになっている。現在、これまでワークショップに協力してくれた方々にインターナショナルのウェブサイトでブログを作成してもらうよう、話を進めている。

インターナショナルの大きな課題のひとつは事業費をどのように生み出すのかという点である。今後は企業との協働が進むなかで、新たな責任も生まれてくる。2009年度はさらなる飛躍の年になるよう、一層努力をしたい。

5. おわりに——多文化社会コーディネーター養成講座に参加して

「実践者¹⁾が自らのフレームに気づくようになると、実践という現実フレームを与える方法には別のものがありうるかもしれないと気づくこともできる。自分が優先してきた価値と規範に注意し、これまで重要だとみなすことなく考慮の範囲外に置いていたということについても合わせて考えられるようになる」[ショーン2007:328]。

養成講座を受講した当初、文字面だけの理解にとどまっていたこの言葉を、筆者は、今、実感を持って読んでいる。インターナショナルに関わってから、2008年9月の養成講座を受講するまで、筆者の関心は担当するワークショップ事業にあり、それは受講後もしくは変わらなかった。しかし、自身の実践を他の養成講座の参加者等に説明することや書く作業を通して、組織全体の課題を解決することが不可欠の思いに至った。また、ミッション策定会議の過程を記述する作業を通して、組織の弱みだと認識していた点を個性的な特長だと考えるようになった。筆者にとって、これらは非常に重要な気づきであった。

杉澤[2008]は、多文化社会コーディネーターの機能・役割は「あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、「参加」→「協働」→「創造」のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進すること」だと述べている。これまでの筆者の実践を振り返ると、まだまだ未熟ではあるが、「参加」から「協働」の

プロセスについては形ができつつあると考えている。「参加」「協働」の先にある「創造」をどのようにして作り上げてゆくかが課題である。これからも楽しみながら、他のスタッフや関係者と活動を進めてゆきたい。

このような形で実践を振り返る機会を提供してくださった養成講座の講師、スタッフの皆様と、参加者の皆様に心よりの感謝を申し上げたい。また、インターナショナルスタッフ、ワークショップ事業でお世話になった方がたにも厚くお礼を申し上げたい。最後に、本稿の執筆にあたり、ミッション策定会議の司会役を務めてくださった社会福祉法人大阪ボランティア協会の永井美佳さんとインターナショナル代表の菊池信孝君からは示唆的なコメントをいただいた。お二人にも厚く感謝を申し上げたい。

[注]

- ¹ インターナショナルとは「インターナショナル」と「食(ショック)」を組み合わせた造語である。
- ² 日本の企業などで技術、技能又は知識を修得するために日本に来ている外国人のこと。
- ³ イスラム教徒が安心して食せるものは「ハラール」と呼ばれ、イスラム法上で「許された」という意味を表す。「ハラール」の食品は、通常、日本のスーパーでは入手できないため、イスラム教徒はネットショップなどを利用している。また、日本ではハラールの食品のみを食すことは難しいので、普段の生活でハラールでない肉を食す人も少なくない。「知らずにハラールでない食品を食べた時はどう感じるのか」という筆者の質問に対して、あるイスラム教徒の友人は、「たとえば、友人のうちに遊びに行く約束をしました。しかし、途中でバスを乗り間違えて、まったく違うところに行ってしまう、結局友人と会えませんでした。それは、悪気はないけれど、友人との約束を破ったことになるでしょう。それと同じで、神様との約束を破ったのだから、悲しく、残念です」と答えた。
- ⁴ 実際には、イスラム教徒が食べられるパンもあるのだが、当時は筆者自身にそのような知識がなく、その方に情報を提供することができなかった。
- ⁵ 一般に「絵文字」「絵単語」と呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号の一つ。非常口を表す逃げる人の絵は代表的なピクトグラムである。
- ⁶ 「edge」(エッジ)とは、Entrance for Designing Global Entrepreneurship の略で、「グローバルな視野に立つ起業家をデザインする玄関口」(「社会起業家を目指す若者のためのビジネスプランコンペedge2009」)のことである。
- ⁷ ファミリーマートにおける食品原材料ピクトグラム表示は、2006年11月から6か月間インターナショナルスタッフによって実施された。
- ⁸ タコの代わりにトマトやエリンギ等の野菜を入れたタコ焼きのこと。
- ⁹ ファシリテーターとは、「会議や講座、集団活動などにおいて、一人一人の個性や多様性を活かしながら、創造的で、生産性の高い議論や学び、人間関係作りを促進する人」(ちよん：2007)のことである。
- ¹⁰ 「ベジタリアン・マーク」はベジタリアンが安心して食せるという意味を表す。インドやその周辺国でよく用いられるようである。「ベジタリアン・マーク」が緑色なのに対し、「ノン・ベジタリアン・マーク」は「ベジタリアン・マーク」と同じデザインで色は赤である。ユダヤ教徒が安心して食せるという意味を表す「コーシャ・マーク」の「コーシャ」とは、ヘブライ語で「適正な」という意味である。
- ¹¹ Schön(1983=2007)の事例にあげられる「実践者」とは、建築のデザイナー、精神分析学者で臨床実習

指導のスーパーバイザー、小学校教員、都市プランナー等である。

【文献】

- Harussani, Zakaria, 2006, *Halal Haram: An Important Book for Muslim Consumers*. Penang: Consumers Association.
- Schön, Donald, 1983, *The Reflective Practitioner: How Professionals Think in Action*. n.p. Basic Books. (—2007, 柳沢昌一・三輪健二監訳『省察的实践とは何か——プロフェッショナルの行為と思考』鳳書房.)
- 今一生, 2008, 『社会起業家に学べ』アスキー新書.
- 杉澤経子, 2008, 「多文化社会コーディネーターの専門性」, 多文化社会コーディネーター養成講座 配布資料.
- ちよんせいこ, 2007, 「人やまちが元気になるファシリテーター養成講座——17日で学ぶスキルとマインド」, 解放出版社.
- 早瀬昇, 2008, 「ボランティア、NPO、社会資源」, 多文化社会コーディネーター養成講座 配布資料.
- 法務省入局管理局, 2008, 「平成19年度末における外国人登録者統計について」 p. 3.
- 湯本浩之, 2008, 「開発教育協会の国内ネットワーク事業」『地域から描くこれからの開発教育』316-27.
- 「社会起業家を目指す若者のためのビジネスプランコンペティションedge」ウェブサイト, 2009, <http://www.edgeweb.jp/aboutedge.html>

中間支援組織における多文化社会コーディネーターの 可能性に関する一考察

Coordinators for a Multicultural Society in Intermediary Support Organizations: Examining the Possibilities

須磨 珠樹*

SUMA Tamaki

The organization that I belong to helps to support plans for multicultural coexistence measures, and multicultural coexistence enterprises, that are carried out by regional public authorities. As part of our daily responsibilities we regularly deal with issues which require both experience and practical knowledge, such as the coordinating cooperation between people above and beyond bureaucratic boundaries and individual organizations. However, one of our greatest challenges has been our experience of frequent personal change which has meant that this kind of practical knowledge has not been inherited among our newer staff. It is for this reason that I have examined what kinds of personal network structures are being sought after and how the unification of flows of information is necessary in order that all manner of actors can be connected in ways that overcome bureaucratic boundaries. I have also examined what sort of coordinators are needed in our organization to pass on practical knowledge in spite of personal change.

はじめに

本考察は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターが主催した2008年度の「多文化社会コーディネーター養成プログラム(以下、養成プログラム)」を受講する中で、3回の省察・論文作成を経てまとめたものである。養成プログラムは3コースに分かれており、筆者はその1つの「政策コース」を選択した。このコースの対象は、多文化対応施策をコーディネーションする立場にいる国際交流協会等の中堅スタッフが対象となっており、多文化化していく日本社会を包括的にデザインしていくための知識、視点、課題の分析方法や課題解決に求められるコーディネーションのあり方等を学ぶことを目的としていた。筆者は2008年4月より東京に本部を置く財団法人自治体国際化協会(以下、CLAIR)に勤務している。CLAIRは各地域における国際化の気運の高まりを受け、こうした動きを支援し、地域の国際化を一層推進するための地方公共団体の共同組織として1988年(昭和63年)に設立された組織である。CLAIRは、東京本部以外にもニューヨークをはじめとする7つの海外事務所を持ち、47都道府県と18政令指定都市の国際交流主管課をCLAIR支部と位置づけている。また、全国に61ある地域国際化協会¹で構成された地域国際化協会連絡協議会の事務局を担っている。地域国際化協会連絡協議会は、全国の地域国際化協会の相互連携、情報交換を通して、地域レベルの国際化の推進に寄与することを目的としており、この連絡協議会事業では地域国際化協会職員向け研修の実施や多文化共生に関する調査等を行っている。

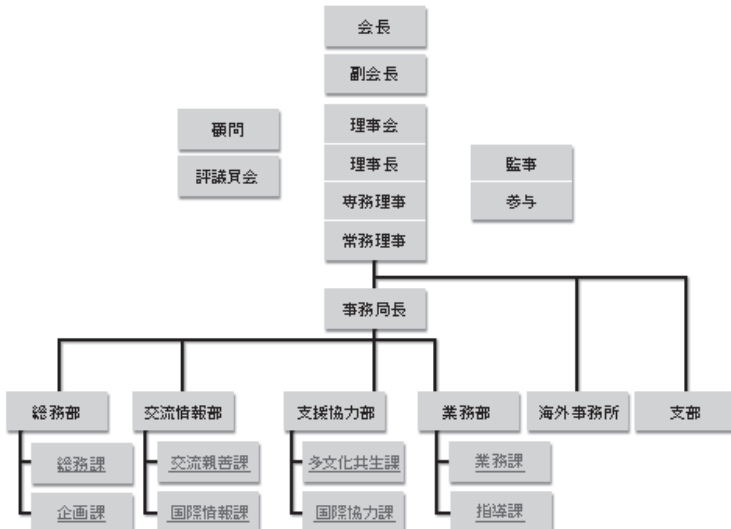


図 - 1 : 財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) の組織図 (2009年4月現在)

CLAIRの主な業務は、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)の推進、地域の国際化の担い手となる人材の育成、地域国際化協会への支援、地方公共団体の姉妹自治体交流をはじめとする国際交流や国際協力活動の支援等である。

CLAIR職員のほとんどは地方公共団体からの出向者であり、プロパー職員が少数であることは特徴的なことといえる。2005年度からは地方公共団体職員に加え、地域国際化協会からも職員が出向している。職員は、東京本部に2年間勤務する者と東京本部に1年間勤務し、その後海外事務所に2年間勤務する者とに分けられる。そのため、毎年3月末には全ての課で人事異動があり、多くの職員が入れ替わっている。筆者は地域国際化協会から2008年4月～2010年3月までの2年間の予定で出向しているが、筆者の配属課では2008年4月時点、課員5名中前年度から在籍していた職員は1名のみ、他課からの異動が1名、残り3名は新規出向者という状況であった。

このような背景のもと、筆者が養成プログラムに参加した目的は、前述のように職員の多くを出向者が占め、人事異動が頻繁に行われる組織が多文化社会においてコーディネート機能を担うためにはどのような仕組みづくりが必要なのか学ぶことであった。養成プログラムを受講する中で、何度も省察の機会を持ち、またその省察で得た内容を実践に落とし込むというプロセスを繰り返しながら、筆者なりのコーディネーターの在り方について考察を行った。

2. 実践現場の抱える課題

2-1. 組織の中で実践知をつなぐことの困難さ

筆者が2008年度に担当した主な業務は、地域国際化協会や市区町村国際交流協会を対象とした助成金に関する業務、地域国際化協会職員向け研修(国内・海外)の企画実施等である。CLAIRで事業を実施するにあたり、派遣元の地域国際化協会における担当事業に関わった講師や人脈を頼りに企画を考えることも多く、人的ネットワークの重要性について痛感することが何度もあった。一方で、地方公共団体から派遣されている職員の中には多文化共生という言葉に出会うのも初めてという者も多く、配属後すぐに「多文化共生とは何か」「外国人住民が抱えている問題とは何か」「多文化共生を推進している現場の職員・ボランティアが抱えている問題は何か」と学びつつ、並行して多文化共生推進に関わる事業を企画運営していくことが求められる。

1年ないしは2年という短い配属ではあるが、各職員が模索しながらも得た実践知はとても大きな意味を持つ。前例踏襲で毎年同じ事業を実施し、同じ施策を立案していても多文化共生社会の実現にはつながらない。多文化共生社会を実現するためには、各関係者との連携、協働、実情の把握等取り組むべき多くの課題があり、実現に向け

て一歩ずつでも前に進むためには、前任者は自身の得た実践知を後任者へつなげ、後任者は前任者の実践知を踏まえつつ、現況に即しながら事業企画や施策立案に対応していくことが必要だ。多文化共生社会の実現に向けた施策立案や事業企画は座学で学んだことだけで何とか形になるものではない。誰の声を聴くのか、声をあげられない人の声に耳を傾け、その声を施策に反映させるという姿勢でなければ、どんなに立派な施策でも絵に描いた餅で終わりかねないが、配属されてすぐにそのことに気付くのは難しい。

つまりは、実践知や経験・ノウハウが蓄積されていくシステムができていないことが大きな問題であり、この解決のためには、組織内で実践知をつないでいくコーディネート機能を持つことが必要である。

現在は、多くの地方公共団体やCLAIRは定期的に人事異動があるため、前任者の実践知や経験・ノウハウを十分に引き継いでいくことは困難である。マニュアル化が不可能な実践知を後任へつないでいくことは容易なことではないが、組織の中で実践知をつないでいきながら、常に多文化社会コーディネーターと成りうる人材を育成していくことは非常に意義が大きいことであり、これを一つ目の課題と捉えた。また、この課題に取り組むことはCLAIRだけでなく、多くの地方公共団体にとっても参考になると考えた。

2-2. 組織と組織をつなぐことの困難さ

筆者が参加した「養成プログラム」は、8月に実施する「共通必修科目」、9月及び2月に実施する「専門別科目」に分かれて行われた。「専門別科目」では、グループワーク等を通して受講者自らの活動現場における課題を設定し、9月から2月までの間はその課題に対して、受講者の職場や活動現場で実践を行った。養成プログラムを受講する前より、担当業務である助成金事業の申請内容を見ながら、地方公共団体、地域国際化協会、NGO等の組織間の情報流通・情報共有と組織間の人的ネットワーク構築が必要ではないかと常々考えていたが、養成プログラムの中で省察と実践を繰り返す中で、改めて組織と組織をつないでいくことが難しいことに気づき、「行政区域と組織を越えたコーディネーターの不在」を二つ目の課題と設定することにした。

平成18年3月に総務省から出された「多文化共生推進プランの提言」では、多文化共生推進施策の推進体制として、地方自治体における横断的連絡体制の整備や国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体などの地域の各主体の役割分担を明確にした上で連携・協働等を行うことの必要性が挙げられている。現在、多くの地方公共団体では多文化共生や国際交流を担う担当部署の設置、多文化共生推進プランの作成や

様々な事業開催など、各地域の状況に合わせて多文化共生に関わる取組みが行われている。具体的には相談窓口の設置、外国人住民会議の開催、多言語情報の発信、地域住民向けの意識啓発活動、通訳ボランティアの養成等の多岐にわたる活動が地方公共団体もしくは地域国際化協会、市区町村の国際交流協会やNGOによって行われている。しかしながら、行政区域を越えて事業連携を行ったり、相談窓口の対応状況等の情報を組織間で共有したりといった取組みはまだまだ少ない。

2008年度、筆者が企画運営した地域国際化協会職員対象の国内研修では、愛知県国際交流協会と取組んでいる多文化ソーシャルワーカー養成に関する事例発表があった。その際、相談窓口に寄せられる相談内容が近年非常に複雑化しており、心の問題やドメスティック・バイオレンスに関する問題等、専門機関による対応が必要となるケースもあること。相談対応にあたっては、多くの関係機関について熟知し、それらの機関と相談者をつないでいく能力も必要であること等の話があった。発表後のグループワークでは、各地域国際化協会からの参加者同士で自身の協会で実際に対応している相談事例や対応などを共有し、非常に熱心に話し合う姿が見られた。同じ地域国際化協会職員同士でも顔の見える関係を築いていくことは簡単ではない。地方公共団体であれば尚更ではないだろうか。このような現状の中、行政区域と組織を越えた連携・協働をコーディネートできる人材はとても重要な存在であろう。

3. 組織内部のコーディネート

3-1. 組織内の実践知のつなぎ

第2章では、現在CLAIRや他の多文化共生に関わる団体の抱えている課題について述べた。本章以降では、この課題をどのように解決していけばよいのか考えていきたい。

第1章で述べたように、CLAIRには2005年度から地方公共団体職員に加えて地域国際化協会の職員も出向するようになっており、2008年度までに筆者も含めて計3名の地域国際化協会職員が派遣されてきた。地域国際化協会からの出向者はいずれも派遣元の国際交流協会にて多文化共生や国際理解に関わる事業担当経験を有していた。事業企画をする上で、各地域で抱えている課題や国際交流協会の置かれている課題など、地域国際化協会の職員だからこそ前提として知っていることも多くあり、CLAIR配属後の事業引き継ぎもスムーズにできたと感じている。事業実施の中で得た成功・失敗の経験については、自身の派遣元で経験したことと共通のものもあり、これまでの経験が前提にあったことで、前任者の実践知についても感覚的ではあったが引き継ぐことができたと思っている。

ここで、来年度(2009年度)以降の筆者の所属課の状況について考えてみたい。2008年現在配属されている課員5名のうち、来年度も在籍しているのは、筆者1名だけである。課員2名は海外事務所へ赴任し、残り2名は派遣元の地方公共団体に戻る予定である。3月末で異動予定の職員の実践知を後任者へどのように引き継いでいくかというのは、すぐにでもとりかかべき課題であった。ほとんどの組織において、事務引き継ぎ文書等が作成されているが、実際にはその引き継ぎ書に書かれている内容だけで、すべてが理解できるわけでもなく、ましては前任者と事業関係者との人間関係やノウハウ等全てのものを引き継ぐことは不可能だ。現在、事業で関わる外部講師をはじめ多くの関係者は、CLAIRは人事異動が多い組織である、との事情を把握している人が多く、担当者が異動になった際にも事業が支障なく進められるように、関係者の方からフォローしていただくことも多い。組織内で多文化社会コーディネーターとして職員が機能を発揮していくためには、コーディネーターの手に情報が流通するような仕組みづくり、そして人が変わっても事業を維持できる仕組みづくり、つまりは前任者の持つ人的ネットワークや実践知が後任者にも引き継がれていくことが不可欠である。

CLAIRでは、地域における国際協力・多文化共生等の活動が推進されることを目的に、自治体・NGO等の連携をバックアップするための図書室機能を有した施設「市民国際プラザ」を、(特活)国際協力NGOセンター(以下、JANIC)と協働で運営している。市民国際プラザには、JANICから常勤職員が2名派遣されている。国際協力分野の経験を活かし、多文化共生分野の活動に関わるNGOが増えている中で、全国の国際協力NGOの情報を持ち、広い人脈を有し、専門性の高いJANIC職員の存在は多文化共生を推進する上で非常に大きなものとなっている。CLAIRでは、多文化共生事業に関する講師紹介事業等も行っているが、このように人脈が必要となる事業では、JANIC職員がCLAIR組織内でのコーディネーターとして、事業を円滑に進めていく役割を担っている。今後の事業実施にあたっては、JANIC職員と協力し、また、地域国際化協会からの新旧派遣職員間で経験を密に共有していくことで、実践知や経験をつないでいけるのではないかと考える。

現在は、地域国際化協会からの派遣は筆者一人であるが、事業実施にあたり、自身の持つ知識や経験等について積極的に課員と共有し、派遣元での経験や人脈を可能な限りつなぐように努力している。それは時として、言葉で伝えるだけでなく、共に事業を企画し運営する中で経験のつなぎでもある。また、現在配属されている職員間の実践知の共有だけでなく、新旧の地域国際化協会からの派遣職員間での更なる連携も必要である。

3-2. 行政区域と組織を越えたコーディネート

また、NGO・地方公共団体等関係機関が協働・連携していくためには、現場で何が問題となっているのか、円滑な事業展開には何が必要なのか、多文化共生社会を作るための地域リソースは、多文化共生分野を対象に活動している団体に限らず、社会福祉や国際協力分野で活動している団体も大きな役割を担っていることなど、地域の情報に精通しておくことが重要だ。このように、多文化共生をめぐる各地域の取り組みや施策、社会資源について学ぶことは必須事項であると捉え、筆者の所属課に新規配属された職員は、滋賀県大津市にある地方公共団体職員等の研修機関である全国市町村国際文化研修所(以下、JIAM)において研修を受講している。JIAMでは多文化共生について基礎から学ぶ5日間の多文化社会対応コース(2009年度からは多文化共生の地域づくりコースに改称)や、社会対応コースのアドバンスコースである10日間の多文化共生マネージャー養成コース等をCLAIRと共催で実施しており、CLAIRで多文化共生事業を担当する職員はJIAMの研修を配属後の早い段階に受講し、多文化共生とは何か、また多文化共生に関わる全国の施策や概要を学び、その後の事業企画・運営に活かすようにしている。

また、多文化共生について学ぶだけでなく、研修を通じて知り合った地方公共団体、地域国際化協会、NGOの職員との関係構築がその後の事業を進めていく上で重要なものとなっている。筆者も2008年に多文化共生マネージャー養成コースを受講したが、他地域での取り組みについて知りたいときには研修同期生に電話をかけて尋ねたり、同期生で作成したメーリングリスト上では、各々が受けた外国人住民からの相談に対しての対応について意見交換したりと、研修終了後も受講生同士のつながりが継続しており、またこの関係性は非常に大事なものとなっている。2008年度の受講者総数を見てみると、多文化社会対応コースは3回開催し、合計97名が受講。多文化共生マネージャー養成コースは2回開催し、合計39名が受講している。現在は、各受講時期を越えた縦と横のつながりの重要性から、期を越えたメーリングリストが作成され、活発に意見交換されるなど、ネットワークが広がりつつある。CLAIR職員がこれらの研修機会に参加し、そのときに作り上げた関係性を業務に活かし、さらに関係者のネットワーク構築に寄与できるよう努めている。

4. 情報流通から見えてくる行政区域や組織を越えたコーディネート

4-1. 情報の一元化と流通の必要性

第3章では、組織内の実践知をつなぐための現状の仕組みについて述べたが、本章では、組織外において多文化社会をコーディネートしていくための方策について考え

てみる。前述のように、CLAIRは都道府県・政令指定都市の国際交流主管課を支部に持ち、また、全国の地域国際化協会で構成し、相互連携、情報交換のために設置された地域国際化協会連絡協議会の事務局を担っている。そのため、CLAIR職員は日頃から情報交換や連絡調整などで地方公共団体や地域国際化協会の各担当者とやり取りをすることが多い。このようなCLAIRが持つ、全国組織としてのネットワークを活かして、行政区域・組織を越えた連携促進に寄与することが重要だと考えている。

そのため、多文化社会におけるコーディネーターとは、これまで述べてきたように組織内部のコーディネート力も重要であるが、組織間のコーディネート力も必要であり、イメージとしては右図のようなものだと考えている。組織間のコーディネートにあたっては、各組織間を知るためにも情報共有、つまりはお互いの強み・弱みを知ることが重要であり、各組織が今まで

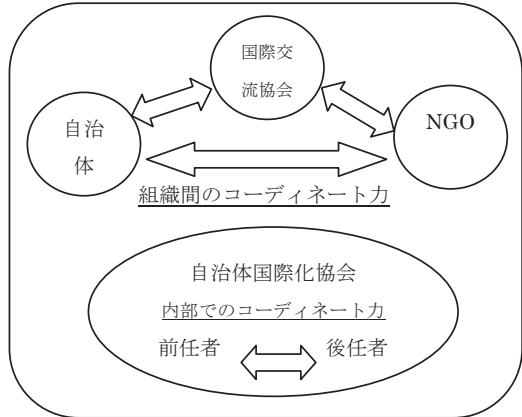


図-2 コーディネート力のイメージ

のような取組みを実施してきたか把握することが必要である。そして、取組みを把握するためには「情報の一元化と流通」「人的ネットワークの構築」が不可欠である。

まず、「情報の一元化と流通」を実現するためには、CLAIR職員は多文化共生に関わる情報を集約し、必要な情報をどこで入手できるか把握しておくことが必須である。そして、必要なときには行政区域や組織を越えた連携をコーディネートすることで、地方公共団体をはじめとする各組織がゼロから情報収集するような作業を軽減することができる。また、この作業の軽減で生じた時間を実際の事業実施に投入することが可能となり、より具体的な多文化共生推進を実施することができるようになるだろう。

情報が一元化されていないことによって、どのような問題が起きているか、地方公共団体や国際交流協会で作成されている「多言語情報」を例にとって見てみたい。行政情報や生活情報の多言語化に関する事業は、多文化共生事業を開始する際に、最も取りかかりやすく、また多言語情報という成果物が出来上がり、目に見えやすい事業のため、既に多くの地域で実施されている。だが、本来は多言語情報を作成することが目的ではなく、外国人住民が必要とする情報とは何か把握し、必要とされる情報を多

言語化し、作成された多言語情報を必要とする外国人の手元に届くように流通させ、実際に必要とする人の手元まで届けることが重要である。ところが、実際に担当した人に聞いてみると情報の多言語化が目的になってしまい、情報の流通経路等までは考えていなかったという声を聞くこともある。また、実は多言語情報を作成する段階になって、同じようなものをすでに近隣の市町村が作成していたことが分かり、中止することになったという話も聞いたことがある。このような事例は稀なものかもしれないが、必要とされている情報やすでに各地域で作成されている情報について収集し、先行事例を調べた後、外国人住民の抱える課題等各地域の事情に合わせて内容を加工していくためには外国人へのニーズ調査等丁寧な下調べも重要なプロセスである。そして、情報が完成した後は、各地域の中で把握している情報の拠点を通して、情報を十分に流通させていくことが重要である。情報の流通には情報を配置する施設等の拠点だけでなく、キーパーソンとなって情報を流通させる人々の関わりも欠かせない。

4-2. 助成金事業から見えてくる課題

この「情報の一元化と流通」について、CLAIRの助成金事業からも事例を見ていきたい。CLAIRでは、宝くじの普及広報事業からの助成金を用いた「地域国際化協会等先導的施策支援事業」という事業において各地域国際化協会と市町村民間交流団体が行う多文化共生事業等に対して助成を行っている。2008年度は地域国際化協会では44協会から申請があり、44事業中9事業が多言語による生活情報の冊子作成、ホームページの多言語化、携帯電話による多言語情報提供といった情報の多言語化に関わるものであった。他にも、防災分野などに分類した事業の中にも防災情報の多言語化に関する事業は4事業ある。市区町村民間国際交流組織からは56団体から申請があり、56事業のうち18事業が多言語情報誌の発行、ゴミの分別や生活情報に関する多言語のガイドブック作成に係る事業であった。

また、CLAIR予算で実施している「地域国際化施策支援特別対策事業」では、国際交流・多文化共生分野における重要性・必要性の高い事業に対して支援を行っており、本事業の助成対象は地域国際化協会と都道府県・市区町村であるが、2008年度に多文化共生分野事業として申請された事業を見てみると、地域国際化協会からの申請では、27協会中7協会が多言語による生活ガイドブック、ホームページの多言語化等多言語情報の作成、提供に関わる事業を申請している。都道府県・市区町村からの申請では、行政情報の多言語化、ホームページの多言語化、多言語による携帯メール配信事業等49自治体中16の自治体が情報の多言語化に関わる事業を申請している。これ以外にも、防災関係事業として、外国語版洪水ハザードマップ、多言語防災ガイド

ブック等を作成予定している地方公共団体もあり、地方公共団体・地域国際化協会・市区町村民間交流組織を問わず、生活全般、防災、医療など多岐にわたって多言語情報の作成に取り組んでいる団体が多いことがうかがえる。

ゴミの出し方を巡って住民間のトラブルが起きている、相談窓口に来る外国人に生活に係る全般の情報を提供したい、地震を体験したことのない外国人に防災情報を届けたい等の理由から各地域において多言語情報が必要とされることは十分に理解できるが、各々が個別に情報を作成するのは非効率である。また、2009年度事業の募集時にも、多言語情報の作成に関係する事業を申請された団体は複数あったが、一般的に地域性を問わず、他団体が既に作成した成果物で代替が可能と思われた事業に関しては、担当者に事業の詳細について内容を確認し、より外国人住民が必要とする情報の多言語化に努めてもらえるよう何度もやり取りを繰り返した。

4-3. 先行事例

前項で述べた現況に対する先行事例として、兵庫県と神奈川県の事例を見てみたい。

兵庫県では、各自自治体が生活情報を独自で別々に翻訳することが合理的でないとの理由から、2003年に特定非営利活動法人多言語センター FACIL（以下、FACIL）からの提案により、兵庫県7市1町の実行委員会を立ち上げて予算化、FACILに委託し、13言語の多言語生活情報が作成された²（吉富，2007）。生活情報の中で、全国レベルで利用できる情報は、このデータベースを用いて、各地域で必要な部分のみを独自に翻訳すればよいとの理由から、FACILとの協働事業によりCLAIRのサイトでは、多言語生活情報と来日間もない外国人がとくに必要とする情報を集約したオリエンテーションガイドブックをともに13言語で公開している。この情報にアクセスすることができれば、原稿をゼロから作成し、翻訳するといった作業を省くことができる。

では、なぜこのようなデータベースがなかなか活用されないのだろうか。財団法人神奈川県国際交流協会（以下、KIA）では、2004年度、2005年度と行ってきた多言語情報の提供と流通に係る調査の中で、市町村や社会教育施設、学校等の現場での多言語生活情報の共有、翻訳すべき広域情報の確定、編集、流通という一連の機能を担い、具体的な作業を推進するための「多言語情報流通センター」が必要であることが分かった（KIA，2005）ことから、2006年度に「多言語生活情報センター」を設置した。

2006年3月時点では約300点の多言語資料を収集している。また、本調査では外国人住民に効果的に情報が伝達されるために、情報配布先の施設・組織のリストアップとそれらの活動状況を把握すること、また汎用性の高い情報についてはウェブサイトでの無料公開を行うこと、等の提言を行っている。

兵庫県と神奈川県的事例から、全国レベルでの情報を一元化したリソースセンター機能を果たすものが必要であること、そして、コーディネーターは、このようなリソースを使いこなすことが必要だといえるだろう。

4-4. CLAIRの取組み

CLAIRでは多文化共生事業に関する情報共有への取組みの一つとして、2009年度の新規事業として、多文化共生の事例や各省庁の取組み等を集約した「多文化共生ポータルサイト(仮称)」の構築を始めることを計画している。国、地方公共団体、地域国際化協会といった各組織の事業情報を単純に集約するだけでなく、実際に現場で施策立案や事業実施をする際に参考となるサイトを指すため、現場で活動する人々の声を聞きながら、実際の現場で必要とされる情報等を精査していきたいと考えている。

また、2008年秋には、地方公共団体と地域国際化協会に呼びかけ、各団体が作成した「多言語情報」の成果物をCLAIRで収集した。生活情報、行政情報、防災マップ、多言語による医療機関案内や就学案内等、多岐にわたる多言語情報の提供があった。今後は、これら収集した資料を整理し、公開できるよう準備を進めたいと考えている。

さらに2008年度より、CLAIRでは「外国人住民相談相互支援システム」を運営開始した。このシステムは、外国人住民への相談業務サービスの向上を目的に、各地域国際化協会の外国人からの相談事例を電子化し活用できるデータベースを構築し、インターネットを介して情報を共有するシステムである。2008年7月末からは、このシステムを利用するためのサイトの運用始めている。2009年3月現在、60協会中約30協会が本システムに加入しているが、実際にシステムを使える状況下にあっても、なかなか使用されていないのが現状である。各地域でどのように相談に対応しているか情報共有を進めていくためにも、今後も運営の在り方について検討していきたい。各団体が行う相談業務や実施事業には、地域性もあると言われる。養成プログラムの一環で行われた職場でのモニタリングでは、講師から「県毎にリソースセンターの機能を果たす組織が必要ではないか」との意見が出た。例えば、各地域国際化協会にその県内の情報が集約され、今後は県内の事業や人材については地域国際化協会に問い合わせれば、コーディネートしてもらえ、という状況が確立されれば、複雑な相談を受けた近隣の組織にとっても有益である。

CLAIR事業の一つに地域国際化協会を支援するための事業があり、その事業の中で、各地域における外国人への医療支援の現状や、参考になる事例を共有したいとの意見を受け、2008年度には「外国人住民への医療支援に関する調査」というテーマで、

全国6ブロック毎に医療通訳の実情や各地域で作成された多言語の医療に関する資料やNGOの活動等について各地域国際化協会に取りまとめた。本調査の結果はCLAIRホームページにて掲載し、各地域での活用を予定している。このようにCLAIR事業を通じて、各々の地域の課題や現状を調査し、他の組織に参考となるようフィードバックしていく事業もあり、今後も教育や労働など様々な分野について各組織からの意見や要望を踏まえて、各組織に情報が蓄積されていくよう支援していきたい。

5. 人的ネットワークの構築から見えてくる行政区域や組織を越えたコーディネーター

5-1. 各地域での取組み

次に、「人的ネットワークの構築」について考えていきたい。情報が共有できるシステムを作ったとしても、それだけでは情報の共有化や組織間の連携にはつながらない。コーディネーターは日ごろから業務を通じて培った人的ネットワークを活かして、情報交換を行う土壌を作っていくことも必要であろう。

地方公共団体同士、地域国際化協会同士が行政区域を越えて、組織間で連携している事例はまだ少ない一方で、行政区域内や近隣区域であれば自治体と協会、協会とNGO等が会議の場や協働事業を通じて情報交換や連携を行っているケースも多い。例えば、東海地方では同県内にある地域国際化協会が連携して国際理解事業を実施したり、近畿地方では地域国際化協会間で災害時における外国人支援に関する協定が結ばれたり、東北地方では岩手・宮城・福島の三県にある地域国際化協会の連携事業が実施されたりと既に連携が進みつつある。

また、組織間同士の協働・連携の実績はなくとも、所属するベテランの職員同士は顔見知りで、既に人的ネットワークが構築されている場合もある。行政区域・組織を越えた連携が進まないことは、地域によっては各組織が手探りで対処療法的な多文化共生事業にならざるを得ないということでもあり、情報を必要としたときに、誰に、そして、どこに聞けばよいのか分からないことが問題としてあげられる。行政区域と組織を越えたコーディネーターが存在すれば、各組織は地域におけるニーズに見合った適切な事業に取り組むことができるだろうか。CLAIRはこれまでも述べてきたように、活動が行政区域にとらわれるものではなく、むしろ行政区域を越え、地方公共団体・地域国際化協会・NGO等をつなぐ中間支援組織として、各組織間の連携・協働に携わり、コーディネーターの役割を担っていくことが求められているだろう。

5-2. CLAIRの取組み

それでは、CLAIRが組織間の人的ネットワークにどのように関わってきたかを述

べたい。CLAIRでは地域国際化協会連絡協議会の事務局として、地域国際化協会職員向けの職員研修を年4回開催している。国内研修が3回、海外研修が1回で構成されており、国内研修では事業担当者向けが2回、管理担当者向けが1回となっている。研修は講義と事例発表が中心となるが、数年前より、研修の中で必ず2回程度のグループワークを入れ、各協会の職員が各々の行っている事業について共有したり、地域で抱える問題を共有したり、また解決に向けた取り組みについて話し合うよう時間を設けている。

2008年度に開催した職員研修の事後アンケートを見ると、「他協会の事業事例を共有できたのが良かった」、「他協会の職員と話げできたのが良かった」という意見が多く、また1時間～1時間半近くの時間を取っていたにも関わらず、時間が短くて足りなかったという意見が多かった。研修後の交流会でも活発な意見交換が行われており、こちらについても「更に時間を長く取ってほしい」「めったに話すことのできない協会の人々と知り合いになれたのが良かった」という意見があった。

全国の地域国際化協会の職員同士が集まる場はめったにないため、今後もこのような研修を開催し、地域国際化協会の職員間の人的ネットワーク構築に寄与していくことが重要だと考えている。2008年度の研修で研修企画を立てる上では、多くの協会からの参加者を見込むためにもなるべく多くの地域で課題となっていることを研修テーマとして取り上げ、事例発表の地域も特定の地域が重なってしまわないよう、心がけて企画を行った。今後も、各地域からの事例を交えた研修を開催することで、多くの職員が顔が見える関係を作っていけるようにしたい。

また、CLAIRでは地域国際化協会の情報を共有するための『自治体国際化協会と地域国際化協会情報』というウェブサイトを経営しており、そのウェブサイト内では前述のような研修で知り合った職員や全国の相談員等と共有したい情報を書き込み、意見交換するための「相談員の広場」というコーナーも運営している。こちらについては、残念ながら2008年度一年間で5件の書き込みしかなかった。今後は、研修に参加して実際に顔が見える関係を築いた人々が、このウェブサイトですらに関係を強化できるようなコーディネーターが必要だと感じている。具体的には、研修で取り上げたテーマについての情報や他団体の事例、講師からの追加情報を、定期的にウェブサイトを通じて提供するなど、内容について広報していくとともに、ここにアクセスすれば有益な情報が入手でき、他組織の人とも最新の情報交換ができるという状態に近づけたいと考えている。

6. おわりに

これまで述べてきたように、組織内と組織外の双方に関わるコーディネーターの存在は今後ますます重要になってくるだろう。組織内外の多文化共生推進に関わる人々をコーディネートしていくための機能を持つ「多文化共生ポータルサイト(仮称)」の構築に向けて2009年度から着手していく予定だが、このシステムの構築とともに、それだけでは補えない人的ネットワークの構築も進めていく予定である。

最後に、この1年間の実践を通して、CLAIRに対する社会的ニーズと筆者の考えてきた多文化社会コーディネーターの役割が果たして合致しているのか照らし合わせて考えておきたい。日常業務の中で、CLAIRのウェブサイトで公開している「多言語生活情報」への問い合わせや他地域の課題や取り組みの状況についての問い合わせを受けることが多い。最近では、地方公共団体や地域国際化協会等、日ごろCLAIRから情報提供を行っている団体にとどまらず、不動産関係者や行政書士等在住外国人支援に関わっている様々な職種の方から多言語生活情報の内容を利用したいとの問い合わせを受ける。全国の取り組み・情報の集約をする組織としてのCLAIRの社会的ニーズは高いと考えられ、多文化社会コーディネーターとして、更にネットワークを広げていくことが重要だと思っている。また、民間企業、大学、NGO等これまでは関係性の強く無かった組織とも積極的にネットワークを構築していくことが必要だと感じている。私たちが事業の対象相手を絞ってしまうのではなく、ウェブサイトのビジター等を分析して、更なる社会的ニーズを把握していくことも重要だろう。

2008年12月に開催した地域国際化協会職員国内研修では、「外国人住民への医療支援」をテーマに取り上げた。その中で病院関係者に事例発表を依頼したところ、日頃、NGO等多文化共生に関係した事業を実施する団体とは関わりがあっても、病院関係者の話を直接聞いたのは初めてであるという職員が多く、研修事後アンケートでは多くの参加者から好評価をいただいた。今後の研修においても、地域国際化協会の職員の方々が、新たな人脈を作っていけるような企画作りをしていきたいと思っている。

培った人的ネットワークを活かしていくためにも、行政区域や組織を越えて、各団体の実施する事業を俯瞰し、コーディネートする人材が必要であり、その役割をCLAIR職員が担いながら、情報の一元化については全国での取り組み、各地域におけるリソース、そして教育や労働問題等それぞれの問題に対応する専門機関にはどのようなものがあるのかをウェブサイト等を通じて発信・共有していきたい。

また、各地域国際化協会や自治体の中でコーディネーターの役割を担い手が情報を活用するためにもコーディネーター同士の日々の情報交換が必要である。CLAIRで実施している研修会や会議等の場を通じた参加者同士がつながっていけるよう、メー

リングリストや現行のウェブサイトを通して意見交換できる場つくりと、その利用促進もつながりを強める一つの方法であり、組織を越えて異業種の人々が多く参加することで、情報が生きたものとして流通する可能性が高くなるであろう。

この1年間は、事業を実施しながら省察を繰り返すといった模索する日々であった。自分自身がコーディネーターとして求められる役割を果たせたか、と問われると言葉に詰まってしまうが、養成プログラムを通して設定した課題と日々の実践に対する省察のプロセスは、自身の所属する組織の強みや弱みそして社会的役割について考える機会ともなり、非常に大きな経験であった。このプロセスの中で、CLAIRには資源と可能性が十分あるということも分かり、些少ではあるが筆者の実践知と経験を今後に繋げ、多文化共生の推進につなげていくことこそ、コーディネーターの任務と考えている。

[注]

- ¹ 地域国際化協会とは、「地域国際交流推進大綱」に位置付けられた都道府県と政令指定都市に設置されている国際交流協会で総務省の認定を受けた団体。2009年4月現在で61協会。
- ² 阪神地域多言語生活情報作成委員会「在住外国人のための多言語生活ガイド」。<http://www.hyogo-ip.or.jp/livingguide/index.html>

[文献]

財団法人神奈川国際交流協会(KIA), 2005, 「報告書 多言語生活情報の提供・流通」。
吉富志津代, 2007, 「市町村におけるコミュニケーションのあり方」『国際文化研修』55: 18-23.

結婚移住女性の言語生活

—自然習得による日本語能力の実態分析—¹

The Language Life of Asian Immigrant Women Married to Japanese

An Analysis of Japanese Proficiency by Natural Acquisition

富谷玲子*

内海由美子**

斉藤祐美***

TOMIYA Reiko

UTSUMI Yumiko,

SAITO Yumi

The aim of this paper is to analyze the language life and the Japanese proficiency of Asian immigrant women married to Japanese men, and to suggest how to support their language life and their Japanese learning in Japan. Most of the women have no classes for Japanese language learning and are acquiring the language naturally. They can converse fluently in daily life situations but can not read and write Japanese sufficiently. It is extremely difficult to acquire reading and writing skills without language classes. Lack of Japanese literacy results in the women only being able to get information through their family or people from the same countries as themselves, and this information might be controlled or changed intentionally. It also makes their self-esteem low because they are ashamed at having low skills in reading and writing Japanese.

In order to live their lives in a desirable way, it is necessary to supply not only multilingual information but also information written in easy Japanese for daily life. This is the role of government administration. At the same time, in order to make it possible for women immigrants with Japanese spouses to be members of

*神奈川大学外国語学部准教授

**山形大学基盤教育院准教授

***山梨外国人人権ネットワーク・オアシス会員

the community, the Japanese government should support them to start Japanese learning shortly after arriving in Japan and to continue learning for a certain period in language classes.

はじめに

2008年末の外国人登録者2,217,426人のうち、「日本人の配偶者等」は245,497人で11.1%を占める。「日本人の配偶者等」から「一般永住者」への切り替えや帰化を行ったケースまで入れると、外国にルーツを持つ人の中で結婚による移住者の存在は決して小さいものではない。

日本における婚姻総数726,106（2008年末現在）のうち、国際結婚（夫婦のいずれかが外国籍）の件数は、36,969件²となっている。このうち、「夫日本」すなわち夫が日本国籍者の婚姻数（28,720件）は「妻日本」の婚姻数（8,249件）の約3.5倍で、結婚による移住では女性が圧倒的多数を占めている。「夫日本」の婚姻について妻の国籍を見ると³、中国42.5%、フィリピン25.4%、韓国・朝鮮15.9%、タイ4.7%で、これらの国籍が全体の約9割を占め、結婚によって日本に移住する女性のほとんどがアジア出身であることがわかる⁴。

国際結婚は農山村部を皮切りに都市部にも広がり、いまや全国津々浦々に見られる。結婚移住女性⁵は夫の生活基盤のある土地に住むため、外国人集住地域にあるような外国人コミュニティを形成することも、外国人支援を集中的に受ける機会も乏しいまま、全国に散在している。夫と子どもとともに日本に永住することを選択している結婚移住女性にとって、日本語能力の必要性はさらに高いものとなる。

こうした状況の中で、結婚移住女性の多くは、日本語学習の機会も場もないまま、自然習得により日本語を獲得していると考えられる。自然習得により獲得された日本語は、結婚移住女性の社会参加のために十分に機能しているのか、日本語能力が結婚移住女性の社会生活にどのような影響を及ぼしているのかなど、日本語能力と社会生活の関係に関する調査研究は、ほとんど行われていない。

1. 研究の目的

本稿は、日本人男性と結婚し日本に移住したアジア女性の言語生活と日本語能力について質的データを分析し、現在の問題点を検討することによって、自然習得による日本語能力に関する仮説を生成することを目的とする。

そもそも、意思疎通の手段としての共通言語がない中で生活することは、日本語母

語話者である夫や家族にとっても、日本語非母語話者である妻にとっても大きな困難を伴う。そこに言語能力(日本語能力)に基づく力関係が働いた場合、強者である日本人の意思が優先され、弱者である日本語非母語話者の意思を不問に付すという選択が日常的に行われる可能性が高い。結婚により日本に移住したアジア女性は、日本語という母語ではない言語で日常生活を送るという点で、すでに大きな負担を負っているが、日本語習得が結婚移住女性本人の努力に帰されているという点で、さらに一段と大きな負担が強いられている。このような現状において、その努力さえ息らなければ、日本社会で十全に自己実現するために必要な日本語能力を獲得できるのかという点に関する検証は、現在のところまだない。

日本の行政サービスは、現在のところ日本語の読み書き能力があることを前提として整備されている。結婚移住女性にとっても、情報収集を行ったり行政サービスを利用したりするためには読み書き能力が重要であることに変わりない。しかし、読み書き能力の自然習得に関する研究も寡聞にして知らない。

本稿では、自然習得による日本語能力の実態と、生活場面での日本語使用の実態を質的調査によって分析し、結婚移住女性の自然習得による日本語能力とそれが言語生活に及ぼす影響に関する仮説の生成を試みる。その上で、ホスト社会の責務についても検討を加える。

2. 先行研究

結婚移住女性の言語生活や言語環境を対象とした研究は、現時点ではまだ少ない。日本語教育の領域で結婚移住女性の言語生活を取り上げた初期の研究として、日本語教育学会[1997]が挙げられる。結婚移住女性がどのようなネットワークに参加し日本語を自然習得したのかに関する調査研究が行われ、ネットワークに受け入れられることにより日本語習得が可能になり、さらに新たなネットワークに参加することにより新しい日本語学習ニーズが生起するという結果が示されている(日本語教育学会[1997])。

『日本語学』2005年3月号では「自然習得による日本語学習」という特集が組まれており、日本語教育における自然習得研究を概観することができる。話し言葉の自然習得、特に文法獲得の面からの研究が紹介されており、自然習得で獲得された日本語能力に焦点が当たっている。この中で長友[2005]は、自然習得の限界として、「引用表現のような複雑な言語構造に関しては、習得が容易ではないようだ」という示唆が得られたものの、それが自然習得の限界を示す確証にはなっていない。」とし、「日本語の自然習得の可能性は無限である」としか言いようがない。」と結論付けている[長友

2005:40,50]。なお、『日本語学』のこの特集には、書き言葉の自然習得に関する論考はない。

結婚移住女性は、家族とともに一生日本で暮らすことを選択している場合が多く、この点では、中国帰国者やインドシナ難民に類似する状況にある。中国帰国者のうちの国費による帰国者や、インドシナ難民には、一定期間の適応教育が行われてきたが、結婚移住女性にはそれに類する教育や支援は公的には行われていない。中国帰国者やインドシナ難民の場合には、家庭内では母語を使って生活できるが、結婚移住女性の場合には、来日直後から、日本語環境の中で生活を営むこととなる。結婚という「個人」の自由意志に基づいた移住であるがゆえに、それに伴うさまざまな困難を乗り越えるという責任も本人に帰せられている。外国人を対象とした日本語教育政策が大きく動きつつある現在にあっても、留学生や高度人材、研修生などの話題に比べ、結婚移住女性は影の薄い存在である。このように、結婚移住女性を対象とする公的な言語保障は現在のところなく、家族の中でも日本語の使用が当然視され、言語の力関係は均衡の取れた状態であるとは言いがたい。公的支援のない環境でどのように日本社会で自己実現を遂げているのかといった観点からの研究も、まだほとんど行われていない。

近年、言語権という概念が注目されつつある。言語権は主に言語的少数者に関する権利としてとらえられており、二つの側面を持つ[木村2006]。ひとつは、本人が帰属意識を持つ集団の言語を習得・使用する権利であり、結婚移住女性の場合には、母語や母文化の保持と継承に当たる。もうひとつは、当該地域や国で広く使われる言語を学習・使用する権利で、これは結婚移住女性が日本語(生活地域の言語変種を含む)を学習・使用する権利に該当する。山田[2008]は、言語権の一部を「言語保障」とし、言語保障を日本社会で実現するためには、当事者(外国人)が中心となり、具体的活動を通じて既存社会側の変化を促すことが重要だと述べている。しかしながら、こうした言語権や言語保障に関心が向けられるようになってからまだ日が浅く、結婚移住女性自身やその家族、支援者に浸透しているとは言えない。母語・母文化の保持と継承も重要な問題ではあるが、本稿では、結婚移住女性が生活する地域で広く使われている言語である日本語を学習・使用する権利に焦点を絞って検討を加えることとする。

3. 研究の方法

3-1. 研究の方法

本稿は、社団法人日本語教育学会「平成19年度文化庁日本語研究委嘱—外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発(「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業)」の生活実態調査部会外国人配偶者(女性)調査班(部会長山田泉、班長富谷玲子)の

調査で得たデータの一部について再検討し、結婚により移住したアジア女性の言語生活と日本語習得過程に焦点を絞って考察した⁶。この調査研究では、5人の結婚移住女性を対象として聞き取り調査を行ったが、今回は、日本語教室に通った経験のない4人のデータから、言語生活と日本語の自然習得の過程、日本語能力について分析する。

3-2. 調査方法と調査項目

以下の属性を持つ結婚移住女性を対象とした聞き取り調査を、2007年12月～2008年1月に実施した。

- ・アジア出身者
- ・日本在住期間5年以上
- ・日本語教育を受けた経験がほとんどなく日本語を自然習得している

調査対象者一人につき、それぞれに60～90分の半構造化インタビューを2回実施した。対象者にできるだけ自由に語ってもらい、これを録音し、フィラー等も含めて正確に文字化した。半構造化インタビューにおける調査項目は以下の4点である。

- ・プロフィール
- ・生活行動圏
- ・ネットワーク
- ・日本語使用と日本語習得過程

3-3. 対象者のプロフィール

日本人男性とアジア出身の女性との国際結婚は、大きく捉えるならば二つのタイプがある。仲介業者や知人の紹介で女性の母国あるいは日本で見合いをして結婚する「仲介型」と、日本または母国での出会いが結婚のきっかけとなる「出会い型」である。聞き取り調査を行った結婚移住女性4人のうち2人は「出会い型」の結婚で、日本で数年間仕事をし、日本語の会話がある程度できるようになってから夫となる男性と日本で出会い結婚した。残る2人は「仲介型」の結婚で、一人は母国、もう一人は日本で見合いをし、全く日本語ができないまま結婚し、日本で暮らし始めた。4人とも日本語教育を受けた経験はほとんどなく、自然習得によって日本語を獲得した。出身国の言語的特徴から見ると、漢字圏1名、非漢字圏3名である。

以下に、調査対象者4名(Y・E・M・N)⁷の2008年1月現在のプロフィール(来日時期、調査時の年齢、家族、結婚の経緯、仕事、人的ネットワーク、移手段と自動車運転免許の有無等)を記す。

Yは漢字圏の出身で、2000年に50歳で来日し東北地方の都市で暮らし始めた。初婚で子どもはいない。業者の仲介で夫と知り合い結婚したが、業者が事前に提供した夫に関する情報は事実と大きく異なっていた。夫側の結婚目的は、夫と舅の介護であった。夫も持病を抱え定職が無く、Yはパートを転々とした。現在のパートも日本語がほとんど要らない職場で、低賃金長時間労働であることから、体をこわしている。結婚にも現在の生活にも不満を抱えながら毎日を送っている。職場の同僚と夫以外には、日常的に接触する人はほとんどいない。母国や親族とのつながりも薄く、人的ネットワークが非常に限られている。運転免許があり、日常の移手段は車である。調査時点で57歳、日本在住7年で、夫との2人暮らしである。

Eは日本人の男性と結婚していたとこの紹介により母国で日本人男性と見合いをして結婚し、1995年来日した。首都圏で生活し長男が生まれたが、2年後に離婚、いとこを頼って、中部地方の都市に移り住んだ。その後仕事をし、次男も生まれ安定した生活を続けたが、次男の父親とは結婚せず、その後別居した。日本語の読み書きはできないが、コンピュータを活用する等、情報収集力は高い。母国の家族や親族、日本に住む親族や同国人との間に強い絆を持っている。日本人との人的ネットワークも充実していて、日常的に多様な場面で同国人や日本人とさまざまな接触を持っている。離婚後に帰国して運転免許を取得し、現在は、車を所有しており移動能力も高い。調査時点で39歳、日本在住12年で、小学生の長男と保育園児の次男との3人暮らしである。

Mは1986年に14歳で来日し、26歳までタレントとして日本国内の十数か所で仕事をした。この間はダンサー仲間との共同生活で、数ヶ月日本で仕事をしては帰国し、再来日しては仕事をするという生活を繰り返した。その間に母国で長女を出産したが結婚にはいたらず再来日した。26歳で次女を出産し日本人男性と結婚したが、その後2年で離婚した。離婚後自立する過程で、公的機関や保育園、外国人支援拠点とのつながりができ、同国人の母子サークルにも参加するなど、首都圏での生活基盤を築いた。母国とのつながりはそれほど強くなく、すでに母国よりも日本の生活に慣れていると感じ、次女とともに日本での生活を続けるつもりである。次女は乳児期からの定期的通院が必要で、保育園や学校との連絡帳のやり取りを日常的にローマ字を使って行っている。仕事で知り合った男性と婚約中で、メールのやり取りもある。運転免許はなく、移手段は自転車とバスである。調査時点で36歳、日本在住22年で、小

学生の次女との2人暮らしである。

Nは1993年に21歳でタレントとして来日した。母国では、小学校中学年まで学校に通い、その後首都に出て働いた。日本国内数箇所です仕事をした後、外国籍男性と結婚して姑とも同居し、2人の子どもを持った。家庭内言語は日本語と夫と姑の母語だった。数年後離婚し、首都圏で独立して生活する間に、外国人支援拠点や同国人の母子サークルとのつながりができ、Mとも知り合うことになった。母国に一時帰国したが、子どもたちが母国の生活になじめなかったため、日本に戻ってきた。子どもたちとともに今後も日本で生活したいと考えている。日常的な移動手段は自転車とバスである。調査時点で35歳、日本在住15年で、小学生の長男と保育園児の次男との3人暮らしである。

3-4. 分析の枠組み

聞き取り調査によって得られたデータから、以下の情報を抽出して分析する。

- ・日本語による言語生活と日本語の自然習得過程
- ・自然習得による日本語の会話能力
- ・自然習得による日本語の読み書き能力
- ・日本語学習に対する態度

日本語会話能力については、インタビュアーとの会話における言語運用の特徴について、日本語の誤用(非使用を含む)とコミュニケーション・ストラテジー⁸の観点から分析する。

4. 分析結果

4-1. 日本語による言語生活と日本語の自然習得過程

Yは来日後に、自国で購入した会話集と辞書を使って、ひらがなと挨拶を学んだ。その後、テレビから聞こえる単語を母語の文字で表記し辞書を調べるという方法で単語を獲得した。職場で使われる漢字については、紙に書き取って自宅で辞書を引くと言うやり方で学習している。テレビで聞き取った単語について夫に尋ねることはあるものの、ほとんどまわりの日本人の助けを借りずに、辞書だけを頼りに自力で学習を続けている点が、Yの日本語学習の特徴である。日常的な日本語使用は、職場でYが指示を与えられる場面と、家庭場面に限られている。家庭場面でも、Yが一方向的に夫に愚痴を言うのみで、その他の場面での日本語でのやりとりはほとんどない。

Eも、Yと同じくテレビが重要な日本語学習のリソースになっている。しかし、Eの場合には人的ネットワークを駆使して日本語を学んでいるという特徴がある。来日直後に市役所で紹介された同国人に日本語を教わることから始まり、出産のために入院した病院の医者や看護師に英語で質問して日本語を教えてもらう、テレビニュースから書き取ったことばを子どもや子どもの担任に教わる、発音をまわりの日本人に直してもらう等である。人的ネットワークの中で日本語を教えてもらうことは、同時に日本語使用の機会を生み出す。これが、Eの会話能力を、特に流暢さの面において高めている要因であるように思われる。子育てでは、長男には日本語を、次男には日本語と母語(母語の方言と共通語)と英語を使ってきたが、子どもの母語は2人とも日本語である。

MとNは、人的ネットワークを活用して日本語を習得した。来日直後は、仕事仲間の先輩(同国人)から日本語や日本での生活の仕方を教えてもらい、接客の場では日本人の客から日本語を教わった。テレビドラマを毎日見て、聞き取ったことばを母語の文字でメモし、仕事仲間や日本人の「お客さん」に意味や使い方を教えてもらい、会話能力を獲得していった。日本語学習のための教科書や辞書などは使われていない。子育ては日本語だけを使ってきたが、現在は、同国人の母子サークルに参加して文化やことばの継承の機会を持っている。同国人との会話であっても、母子サークルの仲間同士では、日本滞在期間が長い人が多いため、母語と日本語が混じるのが普通である。

Mは、離婚し自立する中で、病院や市役所・税務署などに実際に出向いて、担当者からやり方を説明してもらいながら手続きを行ったり問題を解決したりしてきた。学校との連絡帳でのやり取りはローマ字で行い、婚約者とはひらがなでメールのやり取りを行っている。Nは、現在わからないことばがあると、子どもや子どもの学校の担任に聞く。M・Nともに、外国人支援拠点とのつながりを持ち、必要な支援を得ながら生活している。

4-2. 自然習得による日本語の会話能力

結婚移住女性の発話における言語形式上の誤用とコミュニケーション・ストラテジーの使用を分析した結果、個々に以下に示す特徴を見出すことができた。

Yは、極めて限られたパターンを多用して発話している。場面や文脈に依存して話を進めることで、生活に最低限必要な会話はできる。しかし、発音の不正確さ、文法の誤用の化石化、主語・述語の頻繁な省略が原因となって、低文脈で抽象度の高い内容に関するやりとりはできない。日本語使用の機会が少なく相手のバリエーションも限られていることが、低い会話能力にとどまっている要因であるように思われる。下

記に示すデータのように、インタビュアーの問いかけに対して、適切に答えているのかどうかはわかりにくく、やり取りがかみ合っていない。会話の理解と維持に必要なコミュニケーション・ストラテジーの使用はほとんどない。そのため、文法の誤用がインタビュアーの理解を大きく阻害する結果となっている。

【Yの発話データ1】

(数字はYのデータにおける発話番号、Iはインタビュアーを示す)

- 235 I 教習所に通ったんですか。
236 Y あのー、ちゅ問題で、ちゅ問題で、かつかは、かつかは、ちゅ問題で、簡単ですよ、ちゅ問題で、はちもん(8問)
237 I ちゅ問題って
238 Y ちゅ問題、かつか
239 I はい、はい
240 Y かいてる、かつか?これがちゅ問題で
241 I ちゅ問題って何ですか
242 Y は、はちもんだい(8問題)当たれば
243 I あ、じゅう(10) !
244 I あ、はい、はい、はい

Yはインタビュアーの質問に答えず、突然、運転免許の学科試験の話をはじめているが、話題転換は明示されない。また、「運転免許取得のための学科試験」という話題におけるキーワード「じゅうもん(10問)」を「ちゅ問題(10問題)」と話し、236～238の発話に示したように「10」と「学科」の発音が不正確で「ちゅ」「かつか」と発音されていたため、外国人の話し方に慣れているインタビュアーにも発話内容を理解することができなかった。Yは「学科(試験)は10問あって簡単。このうち8問正解すればいい」と言いたかったようである。

【Yの発話データ2】

- 473 I 妹さん、どうやって漢字、覚えたんでしょうね。
474 Y わかんないけど
475 I うーん。
476 Y そ、それが、早めに、こ、自分が
477 I 早く覚えられた

- 478 Y だから、あの一、自分が話が、あの、日本人で、なんかすごく無視、無視されたことがあったの、ことを聞いたんですよ。
- 479 I 妹さん？
- 480 Y んで、ん、んで、わらっちゃって、やってることがあったって、なんか、自分が感じるのことが、ん、文句言うのことがじゃないか、何かなつと。
- 481 Y 無視することじゃないかなって思っ。
- 482 Y 自分が、この話、辞書探して自分が、こ、見て、やっぱりそれがいい言葉じゃなくて、悪い言葉だったって聞いて、自分が聞いてさ。
- 483 Y あの一、勉強しなければだめなんだって、自分が考えて、すつごく、あの、努力したと思います。

Yの発話における「自分」の指示対象が不明な上、格助詞「が」の使用が不正確であり、さらに480では、「わらっちゃって」「やってる」「感じる」「文句言う」の動作主が示されていないため、だれの体験についてYが話しているのか、インタビュアーには理解できなかった。

Eは、生活場面でのコミュニケーションは十分にできる。化石化した誤用はあるが、相手とのやり取りがかみ合うよう、多くのコミュニケーション・ストラテジーが有効に使われており、意味の交渉が可能である。Eの場合、日常生活でも仕事でも日本語使用の機会が豊富であり、使用場面もバラエティーに富んでいるため、コミュニケーション・ストラテジーが十分に獲得されたのではないかと思われる。

【Eの発話データ】

(数字はEのデータにおける発話番号、Iはインタビュアーを示す)

- 89 I ええと、免許はいつごろ取りましたか。
- 90 E 免許は、今は、自分の国の免許、切り替えじゃないですか。
- 91 I はい、
- 92 E 日本の切り替え、
- 93 I ええ、
- 94 E 日本の免許、…い…、去年です。
- 95 I 去年。
- 96 E はい。免許、切り替え。

- 97 I はい。ええと、母国では、いつごろ取りましたか。
- 98 E 母国ですか。2年、ちょっと、待ってくださいね。え、あい、2002年です。
- 99 I ほお、
- 100 E 2002年から、とりました。
- 101 I 2002年、母国で
- 102 E はい、初めてとったとき。

Eは、インタビュアーの最初の質問に対し、運転免許に関する変更について答えようとした。その発話意図を伝えるマーカーとして、「自分の国の免許、切り替えじゃないですか」(90)と言い、さらにインタビュアーの理解を確認するために、「日本の切り替え」(92)と言い直している。また二つめの質問に対しても、「母国ですか」(98)とキーワードを聞き返すことで、質問に沿って適切に答えようとしていることがわかる。

その他にも、E自身が発話の展開をコントロールし、「…い…」(94)、「ちょっと、待ってくださいね」(98)のように、相手に待ってもらおうというストラテジーを使用している。一度回答した後で、「はい。免許、切り替え」(96)、「初めてとったとき」(102)とさらに付け加えることで、相手の理解を確かなものにしようとしている。

このように、会話の流れの中で有効にコミュニケーション・ストラテジーが使われているため、文法の誤用はインタビュアーの理解にとって全く問題にならない。Eが多様な日本人、さまざまな場面での豊富なやり取りの中から獲得していった会話能力ではないかと考えられる。

Mは、自分の日常生活や経験談、簡単な意見や感想を日本語で伝えることができる。助詞の省略や音の変化を伴う「話し言葉の文法」はほぼ正確で、混乱は見られない。一方、指示詞や副詞に関しては不適切な箇所が多く、対話者が指示対象などを話の文脈から類推しつつ、内容をおぎなわないと理解できない箇所がある。

【Mの発話データ】

(数字はMのデータにおける発話番号、Iはインタビュアーを示す)

- 3074 M この人
- 3075 I うん
- 3076 M その一、だから、嫌いなんないんですよ。

- 3077 I うん
- 3078 M 学校、ほら私も、そこまで行かないんだけど
- 3079 I うん
- 3080 M この子も、非常に行かなかった、で、かわいそうだけど
- 3081 I うん、3年生だったよねー。
- 3082 M でも、素直に言ってる子は、まだいい。
- 3083 M もう一人の友だちは、私の友だちが、
- 3084 I うん
- 3085 M それ以上かな、同じかな、
- 3086 I うん
- 3087 M ぐらいいしいのに、えばって、認めない、だって
- 3088 I ああ、
- 3089 M だから、嫌なの
- 3090 I あ、そう
- 3091 M そう、この子は、だから、いわゆる私も遊んでいる間に、勉強行きたいのに日本で働いた時代に、そんと、その子もそうなんですよ
- 3092 M だから、勉強行かなかったから、日本来て、その、たぶん日本語覚えた

3074、3080、3091のMの発話における「この人」「この子」とはNのことで、Mはインタビュアーが既にNから聞き取りを行っていることを知っている。Nはこの場にはいないので、「この子」ではなく「あの子」、あるいは「あの人」と言うべき箇所であるが、文脈からNを指していることはインタビュアーには難なく理解できた。「非常に行かなかった」(3080)とは、文脈から解釈すると「ほとんど学校に通えなかった」、「いわゆる私も遊んでいる間に、勉強行きたいのに日本で働いた時代に」(3091)とは、「同世代の友だちみんながふつうは遊んでいる間に、私も勉強したかった(学校に行きたかった)のに、日本で働いていた時期があったのと同じように」という内容であることがインタビュアーに伝わり、大きな修正などはないまま、やり取りはこの後も続いた。このように、Mの発話は、前後関係に基づき対話者が類推することによって理解が可能となるが、文脈依存度の高い発話であるという特徴がある。

Nも「話し言葉の文法」を使いこなし、一見流暢ではあるが、自分の発話を最後まで言い切ることをせずに、対話者に話の続きを委ねたり助けを求めたりするコミュニ

ケーション・ストラテジーを多用している。

【Nの発話データ】

(数字はNのデータにおける発話番号、Iはインタビュアーを、Tは通訳を示す。)

*仕事では日本語をよく使うか、それとも職場はおしゃべり禁止か、という話題での発話。

522 N 両方ですねー、なんだっけ、ダメ、しゃべらない、なんか、聞かなきゃいけないときは

523 I うん

524 N やっぱり

525 I うん

526 N 話ししなきゃいけない

527 I うんうん

528 N でも、聞く必要ないときは、あんまり

529 I しゃべらない？

530 N はい

531 I うーん、聞かなきゃなんないときって、たとえばどんなとき？

532 N あのー、たとえばー、なんだっけ、し、う、うちの、行っているのところは、なんだっけ、品物は、なんだっけ

533 T 部品？

534 N 部品の、あのー、あー、同じじゃないものなんですよ

535 I ふーん

536 N たとえばその、何箱、何箱、

537 I うん

538 N いくつ、入れるとか

Nは自分の仕事内容について十分な説明をすることができなかったが、おそらくその原因は語彙の不足であるように思う。しかしながら、「聞く必要ないときは、あんまり」(528)のように、後続部分を発話せずに対話者に発話の続きを対話者に委ねるというコミュニケーション・ストラテジーや、「あのー、たとえばー、なんだっけ、」(532)のように、直前の対話者の発話「たとえば」を繰り返したり、フィラーを適切に使用したりすることによって発話準備時間を確保するコミュニケーション・ストラテジーを適切に用いている。また、「なんだっけ、品物は、なんだっけ」(532)のように対話者

の助けを引き出すといったコミュニケーション・ストラテジーも使いつつ、会話を維持している。

「たとえばその、何箱、何箱」(536)、「いくつ、入れるとか」(538)は、『何箱、何箱』『いくつ入れる』という箇所が会社で受ける指示内容を示す引用部分であることがインタビュアーには理解できた。『何箱』という箇所については、発話者も示されず、引用をマークする「と」や「って」などの言語形式は使用されていないが、引用部分を韻律やポーズ等によって特徴付けることにより対話者の解釈を引き出すというコミュニケーション・ストラテジーが使われ、伝達には成功している⁹。

対話者に文脈による理解を期待すること、対話者の助けを前提に話を進めることも、コミュニケーション・ストラテジーであると言える。MとNはタレントとして来日し、長期間にわたって接客という仕事を経験しており、距離感が近く親密さの高いやり取りを積み重ねてきた。このような経験が、対話者へ依存するコミュニケーション・ストラテジーの習得に繋がったように思われる。

E、M、Nのように人的ネットワークに恵まれている場合には、コミュニケーション・ストラテジーを駆使し、それによって限定的な文法能力を補いつつ、対話者による調整行動(誤用の指摘や訂正など)を利用して日本語による会話を維持することができる。その結果、正確さには欠けるものの、流暢な会話能力を獲得することができたのではないかとと思われる。一方、Yのように人的ネットワークに恵まれないケースでは、対話者の理解を確認したり助けを借りたりしながらやり取りを進める経験が乏しいため、会話能力を伸ばすことが困難なのではないかと考えられる。

4-3. 自然習得による日本語の読み書き能力

Yは漢字圏出身だが、ひらがなは読み書きできるがカタカナは自信がなく、漢字に関して、意味はわかるものの日本語での発音がわからないため、あまり読めないと思っている。漢字の読み(日本語での発音)がわからないことで、仕事などで日本人から「バカにされる」といった経験をしているという。

Eは、自分と子どもの名前等、簡単なひらがなやカタカナを書くことができる。長男に書いてもらった手本を見ながらであれば、書類への住所・名前の記入はできることはできるが時間がかかる上に、本人は字形が変だと感じている。

Mは、ローマ字表記であれば日本語の読み書きに不自由はなく、情報伝達が切実に必要な場合には、ローマ字によって行っている。ひらがな・カタカナを手書きすることは困難で、漢字は自分の名前しか書けない。しかし、ひらがなの読みの能力はあり、ひらがなを用いた携帯メールでのやり取りはできる。

Nは、ひらがなを読むことができる。小学校からの通知文などに振り仮名がある場合には、読むことができる。ひらがなとカタカナを手書きすることはできるが、文章を書くことはできない。携帯メールでの通信は日本語では行っていない。

4.4. 日本語学習に対する態度

Y本人が自覚している日本語の学習ニーズは漢字である。職場で仕事に使われる漢字語彙が読めず、「ばかにされる」というのが理由である。漢字を見れば意味は分かるのに、読み方が分からないせいで、全く漢字を知らないと思われることが、非常に自尊感情を傷つけている。また、日本語が読めないため、家計の管理や公営住宅入居の手続きができない。そのため、生活を改善しようとしても自分一人の力ではどうにもできないことに大きなストレスを感じている。

MとNは、漢字を教えてもらいたいという強い希望を持っている。小学生の子どもが勉強するように、毎週決った時間に教室で漢字を一から習いたいと言う¹⁰。既に住所と氏名を漢字仮名混じりで書くことができるのだが、時間がかかり、字形が変で恥ずかしいという。住所氏名を日本語で「きれいに書きたい」、それを書くことで「日本人に『どうだ』って言ってやりたい」という思いがある。MとNにとって、日本人のように日本語で書類に記入できることが、日本社会の正規メンバーとして認められることの証であるかのような語り方であった。

Eは、ひらがなやカタカナも十分に書けない、漢字が読めないことを自覚している。書類を記入する場面では、時間がかかり字形も変で「子どもみたい、恥ずかしいくらいです」と答えており、読み書きできないことは恥ずかしいことだと思っている。しかし、日本語学習に対する熱意はほとんど感じられない。それは、ローマ字を使用する、周りの日本人に書いてもらう、長男の書いた手本をまねする等の代替手段によって書類の記入を行えることによるものと思われる。また、背景的要因として、読み書き能力を補って余りある会話能力を獲得しているという自負に加え、人的ネットワークの充実から現状の日本語力で満足できる生活は送れるという自信、定住志向が稀薄であること、帰国しようと思えばそれが可能なほど強い母国や同国人とのつながり等も挙げることができるであろう。これは、日本への定住を決意している、あるいは母国へは帰れないと考えているY、M、Nとは対照的である。

5. 考察

5-1. 会話能力の自然習得の可能性と限界

会話能力は自然習得が可能であると思われがちだが、自然習得には限界があること

は明らかである。Yのように発音や文法の点での誤用の化石化が生じると、内容の伝達に障害をきたすこととなる。また、日常会話では意味の交渉や交感的機能の達成が優先されるため、対話者による誤用の訂正は起こりにくいが、Yのように人的ネットワークに恵まれない場合、対話者による訂正を受ける機会がさらに少なくなるとともに、モデルとなる日本語での発話にも接触しにくくなる。Yの場合、教材や辞書といった物を媒介とした自己学習の成果として会話能力を獲得しており、誤用の化石化が極端に進んでしまったのではないと思われる。

人的ネットワークに恵まれているケースでは、日常会話能力は自然習得されることがわかった。E、M、Nに共通するのは、たとえば「嫌いななんいんですよ(嫌いにならないんですよ)」「話ししなきゃいけない(話をしなければいけない)」などのような、助詞の省略や縮約形、音の脱落など、話し言葉特有の規則が見事に習得されている。また、あいづち、ターンテイキング、確認なども適切で、相互交渉面での問題はなく、社会言語能力も高い。しかしながら、極端に対話者に依存した談話進行、主語や補語の過度の省略、必要な助詞の脱落などの問題点はある、特定の文法項目の非使用もあるように思われる。この点に関しては、本稿では十分な分析結果を示すことができなかったが、自然習得の限界を考える上で重要な点である。

E、M、Nは、現場指示が可能な「今・ここ」に関する話題や、会話の開始部・終了部などにおける定型的談話、挨拶などのような交感的機能を持つ日常的やり取りなどの面では極めて流暢である。一方、状況から離脱した話題や抽象性の高い話題になると、個人差が大きい。日本語では、抽象語には漢字を用いた熟語が多いことが知られているが、読み書き能力が限定的であり、しかも漢字の知識がほとんどない状態で熟語を習得することができるのかどうかは不明である。漢字熟語が習得されていないとすると、理解語彙・使用語彙ともかなり少ないことが示唆される。もしそうだとするならば、日本社会で成人としての活動に十全に参加することが困難にもなりかねない。自然習得によって習得可能な話題の範囲とそれに伴う語彙の範囲に関する詳細な調査が必要である。

5-2. 読み書き能力の自然習得の限界

本稿での調査対象者4人は、言語使用においても日本語会話能力においても個別の特徴を有するが、長期間日本で生活しても日本語の読み書きがほとんどできるようなはなっていないという点では共通する。その原因は、ボランティアによる学習支援も含め、「教室内での学習」としての日本語教育を受ける機会がほとんどなかったことにあるように思われる。このような状況は、日本語を全く学習せずに来日し、その後も

「教室内での学習」の機会をもたない「生活者としての外国人」に共通するのではないかとと思われる。日本語の読み書き能力、特に漢字の自然習得は極めて困難であることは明らかであり、自然習得は不可能であることも示唆された。今後、日本語の読み書きについては自然習得が極めて困難であるという認識に基づき、日本語学習支援の在り方を考える必要がある。

5-3. 自尊感情と日本語学習への動機づけ

富谷・内海[2008]の調査結果には、漢字が読めない、文字が書けないことで自尊感情が損なわれることが示されている。本稿では、自尊感情と学習への動機付けについて検討したい。

Yの場合は、職場で使われる漢字が読めないことでばかにされ、自尊感情を損ねている。また、日本人の前で「きれいに名前が書ける」ことがMの学習ニーズとなっている。読み書き能力は、情報伝達という機能的役割だけでなく、「体面を保ち自尊感情を維持する」という象徴的役割も果たしていると言える。

しかし、日本語学習に対する動機を維持するのは簡単なことではない。Yは、日本語がほとんど要らない職場でのパートで、低賃金長時間労働である。そのため目の健康を損ない通院を余儀なくされる等、時間的にも経済的にも教室で日本語学習をするゆとりはない。Eは、「(日本語教室には)行きたいけど、時間、もうないです」と述べており、生活が優先されていることがうかがえる。

M、Nにとっては、「住所と氏名を日本語で書く」ことが、一種の日本社会への十全な参加の象徴となっていた。聞き取り調査の時点では、MもNも日本語の読み書きの学習を切望し、読み書きの学習に対する動機づけは非常に高かった。しかし、本調査の半年後に実施した「日本語読み書き教室」では、2人とも出席が安定せず、十分な学習成果を挙げるができなかった(日本語教育学会[2009])。読み書きの学習は、家族の行事、突発的な仕事の依頼などに比べて優先順位は低い。

日本語を使って曲がりなりにも生活が回っている状況にあって、日本語学習に対する動機づけを維持し日本語学習を継続するのは容易なことではない。日本語の読み書きが要らない仕事は、低賃金長時間労働であることが多く、生活環境の面からも日本語学習をするゆとりはない。そのため、生活は改善されず、読めない書けないことから自尊感情を損なうという悪循環に陥る。こうした悪循環に陥ることを回避するためには、来日直後あるいは結婚直後のできる限り早い時期、即ち、日本での生活が軌道に乗る前の、学習への動機付けを維持しやすい時期に、「教室内での学習」の場を提供することが必要であると思う。

5-4. 言語生活と情報収集のためのストラテジー

日本の現状では、日本語の読み書きができないということは、日本語による文字情報に一切アクセスできないということを意味する。生活に必要な情報は、家族か同国人から聞き取ることになり、得られるのは媒介者の解釈を経た二次情報だけということになる。媒介者に依存する情報収集には、本当に必要な情報が入手できない可能性、ゆがめられた情報や間違った情報が伝えられたり情報を操作されたりする危険性がある。実際、Yの場合は、生活の改善について夫はきわめて消極的で、そのために必要な情報をYに提供せず隠すという行動がうかがわれた。また、聞き取った情報に関して、文字情報で確認することができないため、情報の有効性や信頼性については検証できない。つまり「情報弱者」の立場に追い込まれる危険性があるのである。

日本語力、特に読み書き能力の不足を補うものとして、人的なネットワークや、そのネットワークを活用する情報収集ストラテジーが大きな役割を果たす場合もある。Eのネットワークは、いとこ(同国人)とその夫(日本人)、同国人の友人、子どもを介してつながった教師や保護者等、非常に多様である。その豊富なネットワークを構築した背景には、Eの「わからないことは人に聞く」という情報収集ストラテジーと行動力がある。読み書き能力の不足から、当然、日本語の文字情報を得るのは困難であるが、その代わりに、市役所やハローワークに聞きに行く、必要な場合には日本人弁護士とも直接やり取りするというように、可能な限り情報源そのものか、情報源に近い人的リソースを活用している。

情報収集においては、情報を持っている同国人や、情報を提供する日本人とつながっていることが非常に重要である。また、わからないことは人に聞く、聞ける人に会うまで情報提供者を探す、情報の有効性や情報提供者の信頼性を評価して提供者を選択する等の情報収集ストラテジーが作用している。しかし、どんなにネットワークや情報収集ストラテジーが有効に機能しても、文字情報から派生した音声情報、媒介者の解釈を経た二次情報にしかアクセスできないため、情報収集において他者である媒介者に依存しているという状況には変わりはない。

5-5. まとめ

4人の結婚移住女性に対する質的調査の結果を考察し、次のような仮説が得られた。

①会話能力

- ・日常会話能力は自然習得によってある程度獲得できるが、自然習得には人的ネットワークが必要である。人的ネットワークに恵まれない環境では、日常生活に

必要な基本的な会話能力でさえ獲得するのは困難である。さらに、誤用に対する気づきや訂正が行われにくいいため、誤用の化石化を促す可能性がある。

- ・会話能力は滞在期間に比例して高まるわけではなく、質的にかなりの個人差がある。

日本語を自然習得した4人のデータには、化石化した誤用(助詞の欠落、特定の文法の非使用など)が多々見られたが、これらは教室環境での学習者にはない特徴である。本稿では誤用の分析を十分に行うことはできなかったが、今後、自然習得の限界について詳細に分析することを通じて、結婚移住女性を対象とした「教室内での学習」としての日本語教育のありかたを検討したい。

②読み書き能力

- ・日本語の読み書きの自然習得は非常に困難であり、おそらくは不可能である。
- ・日本語の読み書き能力がないと文字情報にアクセスできず、家族や同国人の媒介による音声情報に頼るしかない。そのため、読み書きができない結婚移住女性は情報弱者となる可能性が大きい。
- ・読み書き能力がないことで自尊感情が損なわれ、不全感を抱えたまま生活するケースがある。

③日本語学習動機

- ・日本で一定期間暮らし、生活が軌道に乗ると、日本語学習動機は維持しにくくなるため、日本語学習を開始することが困難になる。

これらの仮説から、結婚移住女性にとって来日直後に集中して日本語学習することが有効であることが示唆された。

以上が、現段階で得られた結婚移住女性の日本語習得過程と言語生活に関する仮説である。この仮説を、今後、検証する必要がある。

6. ホスト社会に求められる役割

6-1. 日本語学習の保障

結婚移住女性を受け入れるホスト社会の役割について、「言語権の保障」の見地から考えると、日本語使用の側面においては大きく二つの役割がある。日本語の学習を保障する役割と、学習途上にある日本語力でも情報収集が可能となる環境を整備する役

割である。

多言語による生活情報の提供により、望ましい生活ができ、なおかつ、多言語による日本社会参加が可能となる多言語環境を公的に整備できないのであれば、日本語学習は必要であると考えざるを得ない。本研究のデータからは、読み書き能力の自然習得はほぼ不可能であること、読み書き能力の欠如が自尊感情の維持に大きく影響を与えていることが明らかになった。このことから、読み書き能力に対する学習支援は必要であると言える。

また、日本語学習に対する動機の維持を考えると、来日あるいは結婚後、可能な限り早期に日本語学習が開始され、一定期間集中的に継続されるべきである。このような初期集中日本語学習の機会を、日本語学習が必要な全ての人に保障し、学習の場を提供することは政府の責務である。

6-2. 情報提供の保障

ニューカマーの急増にともない、情報伝達に関する言語整備が1990年代から急速に進められた。結婚移住女性が安心して暮らすためには、生活情報(教育、医療、行政サービス等)や緊急情報の言語整備は急務である。言語整備には二つの方向がある。それは、日本語の読みやすさを高めることと、情報の多言語化であるが、即時性を維持しつつ情報の多言語化を行うことには限界がある。そこで、日本語の読みやすさを高めることにより情報へのアクセスを容易にするという支援の在り方も検討していかなければならない。

結婚移住女性の場合、読み書き能力が低いほど、多くの情報を周囲の人を介して得ている。こうした情報は、媒介者の解釈を経た二次情報であり、結婚移住女性はより正確な情報を確実に得ることが困難な状況にある。また、情報の正確さを検証することが難しく、媒介者から聞き取った情報に頼るほかないため、情報が操作される危険性も高い。このような点で、結婚移住女性は情報弱者ともなり得る危うい立場にあると言える。また、日本全国を見渡すと、情報へのアクセスの容易さに関する格差は非常に大きく、外国人集住地域と散在地域では、前者の方が情報へのアクセスが容易であると同時に、情報量も豊富である。従って、習得途上にある日本語力にも、居住地にも対応した支援の在り方を考えることが重要である。

習得途上の日本語力にも対応した支援の内容と方法を考えるうえで、Mの日本語使用の特徴はヒントになりうる。Mは、ローマ字で日本語の文章を書くことに慣れ、操作が容易な携帯電話のひらがな入力システムによってひらがなでのメールのやり取りができるようになった。このような読み書き能力のMにとっては、ひらがなで情報取

集ができることは非常に有効である。そこで、ひらがなによる生活情報や緊急情報の提供が、支援の在り方の一つとして考えられる。他にも、国立国語研究所が提案する「やさしい日本語」¹¹の有効性は大きい期待できる。また、あべ[2006: 453-459]の「漢字弱者の言語権を保障するために必要になること」(固有名詞の「かながき」、「わかちがき」の導入、漢字をつかわない自由の保障、文字情報センターの設置)は検討に値する。平易な単語を用い、簡単な文の構造にして漢字には振り仮名を付すことや、「わかちがき」をすることにより、情報収集ができるようになる外国人の数は飛躍的に増大するはずである。

読みやすさを高めた日本語による情報を、普及の著しい携帯電話等を利用して確実に本人の届けることにより、日本語能力による影響だけでなく、居住地域による格差も縮小でき、情報アクセスの容易さに関する問題が解消されていくのではないだろうか。同時に、「やさしい日本語」に対応した辞書や文法書、日本人を対象とした「やさしい日本語」の指導、文字情報へのアクセスを可能にする「文字情報センター」¹²の設置も重要である。また、「やさしい日本語」による情報の音声化も有効であると思われるが、これらの詳細な検討は、稿を改めたい。

7. 今後の課題

本稿では、結婚移住女性の日本語習得過程と言語生活に関する仮説を提示した。今後は、まずこれらの仮説について検証を進めることとしたい。自然習得された日本語の話し言葉の特徴として、極端に対話者に依存した談話進行、主語や補語の過度の省略、必要な助詞の脱落、特定の文法項目の非使用などがあることを本稿で指摘した。その詳細について日本語教育の観点から分析し、日本語教育の現場に還元したいと思う。また、自然習得によって習得可能な話題の範囲とそれに伴う語彙の範囲に関する詳細な調査も必要である。さらに、結婚移住女性が日本社会において自己実現を遂げるためには、ホスト社会側の制度整備や日本語そのものの変革にも取り組む必要があるように思われる。調査研究の結果を客観的に示すことによって、ホスト社会側に対して必要な取り組みについて具体的に提言することができると思う。以上を今後の課題とする。

[注]

¹ 本稿は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター主催「第2回多文化協働実践研究全国フォーラム」発表セッションにおけるグループ発表「結婚移住女性の言語生活——日本語自然習得の実態分析——」(2008年11月29日: 於東京外国語大学)に基づき、大幅に加筆したものである。

² 婚姻総数の5.1%。『厚生白書(平成10年版)』によれば、国際結婚は1965(昭和40)年にはわずか0.4%

- に過ぎなかったが、1981（昭和56）年に初めて1%を超えて以降1980年代後半に一気に増加した。
- 3 厚生労働省「平成20年人口動態統計—婚姻」2009年9月発表。
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>
- 4 「夫日本」の国際結婚では、妻の初婚割合が高くないことが特徴として挙げられる。「妻外国」の初婚率は、韓国・朝鮮58.6%、中国56.6%、フィリピン87.5%、タイ59.8%である。つまり日本人男性と外国人女性の婚姻は、妻の側が再婚であるケースが多いという実態がある。また、夫の平均婚姻年齢が43.3歳で、全婚姻での夫の平均年齢31.2歳に比べて非常に高いという特徴がある。夫と妻の年齢差を見ると、初婚では9歳、再婚では約8歳の開きがある。（厚生労働省「平成18年度『婚姻に関する統計』の概況」2007年1月26日発表より）<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/konin06/index.html>
- 5 本稿では、日本人男性との結婚によって日本に移住した女性を「結婚移住女性」と呼ぶ。「外国人女性配偶者」等も見られるが、ここでは離婚者も含むため「結婚移住女性」を用いる。
- 6 この調査と結果の詳細は富谷・内海[2008]で報告した。
- 7 ここで紹介する4人の結婚移住女性の生活実態については富谷・内海[2008]で報告した。
- 8 コミュニケーション・ストラテジーとは、不十分な言語能力(日本語能力)を補ってコミュニケーションを修復・成立させるために用いられるさまざまな方略を指す。
- 9 自然習得では引用形式が習得されにくいことが長友[2005]で指摘されている。
- 10 この希望を受け、2009年度に非漢字圏出身者のための読み書き教室を実施したが、MとNの出席率は50%未満だった[日本語教育学会 2009: 119-139]。
- 11 独立行政法人国立国語研究所「やさしい日本語」（2007年10月2日発表）。
<http://www2.kokken.go.jp/gensai/>
- 12 あべ[2006]によると、公共図書館には「プライベートサービス」として「図書館利用に障害のある人」を対象とした文字情報サービスがあるという。あべ[2006]はさらに、「情報障害をせおわされているひとたちに文字情報サービスを個別に提供していく」必要性についても訴えている。

【文献】

- あべ・やすし, 2006, 「漢字という障害」ましこ・ひでのり編著『ことば／権力／差別—言語権から見た情報弱者の解放』三元社: 131-163.
- 木村護郎クリストフ, 2006, 「『共生』への視点としての言語権—多言語的公共圏に向けて」植田晃次・山下仁編著『『共生』の内実—批判的的社会言語学からの問いかけ』三元社: 11-27.
- 竹ノ下弘久, 2003, 「『国際結婚』家族におけるジェンダーとエスニシティの二重の非対称性—育児とサポートネットワークに注目して」『家族研究年報』28:2-13.
- 富谷玲子・内海由美子, 2008, 「第2章生活実態調査プロジェクト第3節外国人配偶者(女性)調査」『平成19年度文化庁日本語教育研究委嘱—外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発(「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業)—報告書—』社団法人日本語教育学会, 60-78.
- 長友和彦, 2005, 「第二言語としての日本語の自然習得の可能性と限界」『日本語学』24(2): 32-43.
- 日本語教育学会, 1997, 『平成8年度文化庁日本語教育研究委嘱 国内の日本語教育ネットワーク作りに関する調査研究—最終報告書—』社団法人日本語教育学会.
- 日本語教育学会, 2009, 『平成20年度文化庁日本語教育研究委嘱—外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発(「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業)—報告書—』社団法人日本語教育学会.
- 山田泉, 2008, 「外国人への『言語保障』—対等・平等な社会参加のために」『月刊言語』37(2):76-83.

日本人の越境するライフスタイルにみる 現代日本をめぐる“もうひとつの”多文化化

—台湾でキャリアの再/構築をめざす日本人の国民国家を超える複合的な戦略から—

“Another” Phase of Multiculturalization in Modern Japan as seen from the Cross-Bordering Lifestyles of Japanese

Diversified Strategies beyond the Nation-State among Japanese in Taiwan

金戸 幸子*

KANETO Sachiko

In Japan, there is a strong myth of a "homogeneous society". However the increasing population of foreign residents is contradictory to this myth. Aside from this, almost one million Japanese nationals are now living all over the world. Above all, Japanese residents in Asia-Pacific areas has increased rapidly since the mid 1990s in comparison to North America, Europe and Oceania. The Japanese community in East Asia has changed dramatically in recent years. For example, in Taiwan, the proportion of Japanese nationals who cannot be categorized as Japanese company residents and their families has increased significantly, which suggests that the relation between Japanese and Taiwanese local society has entered a new phase.

Nonetheless, there have been few studies on modern Japanese migration from within the previous framework of migration studies and related study fields. Recognizing recent development in migration studies, I have conducted research on Japanese communities in Taiwan. My research methods have included analysis of interview with Japanese residents, participant observation in several types of Japanese community associations in Taiwan, analysis of statistical data on Japanese migration by the Japanese and Taiwanese government and Taiwanese government policies on foreign residents. This article shows that Japanese migrants have diversified the strategies with which they go beyond national borders or "between" nations and through which they immerse themselves in local society.

*東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターフェロー／京都大学グローバル COE 研究員

Based on these cases, I attempt to explore "another" phase of multiculturalization in modern Japanese society.

はじめに

本稿では、台湾に越境し生活する日本人の“between”¹に生きる複合的なライフスタイル獲得戦略について、現地の就労やシティズンシップをめぐる政策との関係や相互作用に関連付けながら考察する。それにより、これまで均質的な存在として語られることの多かった日本人の多様性と日本社会の“もうひとつの”多文化化の検討に向けた議論にも示唆を与えていこうとするものである。

1990年代中期以降、日本とアジアとの経済的関係が強まってくると同時に、アジア地域でも民主化・高度経済成長とともに都市中間層が拡大し、日本との消費文化の共有が進むようになってきている。そうしたなかで、欧米だけでなく、日本人の間でアジアが魅力的な地域となり、さらに日本社会の雇用や社会状況の変化もあいまってアジア地域で就労・留学する日本人が増加している。外務省「海外在留邦人数調査」によると、全世界に在留する日本人総数は2005年に初めて100万人を超え、とりわけアジア地域の在留日本人数が全体に占める割合は、2000年の20.1%から2005年には25.75%へと上昇し、欧米など他地域に比較して増加傾向にあるのは注目すべき動向である。

このように、経済や文化のグローバル化が進むなかで日本からの海外移住も近年増加傾向にあるが、この現象は、日本に流入する外国人と比べ、研究対象としてこれまで十分な関心が寄せられてこなかった。そうしたなか、現代のアジア地域において日本人が増加した背景については、従来の数少ない関連先行研究[酒井1997, 2007; 園田2001; 小林2006]において、日系企業社会の拡大という側面が強調されてきた。

しかし、例えば台湾では、1990年代中期以降、台湾人と国際結婚に至り台湾に定住し就労する日本人男女や、拡大する台湾の大学教育とともにそこで職を得る日本人、また近年は定年前の早期退職に応じて、日系企業在職時に培った台湾での人脈などを生かし、現地企業に迎えられたりする日本人男性などが徐々に増え、政府統計でも、こうしたカテゴリーに含まれる日本人の比率は、それまで最も多かった日系企業の派遣駐在員として現地に在留する日本人のそれを上回るようになってきている。こうした展開は、単に日系企業社会の拡大という次元を超えて、格差社会の進展に伴う労働の非正規化などによって、日本を含めた東アジア全体で職業や産業、階層構造などに生じている変化が重要な意味を持ち始めていることを示している。

そこで本稿では、主に日本と台湾の政府機関や団体が発行する統計資料の分析、台

湾の移民・外国人政策の検討に加え、在台日本人に対する越境動機と現地在住経験の聞き取り調査、そして複数の在台日本人関連組織が行なう活動での参与観察での結果を活用し、とりわけ2000年前後以降の在台日本人における新たな展開として、筆者が観察した現地でのよりよいライフスキル獲得に向けた一戦略としての高等教育機関への進学と、さらにその延長線上にある在台日本人のトランスナショナルな空間に生きる複合的な戦略について取り上げる。

1. アジアにおける日本人と在台日本人の動向

1-1. アジアにおける日本人の動向

まず、在台日本人の特徴について、外務省の統計資料からその全体像を概観していきたい。外務省の統計では、「長期滞在者」とは3ヶ月以上の滞在者で永住者ではない日本人、「永住者」とは、原則として在留国より永住権を認められている日本国籍保有者を指している。

アジア各国・地域における日本人総数の内訳をみると、「長期滞在者」の比率は、中国(香港を含む)が高く、2000年以降におけるその増加のペースも上海などの中国大陸都市部において高い。これに対して「永住者」数の比率は、台湾やシンガポールが高くなっている(表・1)。ここから、台湾は、同じ東アジアで日本人在留者が多い香港や中国大陸における日本人社会とはやや異なる特色を持っていることが看取される。

表 - 1 国・地域別在留日本人数 (アジア地域抜粋)

世界順位	国・地域名	総数	長期滞在者数	永住者数
2位	中国(香港含む)	127,905	126,627	1,278
7位	タイ	42,736	41,899	837
10位	シンガポール	25,969	24,617	1,352
11位	大韓民国 ²	23,267	20,364	2,903
12位	台湾	17,409	16,045	1,364

出所) 外務省「平成20年海外在留邦人数調査速報版(2007年10月1日)」より筆者作成

注) 中国における在留邦人数の内訳は、中華人民共和国103,399人(長期滞在者103,221人、永住者178人)、香港24,506人(長期滞在者23,406人、永住者1,100人)

1-2. 日系企業社会の拡大に限定されない次元での在台日本人の増加

他方、表・2は、2008年末現在の在台外国籍居留者数である。台湾では、2008年2月1日より、観光を目的とした90日以内の滞在は査証不要となっているが、滞在日数が90日以上180日以内の場合は短期ビザに相当する「停留査証」、滞在日数180日以上の場合は長期ビザに相当する「居留査証」を取得して入境することになる。居留査証に

は、滞在期間や滞在目的によって一般就労用、投資用、正規留学用、宗教活動用、家族用などがあり、雇用(赴任)、投資、家族呼び寄せ(配偶者、未成年者)、宗教活動、大学や大学院への正規留学などの目的で台湾に6ヶ月以上の滞在を必要とする場合に取得する。

さらに「外僑居留証」とは、「居留査証」取得によって発行される外国人登録証であり、台湾に入境後15日以内に住所地の警察局服務センターで手続きをとることによって³与えられる(台北駐日経済文化代表處HP、<http://www.taiwanembassy.org/JP/>、2009年9月30日閲覧)。「停留査証」所持の外国籍者は観光やビジネスによる滞在が多く、「外僑居留証」所持者は、台湾で就労する者、大学・大学院に学位取得を目的として在学している者など長期にわたって継続して台湾で生活している者に多い。

ちなみに、内政部統計處「内政統計通報九十八年(2009)第五週」によると、「停留査証」を所持し、台湾に居留する外国籍者は88,035人(ビザ不要で入国した華僑を含む)で、内訳は日本人の21,035人が最も多く、これは全体の26.02%を占めており、次いでアメリカ人の18,365人(22.72%)であった。過去10年間の在台日本人数は、若干の増減を繰り返しつつも、緩やかに伸びている(図・1)。

表 - 2 在台外国籍居留者数(2008年末現在) 単位: 人

順位	国籍	合計
1	インドネシア	143,340
2	ベトナム	130,340
3	タイ	81,728
4	フィリピン	79,572
5	日本	31,318
6	アメリカ	29,321
7	マレーシア	13,989
	その他	49,127
	合計	559,300

出所)内政部統計處「内政統計通報九十八年(2009)第五週」<http://www.moi.gov.tw/stat/>より筆者作成
注)データには中国大陸籍の統計を含まず。中国大陸籍者数はすでに25万人近くに上り、その9割前後は女性配偶者である。

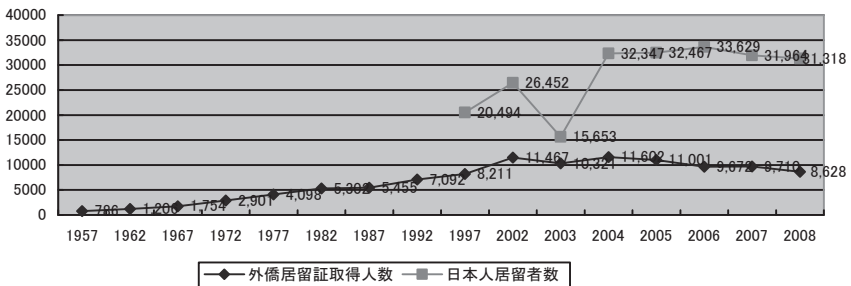


図 - 1 在台日本人数の推移 (1977年～2008年)

出所)内政部警政署『中華民國警政統計年報』各年版および内政統計服務網<http://www.moi.gov.tw/stat/>より筆者作成

注) 2003年はSARSの影響あり。1996年以前の停留査証取得者数を含んだ在台日本人総数の台湾側統計は現段階では確認できず。

在台日本人の内訳について、中華民國『警政統計年報』の「職業分類外僑居留人数」に依拠して分析すると、国籍別内訳は最近数年分のものしか入手できないため、時系列に正確な日本人数の推移を割り出すことは困難である。しかし、統計データの入手が可能な1960年から現在までの各年の数字を概観すると、「商業人員」は、2000年代以降は減少に転じている(図-2)。台湾は、経済的關係は歴史的に日本との關係が最も強いため、日系企業の派遣駐在員の動向は、ほぼこの動向と一致しているものと推測できる。ちなみに、中華民國台灣地區94(2005)年度『警政統計年報』の「職業分類外僑居留人数」によれば、「商業人員」は合計で3,878人であり、国籍別では一位が日本(1,748人)、二位がアメリカ(507人)、三位がイギリス(90人)、四位がフランス(76人)、五位がドイツ(65人)である。

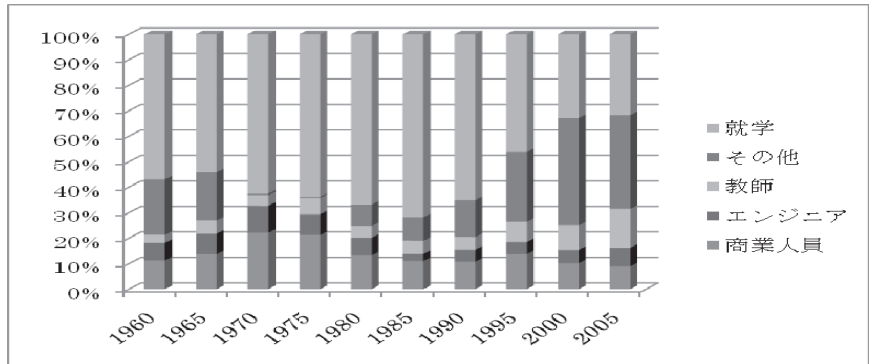


図-2 在台外国人職業別分類 (主要職業抜粋)

出所)内政部警政署『警政統計年報』各年版より筆者作成

注) 外国人労働者の統計は含まず。台湾では、1991年より、政府の重要建設プロジェクト、または経済発展の必要性に鑑み、中央主管機関(行政院勞工委員会)が指定した業務に外国人労働者が導入されており、現在、製造業務、建設業務、介護業務等が指定されている。主な受け入れ国は、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナムなどである。

なお、図-3の在台日本人の職業別分類では、「その他」に分類される日本人の割合が最も多くなっているが、このなかには、現実には通訳・翻訳や語学教師を職業としている者、あるいはいくつかの職を兼務している者も少なくないものと想定される。

このことから、台湾の場合、単に目先の仕事のためだけの潜在というよりは、それ以外の滞在身分や目的で現地に生活している日本人が多い傾向にあることがうかがえる。

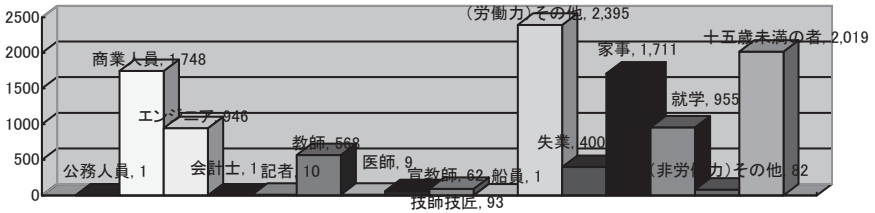


図-3 在台日本人の職業別分類（有効「外僑居留証」所持者分、2005年）

出所)内政部警政署「台閩地區居留外僑統計……按國際及職業別九十四年(2005)」より筆者作成
注)有効「外僑居留証」所持者人数(男性6,893人、女性4,108人、合計11,001人)

性別内訳)男性…①その他(1,932人)、②商業人員(1,677人)、③15歳未満の者(1,063人)、④エンジニア(938人)、⑤就学(441人)

女性…①家事(1,711人)、②15歳未満の者(956人)、③就学(514人)、④その他(463人)、⑤教師(264人)

1-3. 関連先行研究の検討および本稿の位置と視角

(1) キャリア戦略と越境移動との関係に関する研究

まず、キャリア戦略と越境移動に関する研究について、現代日本をめぐる国際移動と日本人の海外移住に関連づけながら概観する。

戦後日本において、自分の意思で海外移住や滞在を選択する日本人に関する研究が出てきたのは、1980年代後半以降から1990年代に入ってからであるといえる。とりわけ1980年代後半以降、円高の進行、製造業やサービス業のグローバル化により、海外留学や、海外で就労、起業する者が増加した。そうしたなか、オーストラリア[佐藤1993]、イギリス[Sakai 2000; Kelsky 2001]、カナダ[コバヤシ2003]など、欧米やオセアニアに向かう女性たちに焦点を当てた研究がいくつか行われてきた。これらの研究は、社会・文化的要因から精神的な理由で日本を離れる女性たちに焦点があり、こうした行為は日本よりもジェンダー分業が弱く、より平等な場所を選択する行為として描かれている。

しかし1990年代に入り、日本とアジアとの経済的関係が強まってくるようになると、欧米だけでなく、日本人の間でアジアが魅力的な地域となり、アジアで就労・留学する日本人も増えてくるようになる。現代のアジア地域における日本人については、

主に日本企業の海外進出に伴う日本人派遣駐在員に大きく目が向けられてきたが[今田・園田編1995; 園田2001]、1990年代初期から中期にかけて香港[酒井1997, 2007]やシンガポール[Ben-Ali 2000ら; THANG Leng Lengら2006]などアジアの準英語圏とされる地域で現地採用就労という雇用形態で働く日本人女性が増え、これに着目した研究も行われるようになった。対象とする地域は異なるものの、これらはいずれも日本の雇用環境の中にあるジェンダー差に問題意識があり、女性に課されるライフコースの規範との関連から、年功序列や終身雇用で代表されるような「日本的な働き方」において、最初から中核的メンバーとして期待されておらず、長く勤めても評価が上がらないような日本の企業社会独特の雇用慣行に距離をとって越境する日本人女性の姿を描いている。

アジアでは、移住者個人の経験より、海外に展開する日系企業の経営や人材管理などへの関心が強く持たれてきた。そのため、欧米地域と比較しても、よりよいキャリア構築を視野に入れて自発的に越境する日本人を対象とした研究はほぼ皆無であったが、そういう現状のなかで、これらの研究は、精神的な理由で自発的に日本を離れ、越境して就労する日本人女性について分析した研究として注目できる。

ただしこれらの研究は、移動の背景要因として、当時はこれらの地域において日本人女性の就労ビザの取得が比較的容易であったという現地の政策的要因をやや等閑視しているように思われる。たとえば酒井[1997, 2007]は、香港で就労する日本人女性の多くは、日本の企業社会において「先の見えなさ」を感じて香港で働くことを選択したものの、実際に彼女たちの就労先の多くは、日系企業の現地採用就労であったことを見出した。そのため、その越境動機を矛盾したものであるとし、香港に越境しても日本という空間から決して出ておらず、彼女たちは日本との関わりを資源として現地での潜在を安定させていると分析している。しかし、多くの国では、外国人就労ビザはその国の人でなければできない仕事や業務に対して発給されるのが通常である。そのため、日本人女性が越境しても日系企業での就労にとどまってしまうのは一方ではやむを得ない選択でもあり、必ずしも個人の側の意識のみに還元して論じられるものではないだろう。越境先での就業選択は、当該国・地域の移民政策や外国人就労をめぐる政策との関連にも十分に着目し、その上でこうした日本人たちがどのような戦略をとっていくのか考察される必要がある。

この点と関連して、たとえば同じ東アジアで在住日本人が多い地域である台湾では、英語や日本語などをネイティブ並みに堪能に操る台湾人の人材が豊富に存在すること、また、同じ中国語圏でも中国大陸や香港などと異なり、高齢者においては日本の植民地支配を経験した日本語世代、そして若年層においては日本に対する文化的・経

済の崇拜度の高さも関係し、「お茶くみ」や「気配り」といった日本の企業が女性社員に対して求める役割や日本的なサービス精神を解する度合いが高いなどといった要因から、日系企業の事務・秘書職関連業務における台湾現地での日本人女性の需要はあまり高くはない。

こうした社会文化的要因に加え、さらに台湾政府は事務・秘書職においては現地人の雇用を奨励していることから、女性の希望者が多いこれらの分野での就労はかなり限られ、就労ビザの発給でも、修士以上の学歴や関連実務経験年数も問われる。このことから、現地で就労を望む日本人女性にとっては、かなり門戸が限られているのが現状である。そうしたなか、日本語教師であれば、本国人とナショナルリティ的に競合しないという理由で就労ビザがかなり容易に発給されやすいだけでなく、関連職歴年数も不要である。そうした事情もあり、越境したばかりで、職務経験も浅い日本人女性の多くは、一昔前の香港や、上海など現在の中国大陸では日系企業の現地採用就労での事務職や営業職で就労するケースが多くなるのとは異なり、台湾の場合は、日本語教師ということになるのである。このように、完全に越境する日本人側の個人的な選択や意識のみに還元してその要因を分析できるものではなく、政策的要因にも関連づけなければ、なぜ台湾での日本人の就労は日本語教師が多いのかを正しく分析できないことになる。

しかしながら、筆者による台湾で就労し生活する日本人への聞き取り調査や参与観察からは、こうした限界に直面しつつも、とくに最近では、現地でのよりよいライフスタイルやシティズンシップの獲得を目指して現地の大学院に進学して就労ビザ取得のための条件を高め、それによって現地での滞在を安定させることはもちろん、移動の可能性を広げるために永久居留証の取得を目指して、そのハードルを乗り越えていこうとする日本人が増えつつあることが観察できた。そうした意味において、台湾を事例に取り上げることが、法規の変更が頻繁ではあるものの、2000年代に入り、移民・外国人をめぐるシティズンシップに関わる政策が整備されつつあることから、シティズンシップをめぐるハードルを日本人がどう乗り越えていこうとしているのか、その戦略に着目しつつ分析を進めていくことができる点に意義があると考えられる。

(2) 「社会移民」という観点から現代日本人の海外移住を捉える

一方、日本人の海外移住・越境は、1980年代後半から90年代は、「海外でのリッチな生活」「海外での生活を楽しむ」ことに焦点が置かれ、一部の限られた人たちの間だけの実践にすぎなかった。しかし、1990年代半ば以降、「安・近・短」と形容されるように、長い休暇を取得することが難しい日本人のライフスタイルにも合う短い旅行

日数や時間、そして国内旅行並みか場合によってはそれよりも安い旅費で渡航することが出来る海外旅行先として、韓国、台湾、上海、香港など近隣の東アジア地域への旅行が国内旅行のように身近になった。こうしたことも背景要因として関係し、海外移住・越境も1990年代に比べて大衆化するようになっていく。

こうして海外移住・越境も1990年代に比べて大衆化すると同時に、2000年前後からは、日本人の海外移住の表象も、年齢や性別による制約からの脱出といった文化的あるいは社会的な動機による越境移動の軸に加え、不景気に伴う社会環境・社会構造の変化、格差社会の進展などによる自己防衛・生活防衛といった要素が大きく関わり、「物価の安い国で等身大の生活を」というものに性質が変化してきている。そうしたなかで、「生活の拠点として暮らす」場所としてアジア圏が視野に入ってくるようになった。なかでも、親日的とされ、地理的に日本に近いだけでなく、同じ漢字文化圏であること以外にも、生活水準や社会制度的にも日本に近く気候も温暖な台湾は、日本人にとって身近で暮らしやすい国や地域のひとつとして好まれる傾向にある。

他方で、近年は雇用や社会状況の変化により、「ストレスフルで残業が当たり前」の日本企業や日本社会の雇用の構造に疑問を抱く人々が男女を問わず増加するなかで「ワーク・ライフ・バランス」といった概念も浸透し、その実現を望む傾向も広まり、それはとくに若年層から中堅世代の働き盛りとされる世代ほど顕著であるといわれる。このように、日本社会や日本人の海外移住に対する認識や価値観の変化から、現代日本人の自発的な海外移住を単なる「消費」という観点からではなく、「社会移民」という観点から捉えていくことができるのではないかと思われる。

さらに本稿が対象とする台湾の場合、2003年の「就業服務法」改正によって、台湾人の配偶者として台湾に居留している場合は、「依親居留」という配偶者ビザを取得すれば、自動的に就労できる権利も有し、個人申請による就労ビザの取得も不要となった。こうしたことも関連し、現在では台湾人との国際結婚により台湾に暮らしている日本人の多くがパートタイム、フルタイムを問わず現地で就労するようになっていく。今日、とくに女性のライフコースが変化するなかで、国際結婚による移住と同時に就労を希望するケースも増えてきていることから、現代日本人のキャリア戦略と越境移動との関係を見る場合、「国際結婚」と「就労」をそれぞれ別のカテゴリーの行為ととらえるのではなく、これらを連続した一連の行為と捉えていく必要がある。

(3)日本人の移動性と「日本人」概念の再考

他方で、必ずしもこうしたカテゴリーに括られない、自らの主体的な意思により越境する日本人の動態やそのシティズンシップ獲得をめぐる戦略やプロセスを考察する

ことは、暗黙の前提になっているような表象としての「日本人」概念をも相対化しうる。

日本社会はもともと、アイヌ先住民や在日コリアンなどのオールド・カマーの存在を考えれば明らかのように、決して単一かつ均質なものではなかった。しかし、戦後の日本において、「日本」は均質的な国家であり、「日本人」もまた、比較的平等な中間層によって構成されているという認識が政府や一般市民のみならず、研究者にさえも共有されてきたといえる。1990年代以降のいわゆるニューカマー外国人住民の増加によって、多文化社会化が急速に進展し、それに伴い多くの領域で在日外国人についての研究が行われるようになってきたが、戦後の日本社会は諸外国に比べ相対的に均質な社会であると考えられ、越境移動を行う人々に対する関心も弱かったといえる。「日本人」概念の問い直しは、これまで「アイヌ」「沖縄」「在日コリアン」「中国帰国者」など日本において歴史的に周縁化されてきたマイノリティ集団を通じておこなわれることが中心であったが、「越境する日本人」をとりこんだ研究は、筆者が把握する限りにおいてほぼ皆無である。したがって、このような認識を相対化させるためにも、「越境する日本人」の事例は、「日本」や「日本人」概念を問い直す意味でも示唆があるといえる。

2. 調査の方法と概要

2-1. 調査の方法

調査の方法は、大きく個人への聞き取り調査と、性質の異なる在日日本人の親睦組織5ヶ所での参与観察という、主に二つの方法によって行なった。

まず、個人を対象としたライフストーリーの聞き取り調査は、2004年12月と2005年12月、そして2006年10月～12月の3回にわたり、合計48名(男性23名、女性25名)の在日日本人に対して実施している。これに加え、2009年2月には、旧正月を利用して一時帰国していた台湾で就労中の日本人男性1名、女性1名の計2名に東京で聞き取りを行うことができた。

調査方法は、半構造的インタビューにより、主に越境に至る経緯と台湾での就労や生活経験について行なった。聞き取り対象者は、ゲートキーパーとなった日本人の親睦組織からの紹介や、対象者たちとの定期的な接触や参与観察を通じて広げていった。聞き取りは1人あたり平均1.5～2時間程度であり、長い人は5時間程度にも及んだ。なかには1年以上の間隔をあけて複数回聞き取りを行なった対象者もいる。そのほか、日系人材紹介会社、在日日本人の親睦組織5ヶ所に対しても聞き取り調査を実施している。また、在日日本人の親睦組織に対しては、単に代表者やキーパーソンに聞き取りを行なうだけでなく、台北を中心に、台湾各地で行なわれている当該組織の集会や

活動に参加し、定期的な参与観察を行なうことにより、より多くの在日日本人に接近を図った。

2-2. 調査対象者の概要

個人のライフストーリーの聞き取りを行った調査対象者が台湾で暮らし始めた時期をみると、最も早い人で1955年、最近の人では2006年と幅広いが、対象者の多くは、1990年代以降になってから台湾で暮らし始めている。年齢層は20代から60代以上と幅広いが、男女ともに30歳代が最も多い。これは日本人が海外での転職を考えたり、国際結婚に至るケースが多い年齢層ともほぼ一致している結果とも関係しているものと思われる。国際結婚をしている対象者のなかには、かつて語学留学生であった者や、台湾人配偶者の身分の傍ら現地の大学院に在学中などの者も多数含まれる。

また、台湾では、2003年の「就業服務法」改正により、台湾人の配偶者として台湾に居留している場合、現在は別途就労ビザを申請する必要がなくなっている。このことも関係し、国際結婚をしている在日日本人女性で、かつては専業主婦であった者でも、現在はフルタイム・パートタイム問わず就労している者が多い。また、のちに論じるように、台湾では、1999年より、永住権に相当するとされる永久居留証の取得が可能となったため、資格に該当⁴する者の多くがこれを取得している。

調査対象者の特徴をみると、まず、日本での出身都道府県において、どちらかといえば首都圏、中部や関西など、比較的都市部もしくはその近郊の県の出身者がやや多い傾向にあるが、特定の地域出身者に偏っているわけではなく、全国にまたがっていることが挙げられる。とくに、移動時期が下がるほど、出身地は全国に分散している傾向がみられた。

次に在日に至るまでの経歴についてみると、女性を中心に欧米への留学経験や滞在経験を持つものも少なくない。一方で、当事者たちの多くが、「移住前に中国語を勉強していた」「台湾に興味を持っていた」「これからはアジアの時代」というように、欧米志向より総じてアジア志向である傾向がうかがえ、この傾向は、若い世代ほど顕著に感じられた。

以下、彼/女たちの国境を跨ぐ複合的な戦略について具体的にみていきたい。

3. 現地でのよりよいライフスキル獲得に向けた一戦略としての台湾の高等教育機関への進学

3-1. 現地の高等教育機関への進学を目指す在日日本人

近年の台湾において興味深いのは、企業での現地採用就労が中国大陆や香港などに比べて限られており、日本語教師関連職以外での就労ビザの取得が難しいにもかかわらず

らず、「台湾に住みたい」「台湾は居心地がよいので長くいたい」というように、滞在が長期化する日本人も多いことである。

1990年代半ばくらいまでは、日本人の中には台湾の生活に耐えられず、その壁にぶつかれば、案外あっさりとは帰国してしまうケースも少なくなかった。もちろん、今でもそうした日本人も決して少なくはないだろうが、最近ではむしろ、台湾でひとふんばりして、台湾に残ろうとする日本人がかつてより増えてきていることが挙げられる。滞在が長期化した人々は、居留地への愛着、永住権の取得、家族形成などにより、越境した居留先により強く関与していく傾向があるのは何も台湾だけに限らない。また、たしかに日本に帰国したくない、あるいは帰国したくても出来ない背景には、日本に戻っても年齢制限や、台湾での経験や実績に対する正当な評価が望めず、納得できる仕事に就ける可能性はそれほど高くはないという予測から、台湾での滞在や生活を続けているというケースも少なくはない。

一方、とくに滞在が長期化すればするほど、台湾社会への入り込み方が深くなる反面、「日本人だけど日本人じゃない、だけど台湾社会にも完全には入りこめず、あるいは入り込もうと思っても、やはりどこかで線が引かれていて、それ以上のアクセスを制限されている感じ。そこに限界を感じる」といったように、“二重に周辺化”されていることについて語る日本人も少なくない。台湾が好きで、現在の仕事や台湾での生活にも満足している日本人でも、いずれはやはり母国である日本に帰ることを念頭に置いているという人にその理由を尋ねたところ、「将来、歳をとってからの不安」「家族が心配」「やはり外国人として暮らすことによるさまざまな制約から来る限界」「台湾の『国家』としての将来に対する不安」などといったことを挙げる者が多かった。

グローバル化と海外渡航の大衆化によって現代社会に生きる人々が受けた恩恵は、国境を超えて拡大する生活圏と移動の自由であり、自分が生きたいと望む場所の選択を可能にした。実際、国際結婚や起業などを通じて台湾に社会経済的基盤ができたことにより、台湾に根を張って生きていくことを選ぶ日本人も徐々に増えつつある。その一方で、人の移動は国家によって厳重に管理されているのも事実であり、就労や定住をめぐる諸所のハードルは容易に越えられるものではない。近年の台湾では、移民・外国人に対するシティズンシップが整備されるようになる一方で、国境管理はむしろ強化され、査証や就労ビザの発給基準も引き上げられつつある。滞在が長期化した日本人たちは、「居心地がよく愛着がある台湾に住み続けたい気持ち」と「日本語教師以外での就労ビザの取得が難しい台湾」というはざまのなかで、台湾での滞在を通してどのような生存戦略をとっていくのだろうか。

いうまでもなく、国家の政策は人の移動に影響を与える。ただし、それがあまりに

多様で頻繁であるとき、人の動きはそれを無視する、あるいはそれを超えるような動きが出てくる。そうしたなかで、近年、台湾に長く暮らす日本人における興味深い現象のひとつに、台湾での「よりよい生活基盤」を築くことを視野に入れ、現地の高等教育機関に入学する日本人が増えていることが挙げられる(図・4)。近年の台湾では、もちろん台湾に研究上の関心を抱いて台湾の大学・大学院に入学する日本人も増えている。しかし筆者による参与観察や聞き取り調査の結果から興味深く感じられたのは、単に目先の学術研究のためというよりは、「学位」主義社会の台湾での生活、就労を経験していくなかで、あるいは台湾での語学留学を経験する過程で、台湾でのよりよい職の獲得、生活基盤の構築を見据えて台湾の大学・大学院に入学する日本人が増えていることである。

台湾で就労あるいは生活していこうとする日本人は、当然のことながら、台湾社会の労働慣行に組み込まれることになる。また、現在の台湾では、外国人が企業で一般的に就労をする場合(日本語教師などを除く)、行政院勞工委員会への労働許可申請の際に高卒・専門学校・短大卒が5年以上、大卒が2年以上という関連職歴経験年数(最終学歴後の合計職歴年数)が要求されるが、大学院修了者であれば職歴が問われない。その関係もあり、台湾での高等教育機関への進学は、ある一種の法的な保障と同じ枠組み、もしくはその延長線上で捉えられている側面も看取できる。アジアの場合、これまで多くの国や地域では、現地の高等教育機関における留学生政策が整えられてこなかったことも関係し、日本人の留学は語学留学が中心であり、学位取得を目的に現地の高等教育機関に入学する日本人は2000年代に入る頃までは少なかった。したがって、このような展開は、台湾という場所が日本人にとって一種のキャリア構築の場と捉えられるようになってきたことを示しているものともいえる。

こうした展開は、たとえば次の36歳の日本人男性(EH)のような事例に典型的である。EHは日本で大学卒業後、大手不動産会社での勤務を経て、台湾でビジネスや起業のノウハウを学んだ。その後、日系民間研究所台湾支店での現地採用就労を経て、その傍らで昨年からは台湾の大学院にも通い始め、最近、台湾でコンサルティング会社を起業した。この男性は、台湾で大学院に入った動機を次のように語る。

僕は日本で有名な国立大学を卒業して新卒で大手企業に入りましたので、日本にいた時には、大学院に行こうと思ったことはないし、その必要性もまったく感じませんでした。でも、台湾に来て研究所で仕事を始めるようになったでしょ。そのとき、まず、調査の対象者へのアポ取りなどから仕事を始めるわけですが、電話とかで「××研究所です」とかって台湾の会社や経営者などに電話をしても、「な

～んだ、研究所(日本語訳「大学院」)か」で終わってしまって、まともに相手にされないわけですよ。勤務していた研究所でも、台湾人の同僚たちは、みな修士以上の学歴を持っていて、自分が一番学歴が低かったんですよ。ですから台湾で仕事をしていくなかで、少し肩身が狭い思いをしていたんです。そんなこともあって、ちょうど台湾の某国立大学に経営大学院(ビジネススクール)ができるというので、そこに入ることに決めました。そこには、社長や蒼蒼たる肩書きの人が多くて、こういう人たちと名刺交換することによって、台湾での仕事のチャンスや幅も確実に広がっていきました。台湾って、会社の名前よりも個人の名前で仕事をするとところですし、最終的にはそれがモノをいう社会ですから、こういう人脈ってすごく大事ですよ。今回会社を立ち上げる際も、そこで知り合った台湾人経営者がだいふ力になってくれましたし(2006年12月19日、下線は筆者による)。

EHの事例は、台湾での就労を経験するなかで、高学歴な同僚たちが周囲にいることにも触発され大学院に進学した事例であるが、大学院での経験が単に学歴を向上させるだけでなく、よりよい人脈形成の場となり、それが現在の起業に繋がったことを示している。

また、国際結婚後、台湾で大学院に入る日本人も増えており、こうした意味において、日本人の台湾社会への参入がより深いものになっていることが推測できる。留学生の内訳についてみると、語学留学生は増加を続けているが、むしろ2000年代に入って大学や大学院に入学する日本人が着実に増加していることに注目したい(図-4)。

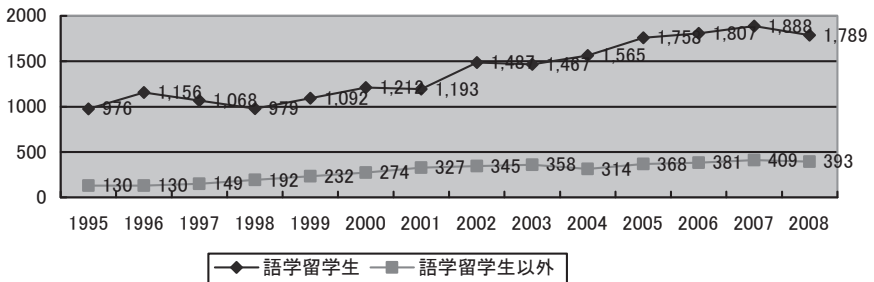


図-4 在台日本人留学生の内訳の推移(1995年～2008年) 単位:人

出所) 教育部統計處「外國在華留學生人數表」各年版より筆者作成

http://www.edu.tw/EDU_WEB/EDU_MGT/STATISTICS/EDU7220001/data/serial/foreign.xls?open

「外国在華留學生人数表」では、「語学留学生」と「語学留学生以外」にしか分類されていないため、「語学留学生以外」の内訳を知ることは難しい。ただし、筆者のインフォマントを含め、多くが大学卒業後、あるいは大学卒業後に数年の社会人経験を経て来台している。したがって、この「語学留学生以外」に該当する日本人は、各大学の留学生の国籍別在籍者数⁵なども含めて判断すれば、その多くが大学院への進学であると考えられる。

また、日本人留学生数の男女比は、1992年前後から女性が増え続け、1997学年度に男女比が逆転した。特に語学留学生は2000年代以降、女性の数が男性の数を圧倒的に上回るようになってきている(図-5)。また、図-4の在台日本人留学生数の推移からは、これまで日本人留学生の行き先でトップを占めてきたアメリカなどとは異なった傾向を示していることが読み取れる。つまり、アメリカでは2003年を境に日本人留学生が減少傾向にある[佃2007: 75]のとはむしろ逆の傾向を示しているのが興味深い。

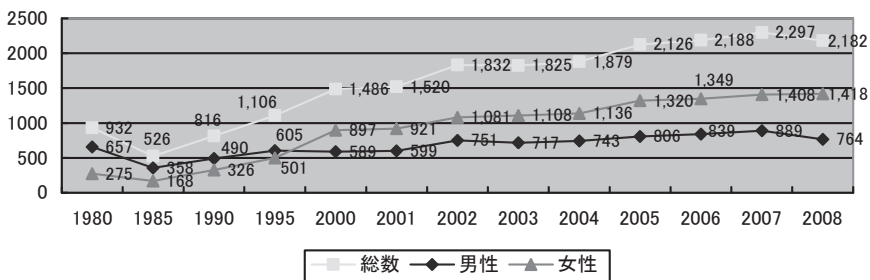


図-5 在台日本人留学生数の変化(1980年～2008年) 単位:人

出所) 教育部統計處「外国在華留學生人数-歴國年別」より筆者作成

注) 統計には語学留学生を含む。

3-2. 台湾の高等教育機関への進学の自分自身にとっての意味づけ

それでは、このようにして台湾で大学や大学院を卒業/修了した経験や台湾で取得した学位は、当事者たちにとって実際のキャリアにおいてどのように生き、どのような意味付けを持ってくるのであろうか。

台湾政府教育部の「外国在華留學生人数」によれば、1999年頃からそれまで圧倒的に多かった「人文」以外にも、「経社及心理学」「商業及管理」系を専攻する日本人が増

えてくる。これは、日本人研究者の間で台湾に対する研究関心が多様化している以外にも、台湾において、こうした学部・学科が相次いで新設されつつあることや、台湾社会は、ビジネスの場でも修士・博士の学位が尊重される社会であることも関係しているものと思われる。

筆者が現地に進出している日系人材紹介会社に対して行なった聞き取り調査なども含めて分析すると、そもそも日本の場合、最近は多少状況が変わりつつあるものの、元来は欧米で取得した学位であっても、アカデミズムの世界や外資系企業などのごく一部の業界を除けば、それほど尊重される向きはなかったといえる。また、最近でこそ多少は海外の大学卒業も日本社会において徐々に認知されるようになってきているが、日本では、台湾を含めアジアで取得した学位は、参考程度にされることはあっても、それでもって格段に就職に際して条件が有利になったり、社会的に認知されることは、研究者として中国研究や台湾研究の道で生きていくのでもない限り、一般的には少ないのが現状である。なぜなら、企業等への一般就職の場合、仮に中国や台湾関連の業務であっても、中国語の力だけよりも、むしろ英語も含めたコミュニケーション能力の方が重視される場合が多いからである。また、日本の大手企業では、中国語を使える人材は、アジア留学を経験した日本人よりも、日本の大学を卒業した中国語を母語とする外国人や帰化した中国・台湾出身者などを優遇する傾向にある。したがって、台湾で大学院に進学する日本人当事者たちにとっても、日本で通用する学位を目指してというよりは、台湾でのよりよい就労や生活を視野に入れた上で現地の高等教育機関への進学が選択されている要素の方が大きいのではないかと考えられる。

たとえば、台湾では日本語教師として働く日本人が多いが、台湾で日本語教師を長期的に続けていくには、最低でも修士以上の学位が求められ、学士止まりでは昇進や昇給にも限界がある。そこで、日本語教師として教えているうちに、進学して最低でも修士を取得した方が、台湾でこれ以上仕事を続けていく上で有利と考え、進学しようということになり、大学院に入り、学位をとり、引き続き日本語教師を続ける人も多い。このような理由により大学院に進学しようとする日本人の場合、以前は日本にいったん帰国して日本の大学院に入り、修士号を取ってから再度台湾の地を踏むケースの方が多かったが、最近では台湾現地の大学院を志す傾向が出始めている。

その理由として、主に次のような理由があると考えられる。ひとつは、日本の大学院修了者の就職難が一般社会でも伝えられるようになってきていること、もうひとつは、日本語教師だけに限らず、台湾で生活して働くことを視野に入れるのであれば、台湾で大学院を出た方が中国語能力や現地の事情にも通じていることの証明にもなるため、現地での就職活動で有利になる傾向があることなどが考えられる。とくに近年

は、台湾で生活して働くことを望む日本人も増えているため、同じ日本人同士の間で優位に立つにも台湾で大学を出ていた方が単に語学留学だけよりも売りになるし強みがあると語るインフォーマントも少なくなかった。このような動機は、日系人材紹介会社の女性マネージャーの「台湾では、専門技術職では日本人の需要は確かに高くなりつつあるものの、日本語ができる現地の人材が多いため、日本で数年程度アシスタント的な事務職を経験してきた後、台湾で1～2年語学を勉強したという程度の日本人にはあまり仕事の需要がない」（2006年10月16日）という語りからも裏付けられる。

また、台湾で長期滞在・定住を望む場合、台湾人の配偶者でない限り条件をクリアするのはかなり難しい。とくに最近では、外国籍居留者の増加や不法な外国人就労の取り締まりへの対応との関係もあり、実際、以前のように語学学校で長期(概ね3年以上)の在学や、語学留學生のままではビザの延長は難しくなっている。しかし、台湾は「学位」主義社会であるため、修士・博士の学位を持っていれば、現状ではそれほど中国語ができなくても、また「実務経験」がなくても、大学で日本語教師などの専任職を見つけやすくなり、その他の職を探すにしても条件が良くなる。「横並びの学歴社会」と称されるように、大学学部までの「学校歴」が重視される日本社会とは異なり、アメリカに似た「学位」尊重型の高学歴社会である台湾社会において、高い学位を取得することは、日常生活においても何かと優遇されるケースも多く、それだけより可能性が広がることを意味する。また、台湾では、公務員の多くがアメリカなど欧米の博士号を持っているだけでなく、開業医など個人医院の看板や個人の名刺などに学位が記入されているケースも多く、転職が盛んな台湾社会では、アカデミズムの業界以外においても、年齢給や勤続年数よりも、職能給や学位による給与体系をとっているところが多い。

台湾の大学の学費は、物価水準に比較して相対的に安い。国立か私立か、また私立でも大学によっても差があるが、実際に日本人留學生の大半が在籍している文系を例にとると、台湾の大学の学費は国立大学の場合、年間で2万元程度(日本円で約57,000円)、私立の場合は4～5万元程度(日本円で約100,000万円～135,000円)である。そのため、実際に自分で働いて学費を稼ぎながら大学院に学ぶ日本人も少なくない。

それに加えて、台湾は日本のように残業が当たり前という労働慣行はないため、就労と自分の勉強を両立させやすい。たとえば、前述の36歳の日本人男性(EH)は、働きながら大学院に通おうと思った動機には、次のような台湾人の同僚たちの姿からも、自己研鑽に余念のない姿に刺激を受けたと語る。

同僚たちはすごいですよ。何かって、5時になれば皆ピタッと仕事をやめて帰って学校とが行く人も多いし、仕事でも、ちょっと仕事が早めに終われば、本を読んだり通っている学校の授業の予習をしたりしている人もいる。これって、日本では「内職」となるのだろうけど、台湾では別に仕事が時間内に終わって時間が余っているんだったらいいじゃないという感じなんですよ(2006年12月19日)。

加えて、最近では日本においても徐々にそのようになりつつあるが、台湾は高学歴女性や20代後半から30代後半にかけての若年既婚女性の労働力率が高い土地柄である〔瀬地山1996〕。そのため、筆者の調査からも、国際結婚によって台湾に暮らしている日本人が、就労に際し自らの学歴的価値を引き上げ、労働市場で優位に立てるようという動機で大学院に入学しているケースがいくつもあった。

たしかに、これまでは在日日本人が従事する職業は日本語教師が多かったし、その傾向は今でもあまり変わっていない。これは、すでに言及したように、日本人個人の側の職業選択からという要因よりは、台湾の外国人就労をめぐる政策との関係が大きい⁶。しかしながら、在日日本人たちは、こうして台湾での滞在を通してその肩書きをさまざまに変えていく。こうした展開のなかで、日本語教師からキャリアアップを図ったり、実際、近年は放送局、出版社、法律事務所などに勤務する者、電子関係やIT関連企業での勤務などの事例も少しずつ出始めている。在日日本人の職種も、日本語教師のみに限定されず、わずかながらだが多様化の兆しがみえている。

4. 在日日本人のトランスナショナルな空間に生きる複合的な戦略

このように、台湾に暮らす日本人が、現地での就労や生活を通じて、より主体的なアイデンティティを構築していくようになった大きな背景には、ひとつは、前節までに見てきたように、日本と台湾をめぐる東アジア間の複合的な社会関係とその変化、日本社会の雇用の変動と雇用システムへの認識の変化がある。もうひとつは、2000年代に入って移民・外国人関連法規の整備が進められるようになり⁷、徐々に在日日本人をめぐる法的・政策的な居留環境が整えられるようになってきたこととも関係があると考えられる。

4-1. 永久居留証取得をめぐるリアリティ

筆者のインタビューやアンケート調査によれば、国際結婚、一般居留者を問わず、とりわけ多くの日本人にとってメリットとして認識されていたのは、いわゆる永住権に相当する永久居留証の取得と配偶者の就労の自由化であった。

現在の台湾では、台湾に連続合法居留5年以上で毎年の居留日数が183日以上の場合、永久居留証を申請できるようになっている(「入出国及移民法」第23条)。筆者の調査では、性別、職業を問わず資格に該当するインフォーマントの多くがこれを取得し、またこれの取得を目指していたことが明らかになった(配偶者の就労自由化のメリットについては、拙稿2007を参照)。実際、筆者が2006年11月に台湾の入出国及移民局の担当者に対し、手続きに来るのはどこの国の人が一番多いか尋ねたところ、永久居留証を申請する外国人は日本人が第1位であるとの話であった⁸。たとえば、台中で日本語教師をしている39歳の男性KSは、2009年1月に永久居留証を取得したが、その心境を次のように語っている。

先日、やっと移民署より電話があった。台湾生活苦節7年、構想半年にして、ついに本当に台湾の永久居留証をゲットした。これで居住権におびえることなく、堂々と会社と渡り合えるのがうれしい。今後は、労働許可証を取得したら、どんな会社で働いてもOKであるし、自分で気軽に会社をやってもいいようである。最新のICカードになっていて、写真もぼかしのようなものが入っている。それで労働許可証を申請すべく、ゲットした永久居留証のコピーや、申請書類などをそろえて、郵便局で各種手続きをした。順調に行けば、2週間後くらいには、手元に台湾で自由に働ける労働許可証が手に入ることとなる(2009年2月11日)。

このKSのように、滞在が長期化している日本人の間では、居留有効期限や居留理由が不要になること、今まで「重入境許可」(再入国許可)がパスポートに貼られていたのが、永久居留証があれば再入国許可申請は不要になること、従来は居留証の期限によって決められていた運転免許証やクレジットカードの有効期限も台湾人と同じになることなどから、「現地での仕事が探しやすくなる」「台湾に暮らす上でのさまざまな煩雑な手続きがかなりの程度軽減される」「いったん仕事をやめたりなどしても台湾にいられる」といったように、永久居留証の取得は台湾での生活の中で大きなメリットと考えられていた。

筆者のインフォーマントたちは、配偶者ビザを取得している者を除き、台湾で働いている者のほぼ全員が正規の就労ビザを取得しており、同じ職場に勤め続ければ、この資格は無効になる恐れはない。しかし、転職時にはあらためて就労ビザを申請しなくてはならず、書類作成の手間や費用に加え、外国人就労ビザの申請を渋る雇用主も少なくなく、申請が通るまでの精神的な負担は大きかった⁹。実際、転職の際に、就労ビザの申請が通らなかつたために、台湾での生活を急遽切り上げて、帰国を余儀な

くされた事例も聞かれた。滞在が長期化するなかで、以前勤めていた職場や日本人からの誘いだけでなく、台湾企業や台湾人からの誘いなどといったネットワークを通じて転職する可能性も増えていく。また、中小企業が中心の台湾では、企業で就労を希望する単身の一般外国人が就労ビザを別途取得するのは、なかなか困難である。したがって、就労面においても永久居留証を取得するメリットは大きいといえる。

4-2. 越境移動時代の“社会資本”としての永久居留証の取得

興味深いこととして強調したいのは、永久居留証の取得は、台湾での定住を継続し安定させるためだけに行なわれているわけではなく、それによって、複数の場所に空間的な可能性を開くような志向性、つまり定住の権利を確保することが移動の可能性や機会を拡大することとして理解されていることである。

ここでは、日本語教師や翻訳通訳などフリーランスのような形態で働くKM¹、台湾企業に雇用されて働くNM¹、大学というプロフェッショナルな場に奉職するAY1¹の3人の事例を見ていきたい。

【事例1 フリーランスのような形態で働く日本人】

KM¹（女性、39歳）は、日本で大学卒業後に医療事務の仕事を経て、1994年に台湾に留学、その後、台湾で日中通訳翻訳分野の修士を取得し、台湾に暮らしながら台湾や日本の出版社などと契約を結んで翻訳や日本語教師の仕事に携わっているが、永久居留証取得後の仕事をめぐるライフスタイルの変化を次のように語る。

今は、台湾で日本語教師をメインにしながら、翻訳・通訳などの仕事をしながら台湾を拠点に生活しています。でも、民間の日本語学校はけっして給料もいいわけではないですし、翻訳や通訳なんて不定期だし、そりゃあいい報酬の仕事が入ってくることもたまにはあるけれども、それほど実入りがいいものではないから、実は、日本の人材派遣会社にもいくつか登録してるんですよ。永久居留証は、1年のうち183日以上、つまり6ヶ月以上滞在していれば、この資格は取り消されることはないわけだから、それに抵触しない範囲内で、たまに日本に戻って働くの。日本の人材派遣の仕事って、だいたい1仕事3ヶ月くらいのものが多いでしょ。だから、そこで多少ハードワークでもお給料が高い仕事を選んでがっばり稼ぐ。もちろん、場合によっては、昼間の仕事を終えてから、夜だって別の仕事を入れることもありますよ。こうして働いて、またしばらくしたら台湾に戻る。いずれまた台湾に戻れると思うから、こうしたある意味で辛い仕事だって我慢で

きるんですよ(2006年11月17日)。

KM〃の事例は、永久居留証の取得により、台湾に生活の拠点を置きながらも台湾での仕事の合間を利用し、あるいは場合によっては一年のうち数ヶ月は日本に戻って、人材派遣などで「逆出稼ぎ」的に集中的に働くこともできるようになったことを示している。

【事例2 台湾企業に雇用されて就労する日本人】

次に、日本と台湾の大学間の姉妹校連携は、90年代後半に入り急速に活発化してきたが、近年、日本の大学在学中に交換留学などを経験した者が、卒業後に台湾に「再上陸」して台湾の大学院に入ったり、台湾で職を得たりして、台湾で暮らすケースも増えている。

たとえば、有名国立大学の中国語学科を卒業し、学部在学中の1998年に台湾へ交換留学経験を持つNM〃(女性、30歳)は、台湾に留学したことをきっかけに台湾が気に入って、卒業後に再度来台した。最初は日本人が経営する通信社に編集員として勤務していたが、その傍ら、台湾で修士課程を出て、修了後に台湾の放送局に転職し、現在に至っている。NM〃は永久居留証の取得を考えている動機を次のように語る。

NM〃の年齢は就職氷河期を経験した時期にあたり、すでに正社員の就職口は少なくなり、仮にあってもかつてのような恵まれた待遇は望むことが難しいような状況になっていた。そこで、KM〃は、次のように、自分自身の活躍の場を拡げるために、日本と台湾のどちらの社会で働いて生活していく上での法的なアクセスへのハードルを少しでも軽減させたいと考えたという。

私の出身は九州。地元には自分を生かせる仕事がないので、必然的に東京に出なければならぬ。でも、東京では家賃が高くて正社員で就職できなきゃ一人暮らしはきつい。だから、私にとっては台湾で働くのも、東京で働くのもそれほど大きく違いはないんです。日本でも台湾でも働いて生活していくのに支障がないようにと、そうした理由から永久居留証を取得しようかなと考えているんです(2006年12月5日実施)。

NM〃の場合、自分の希望する職に就くために東京で働くことを検討したが、収入と生活費のバランスが見合わず、断念した経緯があった。

20代後半から30代前半の大卒女性の平均月給は、正社員の場合であれば税込みで

約20万～30万前後である。契約社員などの場合は、もう少し水準が下がるだけでなく、昇給や賞与がほぼ見込めず、住宅手当や家賃補助が支給されないケースがほとんどである。また、正社員が契約社員などの非正規雇用かを問わず、地方都市の場合は水準がこれよりもやや下がる。他方、台湾の場合、台湾人の大学学部卒の平均初任給は30,000～35,000台湾ドル(日本円で約10万円弱)、大学院修士修了の場合は40,000～45,000台湾ドル(日本円で約12万～13万円弱)であるが、筆者の聞き取り調査によれば、正式に外国人就労ビザを取得して台湾で働いている日本人の平均給与は、ITやエンジニアなど技術者を除く職種の場合、大学院修士修了で平均45,000～50,000台湾ドル(日本円で約14万～15万円程度)というケースが最も多かった。したがって、もしも住宅手当が支給されたり、社員寮などに入ることが可能な場合は、台湾の物価水準は、都市部の場合、平均して日本の6割程度であるため、もし正社員以外の雇用形態で働くのであれば、たしかに日本で働くのも台湾で働くのも、地方出身者が東京で家賃を負担して生活しなければならないことを考えれば、実質的に手元に残る収入面においてそれほど大きな違いはないといえる。

NM¹の事例は、単に国境を超える日本人の戦略だけでなく、グローバル化のなかでの地方都市の衰退、また必ずしも今に始まったことではないが、地方出身者は首都圏などの都市部出身者に比べて選択肢が少ないという現実が読み取れる形となっているという点においても示唆的である。また、これは同じ日本国内の他の地方都市間を移動するよりも、台北との間を行き来する方が、交通費が安くつくという現実も反映されているものと思われる。実際、NM¹は、「けっして経済的にゆとりがある生活ができていないとは思わないが、台湾では、台湾人とマンションをシェアして住んでいるし、東京で一人暮らしをするよりは楽だと思う」と述べている。NM¹は、この経験と対比しているために、単に台湾が好きという個人的志向の面においてだけでなく、現実的に手元に残る収入面のバランスを考慮に入れても日本で働くよりは台湾で働く方が恵まれていると感じていた可能性がある。

【事例3 教育研究機関に奉職する日本人】

他方、最近では日本での博士課程修了者など研究者の就職難も関係し、日本人研究者が台湾の大学で職を得て台湾で生活をするケースも増えているが、たとえば40歳代後半の女性AY1¹は、台湾の大学で日本語教師として奉職する傍ら、日本の大学からも研究プロジェクトへの協力を通じて報酬を得ている。AY1¹は台湾の永久居留証を取得したことにより、以前に比べ研究会議への出席などのために日本に出かけることも容易になり、むしろ取得前よりも意識的にも出国のハードルが低くなったという。

台湾の現行法規では、就労ビザを取得して働く外国人の場合、仮に雇用主から正社（職）員の立場で採用されている場合であっても、国の外国人就労ビザは一年ごとに更新しなければならないことになっている。大学や国の研究機関などが雇用主であれば、就労ビザの更新が政府から拒否されることは通常はあまりないことであるが、外国人就労ビザを1年ごとに更新しなければならないのは、いくら大学側がスポンサーに立ってくれるから大丈夫とはいっても、やはり万が一のことを考えると、不安も小さくはなかったと語る。

さらにAY1¹は、これまでは大学日本語教員として就労ビザを取得して滞在を継続させてきたが、永久居留証を取得したことにより、フルタイムの日本語教員の職を辞し、現在は博士課程に在籍しながら、非常勤講師として大学で日本語を教えるといったワーキングスタイルを選択して、滞在を安定させることも可能になった。研究者はその仕事の性格上、国境を超えてさまざまな国籍の研究者と連携して仕事を行ったり、必然的に国外に出かけることも少なくないため、台湾人の配偶者以外の単身居留者が永住権を取得するメリットは大きいといえる。

4-3. シティズンシップ獲得への多義的な意味付け

以上の3つの事例が示すように、日本国籍とあわせて二つの法的保障と生活空間を持つことができるという肯定的なりアリティからは、「一時的な滞在」「いずれ日本に戻る」ことを必ずしも前提としているのではなく、「ライフスタイル移住」「生活の拠点として台湾に暮らす」という軸が出てきていることがうかがえる。同時に、複数の場所での移動の可能性を広げる権利を確保することで、複数の場所に空間的な可能性を開くような志向性がうかがえ、永久居留証の取得には多義的な意味付けがなされていることが看取できるのである。これらの事例から共通して読み取れるのは、「自分を生かせる場所で生活基盤を築きたい」という志向と戦略であり、それぞれ職業的立場の違いはあるものの、いずれも永久居留証の取得が移動時代の一種の“社会資本”として捉えられていることが分かる。

他方で、これは地理的に日本に近い東アジア、とくに社会制度や生活レベルが近い台湾だからこそ、よけいに可能になったライフスタイルでもあるともいえる。なぜなら欧米であれば、一往復するだけでも10数万円はかかり、また、時差が10時間以上もある地域との間では、日本国内にいるのと同様感覚で仕事や生活をするというようなことは、いくら交通手段や情報通信産業が普及したといっても、ごく一部の限られた日本人たちの間を除けば、それほどたやすいことではないと考えられるからである。

とくに日本と台湾はいずれもサービス業が主力となり、産業構造が類似してきている¹⁰。それに加え、さらに2000年代に入ると、インターネットや携帯電話など情報通信産業の普及などもあいまって、時差が少ないなかでさらに時間的・心理的な距離感も縮小し、日本にいても台湾にいてもほぼ同様のスタイルの仕事を獲得したり、ほぼリアルタイムで転職活動を行なったりなどができるようになるなど、より自覚的に自らのアイデンティティを追及していけるような機会を追求することも可能な空間もできつつある。こうしたことがまた、永久居留権などシティズンシップの取得への多義的な意味づけを与える要因として働いているといえるだろう。

なお、台湾では、永久居留証に加え、その制定以来70年間改正されることがなかった国籍法が2002年に改正された。それにより、日本国籍を保持したまま中華民国に帰化すること、つまり二重国籍も可能となっている。台湾の中華民国籍を取得して帰化する日本人は、永久居留証を取得する日本人に比べれば数はまだ少ないものの、中華民国籍を取得して現地に帰化をする日本人も徐々に始めており、今後の展開が注目される。

5. おわりに—結論と含意

本稿では、台湾に暮らす日本人の“between”に生きるよりよいライフスキル獲得に向けた戦略実践を通して、現代日本におけるグローバルな国際移動の現状と、日系企業社会の拡大にとどまらない次元でのアジアに暮らす日本人の現地社会との関わり的一端を考察してきた。東アジアにおける越境する社会空間を射程に入れつつ、本稿の検討から明らかになる点は、大きく次の二点である。

第一に、自らの主体的な選択や意思によって台湾に暮らす日本人が、現地でのよりよい条件での就労やライフスキルの獲得を目指して現地の高等教育機関へ進学したり、永久居留権など現地でのシティズンシップ獲得をめぐる彼/彼女たちの動機や戦略には多義的な意味づけが与えられていることである。これは、逆説的にいえば、ジェンダーや階層も含め、日本人内部の属性の多様性が反映された結果であるともいえる。

日本国籍とあわせて二つの法的保障と生活空間を持つことができるという肯定的なリアリティは、移動する人々が文化や境界(ボーダー)をよみかえ、「エスニシティ」としての日本人や「国」を再構成していることを示すものである。つまり、シティズンシップの取得が、むしろ移動の機会を広げる基盤として、より積極的に認識されていることを表しており、必ずしも国民国家への包摂や帰属としての定住や帰化だけにとどまらず、それとは異なる多義的な意味が与えられていることが分かる。

このような展開のなかで、グリック・N・シラー [N. Schiller 1995]がいうように、

二つの社会で収入を得ることも可能となっており、両側のコミュニティがネットワーク上のひとつの社会空間へと編成されるなかで、トランスナショナルな生活は、むしろ生存とよりよい生活の戦略にも転換させている。台湾に越境する日本人も、二つの社会の間で生きるということを戦略的に「利用」し、わずかな機会や隙間を見つけて自己実現を図り、潜在や移住を経て連続するキャリアの構築を目指すようになっているともいえる。

第二に、他方で、こうした展開は、〈国民〉というカテゴリーを規定するシティズンシップと、生活基盤の保障先としてのシティズンシップという点において、一致性が高いと思われてきた日本人のイメージに問い直しを迫るものともいえることである。

たとえば台湾人や香港人などチャイニーズの世界では、ナショナル・アイデンティティの帰属先としての永住権や国籍と生活基盤の保障先としてのそれを割り切つて考える処世術が存在する。そうした背景も大きく関係し、実際、かつてほどではないにせよ、アメリカ国籍、カナダ国籍やオーストラリア国籍など外国籍を持つ台湾人や香港人は多く、複数の国籍や永住権を持つことは社会的にも比較的普通のこととして認識されている。これは、政治的に「国家」としての地位が不安定であることや、かつての日本人以上に強い欧米志向などといった要因だけでなく、将来の活躍の場や、よりよい生存の場を視野に入れた上で「戦略的に」行われている行為である。

戦後の日本において、日本人は長らくこうした意識は持ち合わせていないものという認識が長らく共有されてきた。しかし、本稿の事例からは、日本人の間でも、最近では台湾人や香港人が持ち合わせるような国への帰属に対する意識の変化も一方では見られ始めるようになってきていることがうかがえる。永住権や国籍などシティズンシップに対する台湾人の考え方や行動規範の影響を受けて、一つの国に帰属する国民のイメージが相対化されたともいえよう。こうした展開は、シティズンシップとナショナル・アイデンティティの帰属という点において、これまで一致性が高いと思われてきた日本人のイメージに問い直しを迫るものでもあり、「日本人」概念の問い直しや相対化を考える上でも、きわめて重要な展開として強調する必要がある。

今後、越境する日本人のトランスナショナルな空間に生きるライフスキル獲得をめぐる戦略についてさらに分析を進めていくと同時に、国の枠組みを超える移動が人生に与える影響について考察していくことが課題である。

[注]

¹ 「はざま」(between)に生きるという概念は、アメリカの文化批評家ジェームズ・クリフォードがニューヨークのカリブ系移民について言及した際、こうした人々にとって重要なのは、「どこの出身か」(Where are you from?)ではなく、「どことどこの間にいるか」(Where are you between?)だと

述べているところから援用したものである(Clifford 1997: 37)。本稿が扱うようなトランスナショナルな移動状況において、このクリフォードの「はざま」(between)の概念を拡大的に解釈すれば、彼女たちは国と国、社会と社会、文化と文化の間を生きる人々であり、本稿においてもそのような意味において用いている。

- 2 現在、入手できる外務省「海外在留邦人統計調査」は、平成9年度版(1996年10月1日現在)のものからである。なお、大韓民国では、平成18年度版(2005年10月1日現在)では永住者数は71名であったのが、平成19年度版(2006年10月1日現在)では1,622人と極端に増えていることに注意したい。
- 3 このほか、日本人退職者ロングステイ査証(180日間数次)、並びに日本人ロングステイ下見のための査証(60日滞在数次)がある。なお2009年6月1日より、台湾においても18歳以上30歳以下の日本人を対象に、年間2,000人まで1年間を限度としてワーキングホリデー制度が実施されている。なお、台湾の外国人関連法規は、変更や改正が頻繁であることに留意する必要がある。
- 4 台湾における「永久居留」申請資格(「入出国及移民法」第23条)
 1. 台湾地区に合法連続居留5年以上の外国人 あるいは
 2. 台湾地区に戸籍を有する国民の外国人配偶者およびその子女で、合法連続居住5年あるいは合法居住15年以上でそのうちの8年間について毎年の居住日数が183日以上、かつ次の要件に適合する者。
 - ①年齢が満20歳以上。ただし、国民の子女は14歳以上。
 - ②品行方正
 - ③自立に足る相当な財産、あるいは技術を有する。
 - ④合法連続居留期間は毎年270日以上。ただし国民の配偶者および子女は183日以上。
 - ⑤国家利益に適合すること。

なお、2008年8月1日より、台湾へ3,000万元(日本円で約1億500万)以上を投資した外国人に永久居留証の申請を認める新制度を施行するとともに、専門職や事務職などに従事し年間183日以上台湾で働く外国人を対象に、永久居留申請に必要な合法居留年数がそれまでの7年から5年に短縮された。ただし、投資の場合は3,000万元以上の投資に加え、5人以上の台湾人雇用と3年間の事業継続が必要である。

- 5 参考までに、台湾で学位取得あるいは専門課程での学習・研究を目的に留学する学生が最も多い代表的な総合大学とされる国立台湾大学の資料「本地生、僑生、外籍生人数、按院別 1980-2004」によれば、外国人留学生である「外籍生」は、2004年現在267名のうち、学部が126人、修士課程が101人、博士課程が40名であり、そのうち、人文社会科学系が過半数以上を占めている。性比では、1997年までは男性の方が多いが、1998年～1999年はほぼ半々になり、2000年から女性の占める割合が高くなっている。ただし、この資料からは国籍別内訳は不明である。
- 6 台湾での日本人の雇用・就労と外国人就労をめぐる政策との関係については、金戸[2007]を参照。
- 7 戦後台湾の特殊な政治体制も関係し、外国人を受け入れるホスト社会としての環境整備に遅れを取ってきた台湾であるが、90年代半ば頃から、日本人や欧米出身者など外国人関連団体が台湾に長く暮らす外国人の居留環境の改善に向けての活動を展開するようになった。こうした背景や、90年代後半以降、民主化の進展とともに、台湾政府がより広義な社会福祉や人権擁護に関する積極的な政策整備を行っていくようになってきたことや、東南アジアや中国大陆などからの配偶者の急増がもたらすさまざまな社会問題に対処するために、移民関連法規の見直しが迫られていくようになった。こうして1999年5月14日に至り、台湾で移民問題と出入国業務に関する専門の法律である「入出国及移民法」(2002年、2007年改正)がはじめて制定され、これをきっかけに台湾に一定期間居住した外国人に対して「永久居留権」つまり永住権制度が認められることになった。これを機に、台湾では2000年代に入り「全民健康保険法」、「国籍法」や「就業服務法」など、外国人居留関連法規が相次いで

制定あるいは改正されている。

- ⁸ 外国籍配偶者比率が高いが多いベトナム人をはじめ、東南アジアの人たちは永久居留証を飛び越し、はじめから帰化の手続き、つまり母国籍を放棄してしまう人が圧倒的に多いとのことである。
- ⁹ 永久居留証を取得した場合でも、就労する場合は、別途届け出が必要である。ただし、永久居留証を持つ外国人については、直接勞工委員会に労働許可を申請することで、再度雇用主を通して労働許可を申請する必要はなくなるため、就労する上での負担はかなりの程度軽減される。なお、すでに触れたように、中華民国籍者と結婚し、合法的な居留権を取得した外国籍配偶者の場合、労働許可を申請することなく台湾で就労することができる。
- ¹⁰ 台湾は1980年代末にすでにサービス業中心の産業構造へと変化し始めており、サービス業従事人口が過半数を占めたのが1988年である。その後、サービス業の占める比率は1996年に60%を超え、2000年前後に65%台になっている〔行政院主計處2002: 15〕。

【文献】

- Ben-Ali Eyal and Yong Yin Fong Vanessa, 2000, "Twice Marginalized: Single Japanese Female Expatriates in Singapore", Ben-Ali and John Clammer, *Japan in Singapore*, Surrey: Curzon, 82-111.
- Clifford, James, 1997, *Routes: Travel and Translation in the Late Twentieth Century*, Cambridge and Mass: Harvard University Press.
- Chun, Allen, 2002, "The Coming Crisis of Multiculturalism in 'Transnational' Taiwan", *Social Analysis*, Vol.46, Iss.2, 102-122.
- 外務省「海外在留邦人数調査」平成9年版～平成20年版。
- Glick Schiller, Nina, Linda Basch, and Cristina Blanc Szanton, 1995, "From Immigrant to Transmigrant: Theorizing Transnational Migration", *Anthropological Quarterly*, Vol.6, 48-63.
- 行政院主計處, 2002, 『91年人力資源統計年報』。
- 今田高俊・園田茂人, 1995, 『アジアからの視線——日系企業で働く1万人からみた「日本」』東京大学出版会。
- ジョン・C・トービー著, 藤川隆男監訳, 2008, 『パスポートの発明 監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局。
- 金戸幸子, 2006, 「亞洲的自發性日本移民: 以台北・上海為例」台湾・南華大學社會科學院亞太研究所編《亞太研究通訊》4: 63-87.
- , 2007, 「現代台湾における日本人の動態とその新たな展開——台湾でキャリア構築を目指す越境動機を中心に——」『現代台湾研究』32: 20-45.
- Kelsky, Karen, 2001, *Women on the Verge: Japanese women, Western Dreams*, Durham and London: Duke University Press.
- コバヤシ, オーダリー, 2003, 「ジェンダー問題(切り抜け)としての移民: 日本人女性のカナダ新移住」岩崎信彦ほか編『海外における日本人, 日本の中の外国人 グローバルな移民流動とエスノスケープ』昭和堂, 224-238.
- 小林英夫, 2006, 「戦後アジアと日本企業」諏訪春雄編『グローバル化時代の日本人』勉誠出版。
- 林泉忠, 2005, 『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス—沖繩・台湾・香港』明石書店。
- Marcus, George, 1998, *Ethnography through Thick and Thin*. Princeton University Press.
- 内政部警政署, 『中華民國警政統計年報』民國81(1992)～民國96(2007)年版。
- 内政部警政署, 「台閩地區居留外僑統計——按國際及職業別九十四年(2005)」。
- 内政部統計處「內政統計通報九十八年(2009)第五週」。

- 小倉充夫, 1995=2005, 「第14章 社会変動と国際社会——国際社会学の誕生」宮島喬編(1995=2005)『現代社会学[改訂版]』有斐閣, 308-328.
- 酒井千絵, 1997, 『香港に就職した日本人女性——アイデンティティの弾力性とその安定』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻相関社会科学コース修士論文.
- , 2007, 『境界を越える／境界に生きる:1990年代日本から香港・中国への自発的移住を事例として』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻相関社会科学コース博士論文.
- 佐藤真知子, 1993, 『新・海外定住時代——オーストラリアの日本人』新潮社.
- 瀬地山角, 1996, 『東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- Sakai, Junko, 2000, *Japanese Bankers in the City of London*, London and New York: Routledge.
- Smith, M. P. & L. Guarnizo, 1998, *Transnationalism from Below*, Transaction Publishers.
- 園田茂人, 2001, 『日本企業アジアへ—国際社会学の冒険』有斐閣.
- 佃陽子, 2007, 「二十一世紀日本人のアメリカン・ドリーム—移民と非移民の間」『現代日本をめぐる国際移動』勉誠出版, 72-80.
- THANG Leng Leng, MACLACHLAN Elizabeth and GODA Miho, 2006, 「自分の空間で暮らす:シンガポールで働く日本人女性」地理科学学会編『地理科学』61 (3): 156-171.

『多言語多文化—実践と研究』の理念

『多言語多文化—実践と研究』は、既存の学問分野の枠組みを超えて多言語・多文化社会を多面的に理解する視点を提供し、研究者と実践者による研究成果の意義を広く社会に問いかけ、現場へのフィードバックをおこなうことを目的としています。

本誌は、次に掲げるような、現代日本における多言語・多文化化を直視し、さまざまな課題に向きあうあらゆる領域の執筆者による論稿を掲載することで、多言語・多文化社会研究におけるひとつの里程碑となることを目指しています。

今日、ますます多くの国民国家が多言語・多文化化していくなかで、対立や摩擦、差別や偏見、格差と不平等、文化やアイデンティティをめぐる葛藤といった多くの社会的課題が指摘されています。多言語・多文化社会に関わる研究者・実践者にとって、それらの現前する課題を探求することは、ひとつの大きな使命です。

多言語・多文化社会の問題は、目の前に現れている現象だけではありません。まだ表面化していない潜在的な課題や、その背後にある社会構造やシステム、社会的意識、言説やイデオロギーをあらわにし、既存の社会のあり方そのものを批判的、理論的に問い直すことも、多言語・多文化社会研究の大きな役割であると考えます。

さらに、多言語・多文化化は全世界的なグローバリゼーションの拡大・深化の一環として起こっています。それゆえ日本と諸外国の様相を比較することで、多言語・多文化化という社会・文化変動の全容を明らかにすることも重要です。

本誌の特徴は、従来のいわゆる「研究論文」に加え、「実践型研究論文」を新たに位置づけている点にあります。「実践型研究論文」とは、従来の「研究論文」における方法論や分析枠組みではとらえきれない、刻一刻と変化する現場での実践を対象とし、以下に述べる条件に合致したものとします。

- ・ 研究対象の実践活動が論文執筆者自身の経験によるものであること。
- ・ 先行する研究や実践について必要な言及または引用をしながら、現場の状況を客観的に分析し、問題意識と課題が明確に導き出されていること。
- ・ 実践のプロセスが問題にのっとなって記述されていること。
- ・ データ・事例の単なる提示ではなく、意味づけがなされていること。

- ・実践活動にともなう変容が記述されていること。
- ・課題の解決もしくは改善点にむけて分析がなされていること。

以上のような理念にもとづいて、本誌は、研究者と実践者がひとつに集い、現代日本および世界における多言語・多文化化と切り結ぶあらゆる試みを発信する「フォーラム」になることを願っています。

(2009年10月20日改訂)

『多言語多文化—実践と研究』投稿規定

本誌は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター（以下、本センター）の研究誌であり、年1回発行する。本誌は、別に定める研究誌の理念に合致した投稿論文を広く公募する。

1. 投稿資格

原稿の投稿は、誰でも行うことができる。

2. 使用言語

- (1)原稿の執筆は原則として日本語で行う。日本語以外の言語での執筆を希望する場合は、日本語訳(全訳)を同時に提出することとする。
- (2)母語以外の言語で論文を執筆する場合、使用言語のネイティブ話者によるチェックを受けること。

3. 字数

原稿の字数は25,000字以内(見出し、小見出し、図表等、注、文献リストを含む)とする。図表および写真等については、本誌の4分の1ページに相当する大ききで400字、2分の1ページに相当する大ききで800字として換算する。

4. 投稿方法

本誌への投稿を希望する者は、以下の3つの文書をMS Wordもしくはそれと互換性のある形式で作成し、電子メールの添付ファイルで提出すること。

- (1)投稿原稿(別紙執筆要項に基づいて横書きで作成すること)
- (2)英文要旨
 - ①論稿の題目(英文)
 - ②200-300 wordsの英文要旨(ネイティブチェックが必要な方については、本センターにご相談ください。)
- (3)執筆者情報

- ①氏名(日本語表記およびアルファベット表記)
- ②住所・電話番号・電子メールアドレス
- ③所属・職名(大学院生の場合は修士・博士の別、日本語表記および英語表記、)
- ⑤論稿の題目(和文)
- ⑥母語以外で執筆した原稿の場合、本文のネイティブチェック者の氏名・連絡先

<原稿提出先>

東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター

電子メールアドレス：tc-ronbun@tufs.ac.jp

※投稿後一週間経っても受領の連絡がない場合は、改めてメールで問い合わせてください。

5. 応募期限

原稿の投稿締め切りは、毎年3月末日とする。

6. 査読

- (1) 投稿原稿は、レフェリーによる査読の後、本センターが査読結果にもとづき掲載可否、修正の要不要を決定し、投稿者に通知する。
- (2) 査読の結果、原稿の修正を求められた投稿者は、指定された期日までに指示された修正を行い、原稿を再提出すること。

7. その他

- (1) 論稿の掲載順序は、本センターが決定する。
- (2) 本誌に投稿される論稿は未発表のものに限る。ただし、学会・シンポジウム等において口頭で発表したものについてはその限りではない。また、ブックレット・報告書等に未査読で掲載されたものについては改訂した上で投稿してもよい。その場合は、必ず初出の掲載誌を投稿原稿末に明記すること。
- (3) 本誌に掲載される論稿に関しては、著作者が著作権を有するが、著作権法で規定する複製権および公衆送信権等については、著作者は国立大学法人東京外国語大学にその使用を許諾するものとする。

(2009年2月4日改訂)

『多言語多文化—実践と研究』執筆要領

1. ページ設定・文字

- (1) A 4判の用紙にワープロソフトを使用して、横書き40字×40行で作成する。
- (2) フォントは、日本語および全角の数字・ローマ字はMS明朝など、半角の数字・ローマ字はCenturyなどの標準的なフォントを使用する。

2. 全体の構成

原稿の構成は以下の通りとする。

- (1) 和文題目(副題も可)
- (2) 執筆者氏名
- (3) 本文
- (4) 注
- (5) 文献リスト

3. 見出し、小見出し、項

本文中の見出し、小見出し、項の表記は、以下の通りとする。

[見出し] 1. 2. 3. ～ (数字・ピリオドは全角)

[小見出し] 1-1. 1-2. 1-3. ～ (数字・ハイフンは半角、ピリオドは全角)

[項] (1) (2) (3) ～ (数字は半角、括弧は全角)

4. 説明注

説明注は後注とする。本文中該当箇所の文字の右肩に注番号を1 2 3・・・のように付し、注は本文末尾に1行空けて、[注]の見出しの下に一括して記載する。

5. 文献注

①本文や注で引用した文献を示す注(文献注)は、本文中の該当箇所に[著者の姓+西暦発行年: (半角空欄)該当ページ]というかたちで記す(例:[石井2003: 35])。

外国語文献の場合は、著者名と発行年のあいだに半角空欄を挿入する(例:

[Anderson 1991: 105])。

- ②同じ著者の同じ出版年の文献を引用する場合は、出版年の後にa, b… と小文字のアルファベットを順につけて区別する。(例：[Anderson 1991a] [Anderson 1991b])
- ③ふたりの共著の場合は、外国語文献であれば[Weber and Marx 1890]、邦文文献であれば[高橋・青山2005]などとする。3人以上の共著の場合は、[Mills et al. 1965]、[伊東ほか2001]などとする。
- ④編著の場合は、[梶田編2002]、[有末・関根編2005]、[Morris-Suzuki ed. 2001]、[Gellner and Hobsbawm eds. 1982]などとする。
- ⑤邦訳書の場合は、[原著者氏名+原著刊行年=訳書刊行年: 訳書の引用ページ]、すなわち[Hage 1998=2003: 36]などとする。
- ⑥ひとつの文献注でふたつ以上の著書、著者を示す場合は[青山2000, 2001] (同一著者の場合)、[青山2000; 伊東2001] (異なる著者の場合)などとする。

6. 文献リスト

文献注で引用した文献は注の後に1行空けて、**[文献]**という見出しの下に一括してアルファベット順に並べたリストを作成する。

各文献の表記は原則として

<著書>著者名+発行年+題名・副題+出版社。

<論文>著者名+発行年+論文名・副題+掲載雑誌・号数+掲載ページ。

とする。なお、邦文文献の場合はカンマ、ピリオド等は全角で、題名は『』(論文は「」)で囲み、主題と副題のあいだには――(全角2倍ダッシュ)をつける。外国語文献の場合はすべて半角文字とし、ファミリーネームを先頭にし、主題と副題はイタリック体にして、あいだをコロンでつなげる。また出版社の前に出版都市名を明記する。

その他、表記法の詳細は以下の事例を参照。

(単著)

戴エイカ, 1999, 『多文化主義とディアスポラ——Voices from San Francisco』明石書店。

Castles, Stephan, 2000, *Ethnicity and Globalization: From Migrant Worker to Transnational Citizen*. London: Sage.

(雑誌論文)

保莉実, 2002, 「アンチ・マイノリティ・ヒストリー——ローカルかつグローバルな

歴史に向けて」『現代思想』30(1):20-32.

Mar, Phillip, 1998, "Just the Place is Different: Comparisons of Place and Settlement Practices of Some Hong Kong Migrants in Sydney," *The Australian Journal of Anthropology* 9(1): 58-73.

(編著・編著論文)

宮島喬・梶田孝道編, 2002, 『マイノリティと社会構造』東京大学出版会.

関根政美, 2002, 「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」宮島・梶田編, 209-34.

関根政美, 2002, 「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」宮島・梶田編 2002a, 209-34. ←※同一編者の編著が複数ある場合

Bennett, David ed., 1998, *Multicultural States: Rethinking Difference and Identity*. London: Routledge.

Hall, Stuart, 2000, "The Multicultural Question," Hesse ed., 209-41.

Hall, Stuart, 2000, "The Multicultural Question," Hesse ed.2000a, 209-41.

←※同一編者の編著が複数ある場合

(訳書)

Hage, Ghassan, 1998, *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*. Annandale: Pluto Press. (=2003, 保莉実・塩原良和訳『ホワイト・ネーション——ネオ・ナショナリズム批判』平凡社.)

7. 図表および写真等

図表および写真等は本文中の該当箇所に挿入・添付し、それぞれ 図- 1、表- 1、写真- 1 などのように通し番号をつけ、タイトルをつける。タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につける。

(2009年2月4日改訂)

研究誌『多言語多文化——実践と研究』 Vol. 1 投稿・刊行状況

号	投稿 論文数	受理 論文数	査読者数 (延べ)	査読(1回目) 合格論文数	再投稿 論文数	掲載 論文数
2	15	15	30	9	8	6

多言語多文化——実践と研究 vol.2

2009年12月1日発行

編集・発行 東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1 研究講義棟319

Tel : 042-330-5441

Fax : 042-330-5448

Email : tc@tufs.ac.jp
